
平成30年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

平成30年12月17日(月曜日)

議事日程(第3号)

平成30年12月17日 午前9時30分開議

追加日程第1 発議第1号 大島大橋損傷事故によって発生した被害・損失に係る損害賠償請求及び被害者の救済支援に関する意見書の提出について

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

追加日程第1 発議第1号 大島大橋損傷事故によって発生した被害・損失に係る損害賠償請求及び被害者の救済支援に関する意見書の提出について

日程第1 一般質問

出席議員(13名)

1番 藤本 浄孝君	2番 新田 健介君
3番 吉村 忍君	4番 砂田 雅一君
5番 田中 豊文君	6番 吉田 芳春君
7番 平野 和生君	9番 尾元 武君
10番 新山 玄雄君	11番 中本 博明君
12番 久保 雅己君	13番 小田 貞利君
14番 荒川 政義君	

欠席議員(1名)

8番 松井 岑雄君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 舩本 公治君 議事課長 大川 博君
書 記 池永祐美子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	椎木 巧君	代表監査委員	……………	西本 克也君
副町長	……………	岡村 春雄君	教育長	……………	西川 敏之君
病院事業管理者	……………	石原 得博君	総務部長	……………	中村 満男君
産業建設部長	……………	林 輝昭君	健康福祉部長	……………	平田 勝宏君
環境生活部長	……………	佐々木義光君	久賀総合支所長	……………	藤井 正治君
大島総合支所長	……………	近藤 晃君	東和総合支所長	……………	山崎 実君
橘総合支所長	……………	中村 光宏君			
会計管理者兼会計課長	……………				大下 崇生君
教育次長	……………	永田 広幸君	病院事業局総務部長	…	村岡 宏章君
総務課長	……………	岡本 義雄君	財政課長	……………	重富 孝雄君
政策企画課長	……………	山本 勲君			

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

松井議員から欠席の通告を受けております。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

12月14日に開催された総務文教常任委員会において、付託された議案第13号の審査において議案書に誤りが見つかりました。教育委員会永田次長から訂正させていただきたいとの申し出がありましたので、発言を許可します。永田教育次長。

資料配付します。

○教育次長（永田 広幸君） お手元に資料をお配りをさせていただきました、本定例会議案つづり42ページにおける正誤表にありますとおり、議案第13号周防大島町公民館条例等の一部改正に係る周防大島町大島文化センターの設置及び管理に関する条例、新旧対照表資料において、現行部分の別表、大島文化センター施設使用料の使用区分、施設の種類の欄の研修室3の項において、基本料金、全日の欄の記載が1万6,740円となっておりますが、正しくは8,310円の誤りでございました。

以上、資料の訂正をさせていただき、深くおわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（荒川 政義君） それでは、本日の会議を開きます。

追加日程第1. 発議第1号

○議長（荒川 政義君） お諮りします。ただいま、新山玄雄君ほか5名から発議第1号として、大島大橋損傷事故によって発生した被害・損失に係る損害賠償請求及び被害者の救済支援に関する意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、追加日程第1として、発議第1号大島大橋損傷事故によって発生した被害・損失に係る損害賠償請求及び被害者の救済支援に関する意見書についてを議題とします。

配付は終わりましたので、趣旨説明を求めます。新山玄雄議員。

○議員（10番 新山 玄雄君） 本日、提案いたしました発議第1号大島大橋損傷事故によって発生した被害・損失に係る損害賠償請求及び被害者の救済支援に関する意見書につきまして、趣旨説明を申し上げます。

平成30年10月22日未明に発生した外国船籍の貨物船が大島大橋に衝突した事故により、町民の生活、経済が、直接的、間接的に甚大な被害を被ることになりました。

被害は、損傷した橋桁により大規模な通行規制を受け、橋に添加してあった広域水道の送水管や送電線、通信ケーブルなどのハード施設の復旧以外にも、農漁業においては、みかんや漁獲した海産物等の出荷ができない。商工業においては、商品や材料が入荷できない。飲食、観光業においては、通行規制による大量のキャンセルなど、民間事業者の逸失利益や住民が給水を受けるために支出した費用等、はかり知れない膨大な額となります。

しかしながら、今回の事故において、船主の責任の制限を定めた船主責任制限法が適用された場合、ドイツの加害会社であるオルデンドルフ社から、被害者は事故に係る十分な補償を受けられない可能性が高いのではないかということでもあります。

事故により、何の瑕疵もない周防大島町民が多くの負担を強いられ、苦渋している現状について、国に窮状を訴え、このたびの事故に係る法の適用外となる補償について、格段の配慮と、今後、国内において同様の事故が起きた際の救援法を整備し、弱者が不当な負担を受けていることを放置することがないように、1、加害船所有企業への損害賠償請求手続や相手方との交渉を進めていくにあたっては、国の関係機関には最大限の支援と協力を願いたいこと。

2、今後、仮に船主責任制限法が適用され、賠償額に制約がかかった場合には、責任限度額を超える被害や損害に対して、国による財政的な支援措置を検討していただくよう配慮願いたいこと。また、今後、このような事態が生じた場合の国内での救援法を整備するなど、何の瑕疵もない被害者が不当な負担を強いられることがないように措置を講じられたいこと。

3、海域における今回のような過失事故の再発を避けるため、航路の航行規制の強化策等について、早急な検討をされたいこと。

以上のことについて、地方自治法第99条の規定により、国に対し強く要望し、意見書を提出しようとするものであります。

このたびの提案は、藤本議員、砂田議員、平野議員、松井議員、久保議員の賛同をいただき提出するものであります。

なお、提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣、外務大臣、国土交通大臣宛てとしております。

議員各位におかれましては、意見書の提出につきまして御理解をいただき、御賛同をいただきますようお願い申し上げます。趣旨説明といたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

新山議員、御苦労さまでした。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより挙手による採決を行います。発議第1号大島大橋損傷事故によって発生した被害・損失に係る損害賠償請求及び被害者の救済支援に関する意見書の提出について、原案のとおり採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒川 政義君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり採択されました。

従いまして、本件について議会の意思として関係機関に上申いたします。

暫時休憩をします。

午前9時43分休憩

.....

午前9時44分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 政義君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告は8名であります。通告順に質問を許します。7番、平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） 改めまして、おはようございます。今回の一般質問、通告どおり、大島大橋への貨物船衝突事故に関してと防災対策について述べさせていただきます。

なお、前もって伝えておきます。この一般質問の通告書を提出した時期が11月20日なんです。ほぼ1カ月前ということで、その後の進捗状況がかなりあったと僕も理解しておりますが、その内容はよろしく御勘案をいただければと思います。

今回の事故により、我々はいかに生活の大部分をこの橋に依存してきたか、よくわかったところでございます。

11月19日には、県、町、マスコミから、11月30日には車両の通行規制を解除し、全面通行できる見込みであること、また送水については、12月8日にはおおむね全ての家庭への給水が可能となる見込みとなった旨の報道がなされました。この質問をしているときは、平穏な生活が送られていることと思います。

そこで、町長にお尋ねいたします。

まず第1番、大島大橋が開通したのが1976年7月4日、ことしで満42歳、まさに大変な厄年となってしまいました。この橋の寿命がどれだけあるのかは理解しておりませんが、第2の大島大橋架橋を考えるべき時期に来ているのではと思います。これについて町長のお考えを伺います。

2番目として、広域水道企業団からの送水を、この橋を通っている1本の送水管にこれからも頼っていくのか。または海底送水管の布設も考えているのか、お尋ねいたします。

3番目として、これまで住民から意見が多かったのは、町内に第2水源を求めるという声であったと思われます。これについても町長のお考えを伺います。

4番目は割愛させていただきます。

5番として、このたびの断水で大変な迷惑を受けた全町民に対し、直接的な支援として、来年からの1年間、水道料金を無料にするぐらいの対応を行ってはいかがでしょうか。

以上、大島大橋への貨物船衝突事故に関しての質問でございます。

2番目として、防災対策について。

10月22日に発生した大島大橋への貨物船衝突事故により、7月6日から7日にかけての豪雨災害のことは吹き飛んでしまいました。事実上の復旧工事は年明けからと考えますが、来年はこのような災害が発生しないよう、次の3点を強く求めるものであります。

国道、県道、町道等、幹線道路沿いにある支障木を速やかに伐採撤去すること。砂防ダム及びため池等の安全点検と施設の補修及び補強を行うこと。町道や農道の点検及び補修を行うこと。以上の3点について、町長のお考えを伺います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 平野議員さんの、第2の大島大橋架橋を考える時期に来ているのではないかという御質問いただきましたので、お答えしたいと思います。

このたびの事故は、橋梁の損傷や水道管等の切断によりまして、長期間にわたる車両の通行規制や町内全域での断水など、住民の日常生活に多大な影響を及ぼし、また、農水産物の出荷が滞り、観光、宿泊、商業施設等は休業や営業の制限を余儀なくされるなど、周防大島町の経済、社会活動に大きな打撃を与えました。住民の皆様には、大変な御迷惑と御不便をおかけしたことに對しまして、改めておわびを申し上げる次第でございます。

さて、山口県や柳井地域広域水道企業団をはじめ関係の皆様の御尽力によりまして、大島大橋は先月27日から全面通行が可能となり、また、水道につきましては、今月1日に全ての地域における給水が再開されたところであります。

今後は、大打撃を受けた観光産業や農林水産業、商工業等の早期復興を図るとともに、損害賠償への対応が大きな課題であると考えておりまして、引き続き、山口県や関係機関との連携を図り、全力で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

まず1点目の大島大橋については、1976年、昭和51年に当時の日本道路公団が供用を開始して以来、42年が経過をいたしております。この間、山口県は、維持管理については5年ごとに――済みません、架橋したときは日本道路公団でしたが、今現在は、所管は県のほうに移っておりまして、当然ながら維持管理については県のほうで行っておるわけでございますが、山口県は、維持管理については5年ごとに定期点検を行っており、加えて必要に応じて随時点検を行っております。橋梁点検、健全度の診断結果に基づき管理を行うとともに、橋長が1,000メートルを超える長大橋――実際には、長大橋というのは橋長が100メートル以上のことを長大橋と言うらしいんですが、ここは1,000メートルを超える長大橋ということになっております。1,000メートルを超える長大橋であること、特殊な構造――これはトラス橋という特殊な構造になっておりますが、特殊な構造を持つ橋梁であることから、個別に補修計画を作成して、橋の長寿命化に努めていると伺っております。

大島大橋の架設後の経過年数を考えますと、本復旧だけでなく、将来に向けた橋の強靱化も必要であると考えられ、今後は橋の補強対策等についても、国や県に要望してまいりたいと考えております。

また、現在の大島大橋に加えて、新たな橋の架設については、建設にあたり膨大な経費と膨大な期間が必要であると思われ、実現するためには県や国への働きかけ等、さらに相当な準備期間も必要と考えられます。

第2の大島大橋の建設につきましては、将来の架け替えを含めて、今後、議論が必要と思われ

ますが、現実的には強靱化や長寿命化を求め、第2大島大橋につきましては、中長期的な取り組みと考えるところでございます。

2点目の、広域水道企業団からの送水をこれからも1本の送水管に頼っていくのか。または海底送水管の布設も考えているのかという御質問でございますが、これにお答えしたいと思います。

送水管の複線化につきましては、大島大橋への荷重増加や海底送水管布設に伴う膨大な事業費負担といった課題がそれぞれありまして、関係機関とも協議しながら検討してまいりたいと考えております。

3点目の、町内に第2水源を求めるという声についての御質問でございますが、11月2日に山口県知事、県議会議長及び町議会議長と国の関係機関に対しまして、第2の送水管の開設や町内での非常用第2水源の確保に対する財政支援などを要望するとともに、広域水道企業団との契約に基づく受水費を負担しながら、非常用水源の維持管理費用を極力水道料金に転嫁しないで済むよう、広域水道受水前の旧水源や屋代ダムなど、町内で非常時に浄水器による給水活動などに活用できる水源を確保するための調査費を、来年度予算に計上する予定といたしているところでございます。

4点目の知事も町長も——これは割愛だったんですか。私も申し上げたいことがございますので、答弁させていただきますが、知事も町長も加害者に対して損害賠償を求めるということであつたが、農林水産業、商工業、観光産業の方々のほか、住民全てを含めた集団訴訟を起こす考えをお持ちかというお尋ねであつたんですが、通告でございました。

これも、ほかにも、ほかの方からも出ておりますので答弁しておきたいと思いますが、先般、周防大島町の経済4団体の幹部の皆様方につきましては、損害賠償請求の対応につきまして、町の顧問弁護士に相談する機会を設けましたが、まずは住民の皆様、賠償額の上限を定める船主責任制限法とはどのような法律なのか、また、どのような損害が賠償の対象となるのかなど、こうしたことを十分に理解していただきたいと考えておりまして、町内4会場におきまして、弁護士による説明会を開催することといたしております。

説明会の後には、相談窓口の開設や住民の皆様が被った損害額の取りまとめを行うこととしておりまして、山口県や関係機関との連携をさらに密にして、町民の皆様をしっかりとサポートしていきたいと考えております。

私といたしましては、集団訴訟も含め、顧問弁護士等の専門家とも相談しながら、山口県とも連携して対応していきたいと考えておりますが、中には個人でも損害賠償請求訴訟を提起すると言っておられる方もおりますので、これらも含めて、今後、適切に対応してまいりたいと考えております。

5点目の、来年1年間の水道料金を無料化にしてはどうかという御提案でございますが、平成

29年度決算におけます水道事業会計の収益的収入総額は9億836万円余りであります。このうち、現年度料金収入は45%に当たる4億659万円余りを占めております。

水道事業は独立採算性が原則でありまして、仮に1年間の水道料金を無料にすれば、水道事業企業会計や一般会計に与える影響ははかり知れない甚大な額であることから、水道料金の無料化につきましては考えてはおりません。

そこで、他の議員からも見舞金とか、使用料の減免とか無料化とかということが出ておりますので、財政的な面から、この説明といたしますか、答弁をしておきたいと思っております。

御存じのように、仮に水道事業会計に対する4億5,000万円を減免するとしたら、どこかで誰かがそれを補填しなければならないということになります。それは外から4億5,000万円が入ってくるわけではありませぬので、当然ながら一般会計からの補填ということになるのではないかと思います。

外から誰かが入れてくれれば、それは一番ありがたいと思っておりますが、そういうことはないのです、そういうことになると思いますが、今現在の町の財政状況で申し上げたいと思っておりますが、これは今年度は特に、議員さんが先ほどもおっしゃったように、大災害を受けたということもございまして、3月に議決いただきました平成30年度の当初予算は137億2,000万円でしたが、今回、既に上程されております第7号補正までの補正額を入れますと、何と158億3,800万円まで予算は増加をいたしております。

当初予算から約20億円も増加しているわけでもございまして、この中身は御存じのように、7月の豪雨によるもの、そして今回の橋の損傷による補正予算が大きなものでございまして、そのようにことしは既に20億円からの補正予算が組まれております。

その補正予算の財源の中身を申し上げておきたいと思っておりますが、災害復旧に関しましては、当然ながら国の負担金や補助金が入っております。しかしながら、残りは町の起債と、平たく言えば、町の借金で賄っているということでもございまして。

そして、今回の橋の損傷に係る補正予算につきましては、ほとんどが町の貯金から、基金を取り崩して財源を手当てしている。基金というとわかりにくいですが、家で言えば、定期預金を取り崩して財源に充てているということでもございまして。

そういうことでもございましてから、私は今、大変大きな危惧をいたしておりますのは、今年度の決算は実質的には、実質的には大変大幅な赤字決算になるのではないかとこのことを危惧をいたしておるわけでもございまして。町の会計というのは、借金も借入金も貯金から崩したやつも全部収入としてカウントしますので、直接的に赤字は出さないと思っておりますが、実質的には大幅な赤字になる予想でもございまして。

そして、町の今の財政の内容につきまして、大まかに申し上げておきたいと思っておりますが、当初

予算の137億2,000万円のうち町税は、町民の皆さんからいただいている町税は137億円のうち13億800万円なんです。ですから、その1割しか、予算総額の1割しか町税では賄っていないということになります。

残りは約16億円余りの起債、借金といえますが起債、残りの大きなものは53%を占める地方交付税、これは国からの仕送りのようなものでございますので、そういたしますと137億2,000万円のうち、町はどのような支出に使っているのかと申し上げますと、97%は経常的経費に使っております。経常的経費と申しますと義務的な経費でございまして、人件費とか借金の返済の公債費とか、または扶助費という福祉予算等に使っておるのが97%でございますので、ほとんど財政に余裕がないという状況にあります。

そうした中で、合併時に262億円あった、家で言えば借金ですが、ローンですが、その262億円の地方債は、今年度末では167億円まで、約100億円弱減少するくらいのところまで来てまいりました。

私といたしましては、ぜひともこの借金の残高を早く町の予算以内におさめる。さらにはもっともっと下げていきたいというふうに思っておりますが、今回のような状況では、起債の残高が減るどころではないような状況になっておるのではないかと思いますし、そのような状況にある財政内容からすると、使用料を1年間減免すると約4億円になりますが、そのようなことはとてつもなく大きなことでございまして、町の財政の根幹を揺るがすような状況になるということを御理解いただきまして、私とすれば水道料の無料化については考えておりません。

次に、済みません、防災対策につきましては、産業建設部長のほうから答弁させていただきます。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 次に、平野議員さんからの防災対策についての御質問にお答えいたします。

まず、国道、県道、町道等、基幹道路沿いにある支障木を速やかに伐採撤去することについて、町道につきましては、通常業務の中での道路巡視や地元からの通報等により、その都度、支障木の伐採撤去に努めております。

国道、県道につきましては、機会あるごとに道路管理者である県へ支障木の伐採撤去を速やかに行うよう要請しております。引き続き、道路の維持管理予算の確保もあわせて、強く要望してまいります。

次に、砂防ダム及びため池等の安全点検と施設の補修及び補強を行うことについて、町内の河川のうち砂防河川の砂防施設、つまり砂防ダム、あるいは砂防堰堤や流路工等については県の管理となっております。ため池の日常点検については、ため池関係者、所有者や水利権者をお願い

しております。また、補修や補強についても、原則、関係者が行うこととしております。

県からは、河川の巡視点検結果や背後の土地利用状況等から、治水上の緊急度を勘案の上、必要に応じて堆積土砂や倒木の撤去などを実施する予定と伺っております。

町からも、その都度、県に対し予算を確保して、改善に努めるよう強く要望しており、今後も引き続き予算確保に努めていただくよう、県当局に強く要望してまいります。

3点目の町道や農道の点検、補修を行うことについて、道路橋梁やトンネル等の道路施設につきましては、通常業務の中での道路巡視に加え、5年に1回の頻度で行う各施設の点検及び健全性等の評価を行った上で、計画的かつ効果的に補修等を行うよう努めております。

基幹農道——大規模農道等ではありますが——を除く農道は、主に特定の関係者しか利用しない道路でありますので、日常的な点検や管理については、その関係者が行うようお願いしております。

また、補修についても、原則、関係者が行うようにしておりますが、状況に応じて対応いたしておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

町民の皆様が安全で安心して生活できるよう、今後とも対応してまいりたいと考えておりますので、皆様方の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） どうもありがとうございます。町長、御答弁、僕の質問5分で答弁15分もやっていただいて、何か財政のことですと後ろのほうを見てから話されました。

僕も大体、水道議員やってますんで、すごくかかるといのは存じ上げております。でも、一番生活弱者いうたら一般町民であり、特にお年寄りであったわけです、今回ののは。彼らはあれが使えんのでしょ、割引クーポン券も町民以外ですから。何の填補も取りあえずないといのはおかしくないですか。

この前、何週間か前に説明会があったですよ。その中での大半の意見が、クーポン券は町民が使えようにせえということであったと思うんですよ。県の主催であったから、答弁がらち明かずに書き物どおりになったときに、最後に副町長は、今度議会があるから、町としても議員と一緒にそういうことは考えると多分おっしゃったというような記憶しています。

この水道のあれが、上水道の使用料がペケなら、何かほかに町民に対して町長、何か填補、御苦労に対する填補といはないですか、考えてないですか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 再質問にお答えしたいと思います。水道の使用料の減免については、先ほど申し上げたとおりでございますが、もう少し補足的に申し上げますと、町の上水、水道事業の予算全体は、御存じのように9億800万円でございます。その中の水道の、皆さんから使

用した使用料金を集めているのは4億600万円、約44%、45%ぐらいですか。

そして、では残りはどうしているんだということになります。既に一般会計から4億1,000万円、45%を水道会計に持って行ってあります。これは、要するに今の水道加入者の加入率というのは九十数%になっておりますので、一般会計は100%の町民の予算、水道会計は九十数%の加入者の予算ということになります。ほぼイコールということで、一般会計から繰り出すことについて、余り抵抗がないというふうに私は考えております。

ですから、これ以上使用料金を上げるのは困難だということからして他会計、要するに一般会計から繰り出しを約45%して、それで9億800万円の水道の事業を運営しているという状況でございますので、これにさらに一般会計に負担をかけるということは、今度は一般会計のほうの財政運営ができなくなってしまうというようなことにもなりかねませんので、そこで使用料を大幅に減免するとか、または補填するということは、とてつもなく財政上危険な状況になるのではないかとこのように考えておまして、無料化については考えていないということでございます。

しからば、何かかわりはないのかということでございますが、割引クーポン券のこととこれとは、一緒にリンクさせると大変難しいとは思いますが、割引クーポン券につきましては、先の本会議でもいろいろ御質疑がございましたので、そのときも申し上げたと思いますが、今回の割引クーポン券とか、県と町による復興支援につきましては、要するに橋が止まった。橋が止まったことによって、外からのお客さんが極端に言えばゼロになってしまった。

これを復興、要するに早くもとに戻すためには、いかにすべきかということで、外からのゼロのお客さんをもとに戻す。そして、もとに戻すだけではなくて、さらに前以上にお客さんに来ていただくということからして、外から来るお客様に対するクーポン券であるというふうに県と町ではそのような目標を持って、今回の割引クーポン券を出したというふうに思っておるところでございます。

そして、先般も答弁が少し先走り過ぎたという答弁がございましたが、そうはいいまして、町内の皆さん方に積極的に使ってくださいということは当然なく、町外の皆さん方にお配りすることでもございましたが、そういうことが町内での消費につながっておるのではないかとこのように思ひまして、町内の皆様方の消費が落ちておるから、それを上げるんだということについては、この割引クーポン券とは別の考え方で、これからも議論していただけたらというふうに思っているところでございます。町民がもっと使えるような方法というのは、今回のクーポン券とは別の考えをまた議論していただきたいと思ひます。

何かないのかということでもございましたんですが、本来いけば、今回受けた損傷、損害というのは、全てオルデンの原因でございまして、本来いけば、オルデン社が当然補填、補償をすべ

きものだと思います。

そのことについて、先ほどから意見書も採択をいただきましたが、意見書の中にもありましたように、船責法、船主責任制限法という法律があるというようなことも出ておりますが、船責法などを言って制限をかけることは全くないと。そういうことをやれば、県と一緒になってすぐに異議の申し立て、または不服の申し立てをしなければならぬ。制限をかけたらいかんということを申し立てたいと思っているところでございます。

そのようにして、いずれにいたしましても、加害者と被害者、それを別のところから補填するというのではなくて、被害は加害者が当然補填するべきものだと。まず第一義的には、そこを通り過ぎて、その後をどうするのかということは、また考えなければならぬ時期があるかとも思いますが、原則論として、それは被害者に対して加害者が補填するというのを、まずそこをきちんと整理して、その後にさらにまた必要であれば、そのことは皆さんとまた御議論したいというふうに思っているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） 町長のおっしゃるとおり、ごもつともで耳にたこができるぐらい聞きました。

先ほど議決したとおり、議員発議は、きょう早速、町長も議長も上京されるということで、しっかり国に伝えて、二、三十億円分捕ってきてください。まだ7名の同じ大橋のことに関する質問がございますので、橋の質問はそれで控えさせていただきます。水道料金、1年と言わずに2カ月でもええじゃ、3カ月でも。

次に、防災対策の砂防ダムです。浮島が今回のあれで、すごい砂防ダムからの砂が出て、大型船が2回か、小型船が3回、延べ5回ぐらい、何千立米でしたか、金額にしても数千万円の土砂の取り除きをしたと思います。これ、砂防ダム点検してどうにかせんと、また来年もあると思いますよ。その点、部長、どう思われますか。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 先ほど申し上げましたように、砂防ダムの点検等につきましては、県の管理ということになっていきますので、町の担当者等も一緒に行って、また状況等をよく確認して、今後の対応につなげたいというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） ぜひとも今度一緒に行きましょう。冬、木が枯れたときに行ったら入りやすいんで。町長にはそういうことを期待して、僕の一般質問を終わります。無事に行って帰ってきてください。よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、平野議員の質問を終わります。

.....
○議長（荒川 政義君） 次、6番、吉田議員。

○議員（6番 吉田 芳春君） 6番、吉田でございます。先の大島大橋へ貨物船が衝突した事故で、多くの課題が出てきております。

今回は、つり橋状の第2大島大橋の建設と海底送水管の整備について、中長期的な観点から、町長の御所見をお伺いいたします。

突然、大島大橋へ貨物船が橋桁に衝突し、橋に併設されています水道管などのライフラインも寸断され、町民の皆さんは橋の通行止め、通行規制、水の供給停止となって、日常生活において40日間にわたり大変な不便を強いられました。

そのような状況の中、大島大橋を管理しております県、国道を管理しております国土交通省及び水の供給を携わっています柳井地域広域水道企業団には、ことしの1月の大島大橋の送水管破断事故に引き続き、御苦勞でございます。

大島大橋の橋桁の損傷に伴い、町外からの飲料水が給水船やフェリーからの給水車以外に確保できない状況で、唯一、日本果実工業株式会社久賀工場の地下水を給水車の専用として利用させていただき、誠にありがとうございました。

また、給水車、給水船などを御派遣いただき、給水、水の運搬をしていただきました自衛隊、関係自治体、消防団員、民生委員、自治会、自主防災組織、ボランティアの皆さんをはじめ、各方面から御支援をいただき、多くの方々に厚くお礼申し上げます。

また、町民向けに入浴の無料開放していただきました町内外の温浴施設、そして大島商船高等学校及び広島大学の練習船による入浴、洗濯のサービスの御提供いただき、ありがとうございました。

また、ふるさと納税で側面的に御支援をいただいております全国の皆様に、厚くお礼申し上げます。

また、行政だけでは補えない部分を住民同士で支え合っていただき、井戸水、風呂、洗濯などを御提供、御支援いただきました町民の皆さんには、深く感謝申し上げます。

それではまず、つり橋状の第2大島大橋の建設についてお尋ねいたします。

皆さんも大島大橋の歴史はよく御存じ、おわかりのこととは存じますが、ちょっとお話しさせていただきます。

大島は本土と海峡850メートルの距離でありながら、古来島民は生活上、あるいは交通上、離島の悲哀と宿命を負わされてきました。旧久賀町誌によりますと、昭和22年ごろ大島民報という地方新聞に、銀竜橋と名づけた大島架橋の建設が提唱されておりました。

その当時は、戦争で食べることに精いっぱいの中で、その話はそのまま立ち消えになってい

ましたが、その主張は人々の記憶に残っており、その後、昭和30年代に元佐藤栄作総理大臣、当時は代議士であります、遠からず大島にも橋を架けるときの来ると安下庄で講演され、大島郡内の県議会議員、町長、議長、議員らから、大島架橋の運動が盛り上がり、昭和38年2月に大島瀬戸架橋期成同盟会が結成され、十数年の年月を経て、昭和51年7月4日に大島大橋の開通式が行われ、子供が渡る、お父さんお母さんも渡る、おじいちゃんおばあちゃんが渡る。三世代の喜びが渡る。三世代よりももっと昔からの祈りが渡る。両岸から手を差し伸べるようにしてできあがった橋、心と心をつなぐ橋が、今から42年前に大島郡民の夢が実現し、この橋は我々の生活にとって大動脈であり生命線であります。改めて橋のありがたみを痛感するとともに、先人の英断に敬意を表します。

このたびの事故で橋桁が損傷した大島大橋は、修復しても関東大震災に耐えることができる設計でされた、もとの強度に戻すのは不可能と思われ、また南海トラフ巨大地震が懸念されています現実もあり、近い将来、巨大地震が発生した場合、大島大橋が倒壊する危険性は大いに考えられ、耐用年数は100年とも言われていますが、同様の橋を建設するには、莫大な予算と長い年月を要します。

なお、大島大橋よりも3年前に開通した関門橋は、第2関門橋の早期実現を目指しており、調査費を計上し、第2関門橋の建設について検討されています。

このたびの大島大橋の通行止めや通行規制で物流や通勤通学に影響し、周辺の道路が渋滞するなど、住民生活に大きな支障が出てきていました。いつ、どこで地震が起こるかわかりません。大規模な災害に対する備え、災害時のバックアップ機能のため、そして今回の事故を契機に、現在の大島大橋に併設して、船舶の衝突の少ない、つり橋状の第2大島大橋を建設してほしいとの声があり、子や孫が安全で安心して暮らせる町づくり、そしてより便利な町づくりの実現のための第2大島架橋の推進について、中長期的な観点から町長の御所見をお伺いいたします。

次に、海底送水管の整備についてお尋ねします。

ことし1月に引き続き、大島大橋を渡る送水管が破断しております。町民は再度多大な迷惑を強いられました。破断の要因は、橋の上を車両が通行する際に発生する振動を繰り返し受け、小さな亀裂が増幅されて、ツバ短管の疲労破壊が原因で破壊したと言われています。

また、他の場所にもあるポリエチレン管とステンレス管との接続部分が破断するのではないかという指摘もあり、崩壊した送水管に新たな管をつなげば、そこが弱点になり得ることも考えられます。

また、再び破断した場合には、このたびのように復旧までには長期間を要することから、歩道部の通行については安全を確保しつつ、今回布設した300ミリ管の仮設をそのまま本復旧の送水管として利活用し、新たな配水管を布設したほうが、よりベストな対応策ではないかと考えま

すが、柳井地域広域水道企業団では、早期施工を図るため、送水管の本復旧工事を当企業団から県へ委託し、県において大島大橋の延命復旧工事と一体に施工されるようであります。

島である周防大島町には、いろんな問題があり、その中でも水は飲料水、洗濯、入浴にと生活に不可欠な水道は、暮らしだけではなく、生命にもかかわるインフラであります。町民の皆さんから海底送水管の整備を求める声が多く寄せられております。町長の御所見をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 吉田議員さんの、つり橋状の第2大島大橋についてという御質問でございましたのでお答えしたいと思いますが、大島大橋につきましては、1976年、昭和51年に、当時の日本道路公団が供用を開始して以来、42年が経過をいたしております。

この間、維持管理につきましては5年ごとに定期点検を行っておりまして、またさらに必要に応じて随時点検を行っており、橋梁点検の健全度の診断結果に基づき管理を行うとともに、橋長が1,000メートルを超える長大橋であること、特殊な構造であるトラス橋であるということから、個別に補修計画を作成して橋の長寿命化に努めているというふうに県から伺っております。

また、事故前のこととなりますが、平成30年度当初の大島大橋の橋梁補修に係る県予算は、30年度ですね、30年度の当初予算に計上されておるのは約4億1,000万円ということであります。

これまでもずっと、実は橋梁の補修や補強や、例えば強靱化ということについては、毎年、毎年、多額な予算をつぎ込んでやっていただいているというふうに思っております。

今回の事故に伴い、橋の応急復旧及び本復旧工事が県から発注されておりますが、従前と同等の機能を回復するよう、設計・工事を進めているというふうに伺っております。

また、現在の大島大橋に加えて、新たなつり橋状の架橋につきましては、建設にあたり、橋の形状とか形式を問わず、膨大な経費と相当の期間が必要。さらには、国のそのような取り組みが実際、国の今現在の財政状況の中で本当に可能かどうかというようなことも危惧をいたしております。実現するためには、国や県への働きかけ等、さらに相当の準備期間もあわせて必要であるというふうに思っております。

橋の架け替え、または第2大島大橋の架橋に向けた推進につきましては、中長期的な議論と取り組みが必要であると考えておるところでございます。

海底送水の布設についてという質問もいただいておりますのでお答えします。

まず、300ミリの仮設管をそのまま本復旧として、新たな海底送水管を布設したほうがよいのではないかと御提案でございました。

現在、大島大橋の歩道部分には300ミリの仮設管が布設されておりまして、歩道幅員は約

80センチから1メートルと非常に狭くなっております。歩行者は相互通行可能ですが、自転車は押し歩きによる片側交互通行というふうになっているところがございます。

このように、本来の歩道の機能を果たしておらず、車道と同様に一刻も早い通行規制解除が望まれておりますので、歩道の300ミリの仮設管を本設の送水管とすることはできないと思われ
ます。

また、海底送水の布設につきましては、大島瀬戸の海底の地形とか地質、または現行の送水管ルート、現行の送水管ルートというのは、大島のところまで来るまでの送水管ルートのことです。海底送水になると、あそこからすぐ海底へ落とすわけにいきませんので、現在の大島まで出ている送水管ルートから全部変えてこなければならぬということになります。現行送水管ルートとの兼ね合い、膨大な事業費、そしてこの膨大な事業費を誰が負担するのかということが問題になってまいります。そういうふうな課題がございます。

企業団の構成市町といたしましては、責任水量契約に基づく受水費を負担、これは使おうと使うまいと、責任水量ですからずっと払い続けております。周防大島町では1日8,200トン、1年間では約3億6,000万円の受水費を支払っておりますが、この受水費を負担しながら、新たな建設費や追加的な維持管理費用を負担するということが非常に困難な状況にあります。

海底送水を含む第2送水管の話でございますが、たくさん、海底送水の話は提案もいただいておりますが、海底送水のみが、要するに今橋にかかっている送水管が、橋がかかってから42年間、平成12年の広域水道の給水開始から1回もこれまで送水管がめげるということはなかったんですが、ことしの1月と、そしてまた10月に、2回も続きに破断したということがありますが、橋のところだけが、大島と大島の間だけが破断するというふうなことではないと思うんです。

そのような危険をはらんでおるのは、弥栄ダムから日積の浄水場まで、さらには日積の浄水場から大島まで、そして大島と大島の間送水管があるわけですが、極端に言えば、弥栄ダムから日積を通して大島まで、どこの送水管が、または送水管だけじゃありませんが、管が破断するかわからないということは、可能性としてはゼロではないというふうに思っております。

しかしながら、これらを全てダブルで複線化するということが、水道の事業者としては、全国どこにもそういうことをやっているところはないと思いますし、そのようなことをすれば、今の水道料金の3倍ぐらい取ったとしても、それでも賄えないという状況になりますので、そのようなことは現実的ではないというふうに思っているところがございます。

というようなことでございますので、今の送水管のことにつきましては、先ほど平野議員にもお答えしましたが、仮にそういう送水管の破断が起こった場合には、町内での非常用水源を確保するということが一番現実的な問題だろうと思います。

しかしながら、今回、特に島内での非常用水源が問題になってきましたのは、1月と今回の大

きな違いは、1月には破断はしましたが、橋は通行止めにはならなかったわけでございます。橋が通行止めにならなかったということは、給水車を県内の全市町から集めてきましたら、大島まで行けば水は給水できるわけです。そしてそれを各給水所に給水できるわけですが、今回の場合は橋が通行止めになったという、1月とは全く違う状況が起こったわけでございます。

そういうようなこともありますので、第2の送水管の問題、さらには町内での非常用の給水水源の確保の問題、これらも橋が通行止めになるかならないかということも含めて、トータルで全体的な、非常事態に対応する方法というのを検討しなければならないというふうに思っておるところでございます。これからの取り組みの大きな課題であるというふうに捉えておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 吉田議員。

○議員（6番 吉田 芳春君） ありがとうございます。損傷した橋と破断した送水管の全面復旧まで約5カ月ありますけども、一日も早く地域の活性化が取り戻せますよう、御支援をお願いいたしまして、私の質問は終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、吉田議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時35分休憩

.....

午前10時45分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） 失礼いたします。改めておはようございます。議席番号2番、新田健介でございます。本日は発言の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。すごい緊張しますね、何かきょう。

きょうは大きい柱で、3つの項目をあげております。今回、大島大橋事故関連についての事柄がメインピックになると思いますが、私自身がとても大切だと思っている学校のこと、そして町営病院のことについても質問させていただきたいと思います。

それでは早速ですが、通告に従いまして質問させていただきます。

まず1つ目、小中学校の空調整備についてであります。

昨年度は三蒲小学校、油田小学校、そして本年度は沖浦小学校と、着々と空調の整備が進んでいることはありがたく喜ばしいことです。

しかしながら、先の9月の議会でも一般質問がありまして、私も総務文教常任委員会の中でも

質問させていただきましたが、現状、東和中学校、大島中学校、そして久賀小学校は、空調整備は未整備のままという状況になっております。

私の要望としては、来年の夏、すなわち平成31年の夏が始まるまでには完了していただきたいという思いが強かったのですが、教育長の9月議会の答弁では、予定では平成31年の夏には間に合わない可能性が随分高いということで、どのようにすれば子供たち、そして先生方の教育環境をより良いものにできるのだろうと思案しておりました。

そんな折、先般の補正予算の中で、先ほどの東和中、大島中、そして久賀小学校、この空調整備の予算がついておりまして、うれしく思った次第であります。

そうはいいまして、まだ具体的にいつ工事が始まり完了するのか、そのあたりが明らかになっておりませんので、その具体的な工事開始予定日と完了予定日についてお伺いいたします。

続きまして、2つ目の質問は、町営病院事業の現状についてであります。

病院事業に関しては、平成29年度の収支決算で約8億円の赤字を計上しておりまして、一般会計の補助金、そして施設整備基金を切り崩しながら運営を行っているということでした。

基金に関しても合併時には約90億円あったものが、現在は約半分の47億円にまで減っておりまして、このままの状況では、およそ5年で底をつくことが予想されております。

また、先の9月の定例会後に全員協議会が開催され、現状の病院事業局の状況説明がコンサルタントの方からもありましたが、そのコメントの中に非常に厳しいものがありました。

例えば、公務員の給与で介護施設を運営するのは難しいとか、今後、統合再編が必要と言われていたことから、病院事業はかなり切迫した状況になっており、今すぐに方向性を見直しが必要だと考えられます。

町民には知る権利があります。この危機的状況は、新聞や後の議会広報紙などでも取り上げられましたが、住民にきちんと現在の状況を説明すべきだと思いますが、どうお考えなのでしょうか。そして、今後どのように説明会などを開いて、町民に現状を周知させていくのかお尋ねいたします。

最後、3つ目の質問になります。3つ目は大島大橋への外国船衝突事故についてであります。

今回の事故で、住民は多大な被害を被りました。本来であれば必要ではなかった物品の購入も多々あり、金銭面の大きな負担があったことだと思います。また、断水が長引き、橋が通行止めになることもあって、精神的にも苦痛と負担があったものだと思います。

先の定例会でも説明がありましたように、事業者向けには支援対策を早い段階から講じられておりますが、個人に対しては今のところ考えていないというお答えでした。

先般もお聞きしましたが、町民一人一人に対するお見舞金や、ローリータンクあるいはポリタンク、そういった物の買い取りについてはお考えではないのでしょうか。

また、支援パッケージの中にもありましたが、相談窓口を設置するとのことでありましたが、どこで、そしていつから開催されるのでしょうか。そして、その窓口に来られない方もいらっしゃると思います。そういった方々に対して、住民意識調査としてアンケートの実施、意見交換会などの開催などは考えていらっしゃるのかもあわせてお伺いします。

下の文面も重複、重複していくと思いますけどもお聞きください。次に、防災無線の町長のメッセージにもありましたが、今後の自己水源の確保について、どのように考えておられるのかお伺いします。

このたびの事故では断水が40日間にもなり、精神的にも肉体的にもぎりぎりの中、日々の生活を送ってこられたことと思います。

町長は防災無線で、年に2回もこのような事態となり、災害時における町内での水源の確保についても、今後検討を進めてまいりますと、10月31日の放送でお話しされておりました。それから1カ月以上経過しております。具体的に何をお考えなのかお教えてください。

続きまして、今回の事故により橋脚が大きなダメージを受けました。今後、橋の完全復旧工事が見込まれていると思いますが、これがいつ行われるのか。そして、そのときに橋が通行止めになるのか否かお教えてください。

さらに、水道管に関しては、もとの450ミリの送水管に戻すことに決まっているのか。若しくは1年で2度、水道管が破断した状況を鑑み、別の手法や場所に設置していく可能性があるのかもお教えてください。

そしてもう一つ、完全復旧工事のときに、三たび、水を止めるのか否か、水道が止まるのかどうか、そちらもあわせてお教えてください。

続きまして、今回の事故で橋が全面通行止めになることが何度もあって、その都度、事業者はもちろんのこと、町民一人一人、大変な思いをしました。棕野漁港から臨時連絡船を出していただいていたのですが、便数が少なかったという声や、車と一緒に移動したかったという声が多かったように思います。

現在も伊保田港からカーフェリーが出ておりますが、こちらも便数が限られており、利便性を考えたときに、別の場所にも船着き場が必要であると考えておりますが、今後、伊保田港以外の場所にもカーフェリーの船着き場の整備などはお考えではないのかお伺いします。

最後になります。断水期間中の小中学校の給食について質問させていただきます。

小中学校の給食については、事故後約1カ月間、パン、牛乳、ジャム、そしてゼリーまたは果物という、毎日かわりばえのない、栄養面でも偏りのあるメニューが続きました。

事故から約1カ月後の11月22日からはパン以外の提供も始まりましたが、もっと早くから改善できなかったのかをお伺いしたいと思います。また、より早期に対応できなかった理由もお

教えてください。

以上、質問項目が多岐にわたりますが、御答弁よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 新田議員さんの、大島大橋への外国船衝突事故についての項目につきましてお答えをしたいと思います。

まず1点目の、今回の事故で多大な被害を被った住民の皆様への今後の補償についてのお尋ねでございました。

私は、今回の事故は、全ての住民が被害を被ったと思っておりますし、その加害企業のオルデンドルフ・キャリアーズ社は、全住民に対しまして、誠意ある対応を行う責務があると考えておるところでございます。

こうした中、私は、まず、住民の皆様には、賠償額の上限を定める船主責任制限法、これほどのような法律なのか、また、どのような損害賠償の対象となるのかなど、こうしたことを十分に御理解をまずいただかなければならないと考えております。そこで、12月25日、26日、27日の3日間で、町内4会場におきまして、弁護士による説明会を開催することといたしております。

説明会の後には、相談窓口の開設、そして住民の皆様方が被った損害額の取りまとめを行うことといたしております。これも、今ここで簡単に損害額の取りまとめを行うと言っておりますが、住民の皆さん方から、どのぐらいの、どのようなことが出てくるかということもありますので、詳細は今ここで細かく申し上げにくいと思いますが、いずれにいたしましても、それぞれの皆さん方から出てきたものをそのままではなくて、出る前にどのような状況で出さなければならないかということ、きちんと説明会で御理解いただいた上でないと、それぞれの皆さんが勝手に出したんじゃ、なかなか取りまとめもできないでしょうし、また、裁判所のほうでそれがきちんと取り上げられるかどうかはわかりませんので、そこら辺をまず説明会で十分そこら辺を御理解いただいた上で損害額を出していただき、ある程度のチェックはこちらでして、それを取りまとめを行うということといたしております。山口県や関係機関との連携を密にして、町民の皆さんをしっかりとサポートしていきたいと考えております。

新田議員さんの、今後の自己水源の確保についての御質問でございましたが、先ほどから出ておりましたように、11月2日に山口県知事、そして山口県議会議長及び周防大島町の議会議長と国の関係機関に対しまして、第2の送水管の開設とか、または町内での非常用第2水源の確保に対する財政支援などをまず要望するとともに、そして今後の自己水源確保への取り組みとして、広域水道企業団の責任水量契約に基づく受水費を負担しながら、さらに非常用水源の維持管理費用を負担するということとなります。そうしますと、当然ながらその費用は水道料金にはね返っ

てくるわけですが、極力水道料金に転嫁しないで済むよう、広域水道受水前の、旧町が持っていた旧の水源とか、または屋代ダムなど、町内で非常時に、ここに浄水器をつけて、この浄水器によって給水活動などに活用できる水源、非常用の水源を確保するための調査費を来年度予算に計上する予定といたしております。

これを今から調査をするわけですが、調査して、仮に浄水器を整備したといたしましても、実は橋が通行できるのであれば、今の大島の観光センターまで取りに行けば水はたくさんあるわけですから、ですからそこら辺との兼ね合いもありますので、必ずしもいつも断水した場合には橋が通れないということを前提なら、町内の自己水源がものすごく必要になってくると思うんですが、そういうこととの兼ね合い、ですから1月のときのように、橋は通れるんだけどというときは町内の自己水源は必要ありません。

橋が通行止めになったときに、初めて町内の自己非常水源が必要になるということでもありますので、そのようなことも勘案しながら、きちんとした調査をしていきたいというふうに思っておりますので、今、その調査結果がどのようなことなのかということは、現在、ここで申し上げることはできないというふうに思います。これはいろいろな角度から調査をしなければならないと。そのような調査費は、まず31年度の予算に計上していきたいというふうに思っております。

大島大橋への貨物船衝突事故による橋の強度の問題、また、今後の橋の完全復旧工事の時期と工期、工法、これらについての御質問をいただきましたのでお答えしたいと思います。

大島大橋への貨物船衝突事故に伴う復旧工事につきましては、発注者は山口県、受注者はJFEエンジニアリング株式会社中国支店として、平成30年10月31日に工事請負契約を締結しております。

工期は、平成30年11月1日から平成31年4月30日までで、契約金額は22億7,124万円で、工事の概要につきましては、損傷状況の調査及び対策工法の検討、応急復旧工事及び本復旧工事となっております。

橋の強度等に関しましては、従前と同等の機能を回復するよう、設計・工事を進めてまいるといふふうに県からは伺っております。

工事に際しましては、交通規制等で皆様に大変な御不便をおかけするということもあるかとも思われますが、以前のような交通規制ではないというふうに思っておりますが、皆様方のなご一層の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。

新田議員さんから、伊保田港以外のカーフェリーの船着き場の整備についての御質問にお答えをしたいと思います。

現在、カーフェリーの船着き場は伊保田港のみとなっております。大島大橋の開通前は小松開作港にもカーフェリーの船着き場はございましたが、それよりずっと前には久賀にも実はあった

わけですが、そのこともございまして、県にも問い合わせをいたしましたところ、今現在、小松開港港につきましては、現在はカーフェリーの船着き場としては使用することはできない状況にあるというふうに伺っております。

新たにカーフェリーの船着き場を整備するということになると、これまた膨大、莫大な建設費、そしてそういう建設について国の補助が本当に出るのかどうかということも、なぜかというところではほとんど使わないという状況にあるわけですから、そういうことでめったに利用しない、その補助の問題、さらにはめったに利用しないその期間の維持管理、維持管理経費もすごくかかるものでございまして、維持管理費等、多くの問題があるわけでございます。

また、カーフェリーの船着き場ができたとしても、実はカーフェリーが必要なときチャーターができるということはほとんどないんです。カーフェリーというのはそんなに、そこに遊ばせとって、非常なときはすぐチャーターしますよということはほとんどできません。

そういうことでチャーターするというのも、現実的には非常に難しく、それならば定期航路のフェリーを回せばいいじゃないかということになりますが、実は定期航路を止めて、臨時の航路を開設するというのも、非常にこれは規制の問題とか、いろんな問題がありまして、そう簡単ではなく、現実的ではないというふうに考えられております。

そこで、去る11月2日に国に要望いたしましたということを申し上げましたが、このフェリーの船着き場の件も入っております、現在の伊保田港を改修するということにつきまして、現在就航しているフェリーよりも大型船の着岸も可能となるような整備を引き続き要望する必要があると考えておまして、これらも11月2日に既に要望はいたしました。

この整備をやっていただいて、できるのであれば、これは現在の柳井港と伊保田、松山のフェリーは、伊保田に着いているフェリーは小型のフェリーでございまして、なおかつ、また1日4便ということでございます。

しかしながら、大型のフェリーは24時間13便運航しておるわけでございますので、非常時にはこの13便を伊保田港に臨時的に寄港させるということも、その船着き場、要するにフェリーの船着き場が大きくなれば、今は小型のフェリーしか着かない状況にありますので、それを大きくすれば、臨時的に寄港していただくということであれば、新しいフェリーを持ってくるわけではなくて、今のフェリーを使いながら、そこに伊保田に寄港させると、今度はプラス13便も増えるわけでございますので、そのようなことで可能ではないかというふうな思惑もあります。

そこで、そうなりますと人員とか物流の輸送手段の確保にもなると考えているわけでございます。それらのもとになるのは、今の伊保田港の棧橋を大型フェリーが着けるような港に改修しなければならない。これはすごくまた膨大な予算、また時間、経費がかかるわけでございますが、これはいろいろ検討していただきたいというふうに、今、県にも要望しているわけでございます。

フェリーの港だけではなくて、沖の防波堤の問題とかもたくさんありますので、それらも含めて県に、ぜひとも伊保田港に大型船が着ける。平時は別に着けなくてもいいんですが、非常時には着けられるというようなことが可能な港になっていただければということで、11月2日にも要望いたしているところでございます。

後につきましては、教育長や参与のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 失礼いたします。新田議員さんの、小中学校の空調整備についての御質問に、まずお答えいたします。

先の9月定例会で、藤本議員さんから町立小中学校の環境整備に係る御質問をいただき、空調設備が整備されていない久賀小学校、大島中学校及び東和中学校の3小中学校については、平成31年度に工事に着手し、年度内に完了するよう努力する旨の答弁をいたしました。

この時点では、防衛省の防衛施設周辺防音事業及び再編交付金を活用し整備する計画でしたが、この事業で整備する場合、平成31年度の事業であることから来年夏までの完工は困難な状況にありました。

その後、10月12日の山口県庁からの通知で、文部科学省における平成30年度補正予算として、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金についての詳細が示されました。本交付金は1年限りの臨時交付金で、補助率は配分基礎額の3分の1と低率ではあるものの、本年度中に事業着手が可能であることから、来年の夏季シーズンからの空調設備の使用が可能となる内容で、当町においてもこの交付金を活用することにより、来年6月までに稼働させる計画でございます。

財源的には防衛省関係の事業のほうの方が有利ではありますが、1年前倒しての利用が可能となり学習環境の向上が図れることから、中国四国防衛局に平成31年度計画の中止について相談をし、理解を得られたことから、12月補正予算にて3校の監理業務委託料と工事請負費を計上したところでございます。

本事業をもって、町内小中学校の普通教室の空調整備率が100%となりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

次に、新田議員さんの、大島大橋への外国船衝突事故に係る小中学校の給食対応についての御質問にお答えいたします。

学校給食センターにおいては、事故後、断水による衛生管理上の問題で、調理ができない状況になりました。

事故発生以降の学校給食の対応については、第1週目は、地域活性化包括連携協定を結ぶ株式会社丸久の支援を得て、緊急的かつ非常的に菓子パン類の調達をいただき、牛乳との2品ではありましたが、給食を休止することなく食材の提供をいたしました。

第2週目以降については、大島大橋の車両通行制限により大型車両が通行できず、指定製造会社のパンの納品が困難であることから、公益財団法人山口県学校給食会の仲介によりパン製造会社を変更し、主食をパンとする学校給食の継続を図るとともに、あわせて、山口大島農業協同組合及び山口県学校給食会から果物またはデザートを納品いただくことになり、3品を提供することになりました。

その後、給食内容を改善するにあたり、民間事業者の弁当について協議検討をいたしましたが、大型車両の通行制限や強風時の通行止めなどの事情により断念いたしました。

しかし、メニューを少しでも工夫ができないかについて、国や県の指導を仰ぎつつ、関係者と協議を重ね、11月中旬には、パンに魚肉ソーセージを挟みホットドッグ風のメニューにする、日々のコッペパンを黒糖パンに変える対応を加え、また、町が特別な対応として200円を上限に食材を充実させることを決めるとともに、おにぎりの日を設けるなど、11月下旬からは4品を提供できるようになりました。

なお、11月下旬には、周防大島町商工会青年部や山口県PTA連合会からカップスープの寄贈をいただき、通常給食に戻るまでの間、温かいスープを提供させていただきました。

こうした応急的な給食メニューの充実に事故後1カ月を経過したことについて、事故発生以降、パンを主食とした簡素な給食が続くことへのメニューの改善については、教育委員会内で協議をしていたものの、200円を上限とした食材追加の調整が11月中旬になったこと、また、この食材発注については、1回の発注が4,000食以上にまとめた形での取り扱いになり、調整に時間がかかってしまったことが、対応が遅れた要因と考えております。

給水開始後、直ちに水道水の状況を確認し、温水器や調理機器の点検や食缶など関係物品の洗浄を終え、12月4日に主菜の提供を開始し、12月10日に通常給食に戻ることができました。

結果的に、断水期間中における給食内容の改善に時間がかかったことについて反省し、おわび申し上げますとともに、今後も、安心安全な学校給食を提供してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 新田議員さんの、病院事業の現状についての御質問にお答えいたします。

平成30年9月の議会定例会後の全員協議会において、平成29年度決算を踏まえ、第三者から見た病院事業局の現状及び今後について、経営支援をいただくためにコンサルタント業務委任契約をしています株式会社日本経営より説明していただきました。

病院事業局の現状を町民の皆様に対して説明して理解していただくことが、大変重要なことだと思っておりますが、将来への不安をあおることになってはいけないとも思っております。

町民の皆様には現状を説明する場合には、今後の改革案を同時に示せることが良いのではないかと考えているところがございます。

現在、今年度中を目標に改革案やスケジュール案を作成し、町民の皆様への説明の時期や方法についても、議員の皆様にお示しできるようにコンサルタントである株式会社日本経営と協議を重ねているところがございます。

いずれにしても、スピーディーに住民の皆様へ病院事業局の現状と改革案を示し、御理解をいただくことができるように努めてまいりたいと思いますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） 私からは、新田議員さんの、送水管の本復旧の口径につきましてお答えいたします。

本復旧につきましては、現在と同じ、要するに外径が450ミリの口径の管で復旧すると伺っております。また、仮設から本復旧への切り替え時には、不断水バルブ等を用いて、極力断水することを避ける予定と伺っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） ありがとうございます。自分でも質問し過ぎて何が何だかわからなくなった。まず順番どおり、お答えいただいた順番で橋から行きます。

何度も聞きますが、個人へのお見舞金、ローリータンク、ポリタンクの買い取りなど、そのあたりに関しては、もう一度、町長お願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今回の事故は、全ての住民が被害を被ったと、被害者であるというふうには思っております。事故により発生した損害につきましては、事故を起こした船舶の所有者であるオルデンドルフ・キャリアーズが賠償責任を負うものというふうに考えておりますので、そこらの見舞金、賠償金、そしてまた不要な物を買わなければならなかったというものにつきましても、それらも含めてオルデン社が賠償責任を負うものだと思っておりますので、今後もそういう取り組みになっていくのではないかと思います。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） ありがとうございます。先般もありましたが、観光の支援パッケージ、これで町外の方に対して、ある意味、公金はもう充てているという状況の中で、何度も言いますが、町民個人個人に対してまだ何もない。そういった状況が果たしてええのか。多分きょういらっしゃる方も、ほとんどそれ聞きに来ていらっしゃいますよ。そこを今しないと、こ

れが来月、再来月になったら遅いです。住民説明会も早くやっていただいて、そこでどんな意見があるのかというのをしっかり酌んでいただきたい。

説明会に来れない方もいらっしゃると思うので、さっきも言いましたけども、例えばアンケートをとるとか、とにかく住民の声をしっかり聞いていただいて、何をしないとイケないか。

考え方として、例えば、先般のクーポン、町から1,000万円、県から1,000万円あって、それはそれで観光パッケージとしてあるわけで、それは進んでいるわけでいいんですけども、町が単独で、例えば500円ずつのクーポンを全町民に渡す。それは島内で全部使える。800万円の予算でやっていただくことはできないのか。

あるいは、今回、おそらくホームページにも大きくうたわれていました、緊急ふるさと寄附金みたいな感じで、赤い字で緊急って書いてありました。おそらく以前にも増してふるさと基金、寄附金自体も今回800万円だったかな、入っていると思いますし、消防費寄附金などもあって、もろもろで1,000万円近くあると。それがまずどこに、どういうふうに行くのか教えていただいて、そういうものでもできれば個人に対して充てていただけないものか、お教えてください。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 公金を個人の被害の補填とか、または公金でもって町民全般に、そういうことについては慎重にならざるを得ないと思っております。

当然のことながら、先ほど申し上げましたように、加害者と被害者というのは明確になっておるわけでございますので、それを例えば町のほうで補填をするような形になりますと、すなわち加害者を利するということにもつながっていくのではないかと思うわけでございます。

そして、町民の説明会のことでございますが、説明会につきましては、まず法的な分野がきちっと整理されていないと、いろいろな思惑とか思いだけで、補填はどうなるんだ、賠償はどうなるんだということがありますので、それは私たちではできなくて、きちんと法律の専門家である弁護士を立てて、弁護士のほうから個人の賠償請求については、このような法律のことになっておりますということをきちんと説明していただくということにいたしておりますので、アンケートというのは意味が私、わからないんですが、アンケートでもって皆さん方から来たことを現実的に実現するというよりも、こういう場合にきちんと法的にどうなんだということを、まず御理解をいただくということが大切だと思いますし、法律の専門家に対して質問なりやっていたかないと、例えば、素人っぽい話で解決がつくという話ではなくて、きちんとした法に基づいた整理をきちんとしていくことが大切だと思うのでございまして、既に25、26、27日と、4会場で町民向け、そしてまた事業者向けの説明会を、弁護士を10名ほど、連れて来てって言っちゃ言葉悪いですが、10名ほどお願いして、その説明会を開催する予定にしておりますので、第一弾はそこを説明を聞いていただきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） アンケートは、僕はする価値は十分あると思います。自由項目で何かを書いていただいて、とにかく聞くことも大切だと思います。そこは素人、玄人、関係ないと思います。いろんな意見があると思います。要は意見を言う人はもう言うちよるんですよ。言えん人もいっぱいいます。何も言えん、じいちゃん、ばあちゃんもいっぱいおります。弱者はずっと弱者のままなんです。そこをしっかりと考えていただきたい。

給水所で、前も言いましたけど、本当じいちゃんが腰がだんだん日に日に曲がっていくような状況を見て、それ良しとできないです。そういう方の意見もしっかりと酌んでいただきたい。

見舞金に関しては、例えば今基金を町長が一生懸命ためていただいて、ためていただいてとは語弊がありますが、58億円程度あると思います。（発言する者あり）だんだん減るかもしれないですけども、50億円あるとして、そこから例えば1万円、あるいは2万円、何とかそのあたりをお渡しいただけないものかなと。もう一度お願いします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） すごく情の世界ではよくわかる御質問でございますが、私は町長として、全町民の財産であります町の予算を預かっておりますし、そして今、基金が58億円というお話がありましたが、既に補正予算を組むたびに、その基金、要するに定期預金から取り崩して財源に充てておるわけでございまして、先ほども申し上げましたように、平成30年度の一般会計の決算につきましては、実質的には大赤字になるという状況が既にあるわけでございます。

要するに町の会計というのは、借金をしたものも収入、貯金を崩したのも収入ということでございますから、当然ながら表面上の赤字にはなりませんし、それはできませんが、しかしながら、実質的などという意味でいえば、大変大きな赤字を出すということで、私、町長になって10年でございますが、10年間の決算の中で本当に実質的な赤字というのはないというふうに思っておりますが、そのような非常な事態に既になっておるわけでございます。

そこで1人1,000円じゃからいいじゃないか、1万円じゃからいいじゃないかという、例えば個人の、私の財産で補填をすとかいう話と、公金でそういう補填を保証するということとは全く違う意味だというふうに私は考えておりますし、そしてまたさらに言えば、先ほど言いましたように、今回の事故、事件につきましては、情の分野も含めてオルデン社がきちんと対応すべきだというふうに私は思っております。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） 難しいですねここは。情の部分というよりも、それが町民のことを見ていますよということにつながるんだと僕は信じています。今はごちゃごちゃになりつつありますよ。観光業者、商工会、町民、これがばらばらになったら周防大島町が成り立たなくなる

と僕は思っています。

観光業で頑張っちゃう島だから、観光業にしっかりお金をお渡しして、そこでも頑張っていたきたい。ただ町民からしたら、あそこばかりという思いになってしまいます、今のままだったら。

そうじゃなくて、町民のほうも私は向いていますよと、これは情じゃないですよ。順番が違うと思っています。観光パッケージはええんです。ただそれと同時に、若しくはそれより先に、町民個人個人に対してもしっかり目を向けてあげないと、何かしてあげないと、僕が何かこういうしゃべり方をしているんで何かこう、こいつは熱さと情だけで来るなと思われそうですけど、これは普通のことだと僕は思っています。

金額も関係ないと思います。例えば、先ほども言いましたように500円ずつでもええ、それを島内で使えるようにしてほしい。そしたら小さい商売人も喜ぶ。じいちゃん、ばあちゃんも500円使って肉食えたら、それで楽しい、ありがたいかもしれない。そういうことでいいと思います。まずはあなたたちを見ているですよ。町長、町民、見えていますか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 済みません。なかなか議論がかみ合っていないと思うんですが、例えばクーポン券のように、それぞれの消費喚起をするということについて御質問なのか、例えば個人に1枚ずつ配れということをおっしゃられているのか。私とすれば、クーポン券のような形で全体の底上げをすることについては、町の予算を使うことについては、それを否定するものではなくて、今回も県と町と合わせて1億5,000万円もの公金を出しておるわけです。

これはですが、個人に直接助成するというものではありません。全体で言えば業界的な、農林業、水産業、そしてまた商工業、観光業、こういう業界全体を底上げするための公金の支出だというふうに思っているわけでごさいます、個人に直接1万円を配れとか、そういうふうな公金の使い方というのは、過去になかったことはないと思います。それは国の政策として過去になかったことはないと思いますが、しかしながら、臨時福祉給付金にしても、所得制限をかけて所得の低い人にやるとか、過去にたくさんありますが、それらも全ての人にやるというような問題ではなくて、ですから公金の使い方ということについては、より慎重にならなければならないということをおっしゃっているわけでごさいます。

ですから、クーポン券とか、例えば町民の皆さん方の消費がすごく落ち込んでおるよということがありました。ですから、先般も申し上げたように、外から来るお客さんが減っておるので、それを早く回復したいということについては、町外の人にクーポン券を配って、町外から来ていただくということに効果を上げるという分野でごさいます。

町内の個人個人の消費が落ち込んでおるというのは、こういう大事故、事件が起こったときで

すから、当然のことながら、確かにこれは買い物、手控えちよかんやいけんという、消費のマイ
ンドが落ちているということについては、それは確かにそういうこともあるのではないかと
ふうに思います。

それを上げるのは、今おっしゃられた、例えばクーポン券にしても何にしても、町内向けのこ
とをやるということについては、業界全体とか、個人に直接、一人一人に現金を配ると
とは全く違いますので、それはまた別の角度から議論していただければいいんじゃないかと思
いますが、先ほどこの中にありましたのは見舞金というふうにありましたので、見舞金というの
は、直接個人に一人ずつに同額のものが行くというふうに思っておりますが、これらに
しても本当にそういう公金の使い方がいいのかということについては、当然、慎重にならざる
を得ないということをお願いしているわけですので、ぜひともそういう業界全体の話とか、
そういう話と個々に現金を配るとの話は、別の角度で議論していただきたいと思
うところでございます。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） ありがとうございます。時間もあれなんで、自己水源に
関して少しだけ。今回、井戸が非常に活用されたということが多々ありましたので、
これを機に、例えば井戸マップのようなものを作成し、どうしても点在している
ところ、点在していないところがあると思いますので、例えばこの地区、
小さい集落で使えるような何か整備があったら、もう少しこれも、より一層
うまく活用できるんじゃないかなと思ひまして、一度つくってみて、ない
ところに対しては、例えばそこは町が補助をしながら掘っていくとかいう
アイデアはできないものか教えてください。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今回、以前から使っておった井戸も当然、後ほど藤本
議員さんからの質問にも通告ありましたが、従来からずっと自己水源の井戸
を使っておったという家庭もたくさんあったと思います。

しかしながら、今回、うちには古い井戸があったんじゃけど、あれをくみ
上げてみてから水質検査出してみようというふうな形で、飲料水、適
だった、そしてまた皆さんにもどうぞ、適だったから取りに
来てくださいというふうな形で、本当の助け合いとか支え合いとか
ということもたくさんあったということは十分理解しておりますし、
また、私たちもそういうことをしていただきたいということから
して、水質検査料は町が全額持ちますから、ぜひともやってみて
いただき、そして近所の方々に配っていただきたいということ
をお願いした結果、230件ぐらいですか、飲料水、適ということも
出てまいりました。

そのようなこともありましたので、井戸を使った飲料水の給水につ
いても、すごく効果があったというふうには私は認識をいたして
おります。

井戸のマップのことを御質問ございましたが、実は井戸の飲料水に対する、適か不適かというのは、慎重にいつておかなければならないと思うんです。自分の井戸を自分方で飲むことについては、自分の自己責任ですから、どうぞ御自由にやっていただけたらいいと思うんですが、実は定期的にきちんと井戸の水質検査をやっておるかどうかということは、すごく大切なことなんです。

今回でも、今まで使っておったから大丈夫だろうと言っておった井戸が不適になっているのもたくさんあります。いうことになりますと、これを本当に、例えば1年に1遍、定期的にずっと水質検査をするかということになりますと、それはなかなかマップを作っても、ことしの水質検査は良かったが、来年からはしなかったということになって、そのようなこともありますので、井戸の活用についてはぜひとも自己責任といいますか、それぞれ個人個人の活用にしておきたいし、また私たちがそれをずっと常時管理をするとか、または水質検査をするということは不可能であろうというふうに思いますので、それぞれの皆さんが自己責任で管理をしながら使っていただくということについては、これは当然止めるものでもないと思います。

町の水道につきましては、当然ながら浄水と滅菌ということをやって、きちんと毎月のようにずっと検査をしながら、安全な水を供給するということに努めているわけですから、個人の井戸が、そのようなことができるかどうかということがきちんと確認できなければ、町のほうでマップを作って、どうぞ皆さんお使いくださいということにはならないというふうに思っているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） ありがとうございます。今回、非常に役立った井戸もたくさんあったんで、何らかの御検討いただければと思います。

次、カーフェリーについて一言だけ、これに関しては膨大な当然予算もかかるということで、なかなか難しいとは思いますが、先ほど吉田議員からもありましたように、一応、今、南海トラフの地震についてもよく言われております。

そういった中で、橋が本当に止まってしまうんじゃないかなというときに、これも先にてこ入れをしておかないと、完全に滞ってしまう。今の現状のままでは、小さい船が着く程度の港だったら、どうしても限りがある。

そこで、ここはお願いになりますけども、伊保田港、大きい船が入れるように整備していただけるのであればそうでしょうし、一番いいのは利便性を考えた上で開作だったりとか、三蒲、棕野辺りとかでも並行で考えていただければなと思います。大体、予算自体がどれぐらいの規模になるかも私もわからないですし、これ以上のことは突っ込めないところもありますが、ぜひ、これに関しては御検討いただければなと思います。

続いて、給食のことに移りたいと思います。

給食は衛生管理の問題なので非常に難しいということでしたが、断水後も、町営を含めて民間の介護老人施設などでは紙皿使ったりとか、特別の限定メニューだったりして、一生懸命、食事は提供されてきていらっしかったです。

そういった中で、そこは当然、朝、昼、晩と提供しているわけですよね。難しいこともあったと思いますけども、あったかいスープぐらいは給食として提供できなかったのかどうか、まずそこをお伺いします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） フェリーのことですが、その前に井戸のことでもう一つ、申し上げておきたいと思います。

井戸が、何で昔からずっと使っておる井戸が飲料水不適になっておるのかということを考えて、いろいろ皆さん方とも意見交換をさせていただきました。水道がちゃんと普及するまでは、井戸をたくさん使っておられました。そういうところに聞いておられて、また今も使っておられる方も当然ありますが、以前のことをそういう方にお聞きをしたところ、例えば、夏になるときちんと家族総出で井戸さらいというのをやって、底にたまっちょるどべとか、横の石垣に生えてくる草とか土とか、いろんなものを全部きれいにして、夏になるとそこのおやじがふんどし一丁になって入って行って、下からバケツでみんな上からくみ上げて、そういう井戸さらいというのはずっとやっておった。それで毎年きれいにして1年間やって、また夏になったらそれをやるというふうな、井戸の清掃というのをきちんとやっておったと言うんです。

ですから、そのようなことを今やっておられる井戸ちゅうのは、ほとんどないのではないかと思います。そのような自己水源であっても、きちんとした管理をするということは必要だと言うんです。ですから、そのようなことはできていないが、飲料水としては適ではあったが、ということになると思うんです。

ですから、それを町のほうでマップを作って、この井戸はいいですよというふうなことをずっと皆さんに提供するということは、非常に慎重にならざるを得ないというふうに思っております。

フェリーの件でございますが、フェリーについては、11月2日に緊急要望、また要望書の中にも、きちんと伊保田港の拡充についてという分野もありまして、今おっしゃられたように、港の整備というのは膨大な予算がかかります。そして、定期航路を開設するというのであれば、当然ながら国も予算づけを、すぐするかどうかは別にしまして、予算要望も私たちもしていきたいし、県も予算要望するというふうに思いますし、また国に対してもそういう航路を開設するという意味で、港をきちんと整備していただきたいというのは常にやっていることなんです。実はそのようにごく非常時のみに使う港ということで、これが大切でないと言っているわけじゃな

いんですが、それもすごく大切なことではあるんですが、国のほうから言いますと、どのぐらいの利用度があるんですか、どのぐらいの活用度があるんですか。費用対効果だけで言いますとほとんどないんですが、実は非常時のときには本当に大切なものだというところに今はなるんですが、そういう話になりますと、どうしてもなかなか優先順位が落ちるのかなというふうに思っておりますが、継続的に港の整備についても要望を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 考え方もいろいろあろうかと思いますが、教育委員会といたしましては、継続的な給食用の水の確保、このところが大変苦勞いたしました。また、食中毒、健康被害への懸念、ここについても慎重に考えました。また、町内全体の学校を統一的に対応するところも慎重に考えました。そういった点で時間がかかったこと、ここについてはおわびを申し上げますが、御理解のほういただければと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 少し補足させていただきます。

10月22日に事故ありましたよね。その日は8時過ぎから、とにかく11時半までに、いかに食べ物を確保するかというので、とにかく11時半までに大島に届けてほしいという形で対応しました。

23日は全面通行止めでしたので、油田小以外は休校になりました。

25日水曜日です。給食は水曜日だけパンで、あとの曜日は御飯です。ですから、水曜日は通常のパンで行いました。

木、金のほうは通行止めありましたから、町の職員が柳井までパンを取りに行き、それを学校別に仕分けて届けました。ただ、いつも柳井まで職員が取りに行き、各小中学校へ届けるのは大変困難だということもありましたので、県の給食会とも相談して、業者を変更してもらって届けるようにしました。

そこで私どもが考えたのは、まず主食の部分を必ず確保しよう、やめないようにしよう。もしも橋が風等で通行止めになったら、業者の方に柳井港までパンを持ってきてもらって、町の職員が船で取りに行く。実際に11月7日には取りに参りました、そして配りました。

橋も止まる、船も出ない。そういうときは救急カレーで対応しよう。たまたまそのとき1食分しかありませんでしたので、もう一食、救急で買いました。ただ、あとから振り返ってみると、新田議員さんがおっしゃったように、スープのほう、あとから考えるとあったと思います、実際に。

ただ、カップでいただいたときも、どうやって水を確保するかちゅうんがありました。だから、

もしもするとしたら、水を購入して沸かして出さなきゃいけない状況がありました。粉でいただいた場合は容器も用意しなきゃいけないというのもありました。

そういう状況で、こちらのほうとしては力点をとにかく、昼に食べ物がなくなって午前中で帰ることがない、どんな天候だろうと。そういうことに力を入れ過ぎた面はあったかと思えます。

ただ、11月中旬に何とかというので、特別な対応ができるようになったので、いろいろ注文しようというときに、ちょうど商工会の青年部からもスープをいただいたり、それから県のPTAからもいただいて、なおかつその時期には、町にある水が使えるようになった、購入しなくていいという状況もありまして、同時に11月下旬からスープを提供できたという次第です。

おっしゃるように、始めからその辺がどうだったのかというのは、少し、私の答弁でも次長の答弁でもありますが、あとから振り返ってみると、もう少し早くできたんじゃないかなという反省点があります。そのときはどんだけお金を確保するかということ。私たちのほうは、力点としては、とにかく給食は継続したい。給食がなくなったために午前中で帰らなきゃいけない。そういう事態は避けたいというふうに力点を置いていた次第です。御指摘はなるほどなと思って承りました。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） ありがとうございます。給食に関しては、私も教育委員会のほうに行って何度も御相談させていただいて、本当、給食を止めなかったことはありがたいことだと思っております。御尽力されたこともよくわかっております。

ただ、これが1カ月続いたというのは問題があると思います。例えば町長、教育長に、10月22日から1カ月間、昼、何食べよったかと聞いて、普通、答えれんですよね。子供は皆答えられますよ。パンとジャム、牛乳、テレビでも放映されよったけど、昼、何が出よる言ったら、パンとパンって言っていましたからね。パンのイメージしかないんですよ。パンが悪いわけじゃなくて、ここは本当にしっかり考えていただいて、1週間に1遍でも、何かあったかいものを早い段階から出していただけたらなあと思っております、いまだに。

ちなみに、例えば飲食店があるわけじゃないですか、営業されていらっしゃる。そういうところとも今後は何かうまいことタイアップしながら、そこのスープを入れていただくとかということも並行で、この機に考えてみてはいかがかなと思いますが、そのあたりはできないものなんですか。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 今、議員さんがおっしゃったように、カップスープ類は可能かと思えます。ただ弁当とか食べ物については、給食については随分基準が厳しくてできない。いろいろ止まっとったけど、よそから、例えば給食とかつくっているところをお願いできないかなという

議論もしたんですが、そういうときに橋が止まった場合に弁当類とかは廃棄なんですね。船で取りに行っても運び切れないというのもあります。

御提案いただいたように、カップでお湯を入れて飲むぶんについては、お湯を注ぐだけですから衛生基準のほうはクリアできると思うので、それは今後検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） 空調は飛ばして、空調はまだ質問してなかったですね。（発言する者あり）空調はありがとうございます。空調に関しては、工事が完了してない場合でも部分使用だけできるように、最低でも、もし何か万が一できない場合でも、部分使用ができるように調整をお願いします。

本当に子供たち、すごい暑い環境の中でやっていますので、環境衛生基準も改定されましたよね。その中で28度以下というのが多分普通の基準だと思います。それを大幅に朝から超えていますから、30度以上という日も多々あったと思います。なのでそこだけは本当によろしく願いたいと思います。

病院のほう、もうこれで最後ですかね私がしゃべるの。（「済んでます」と呼ぶ者あり）済んでます。じゃあ最後、締めめに病院事業に関してだけ、ひとつ言わせていただきます。

びっくりですね、何も。病院事業に関して、私、今回すごく、これも重要なことだと思って出させていただいております。今後、住民に周知していく上では、そういう改善案、当然必要だと思いますが、まずは知っていただくことだと思います。今の3総合病院を運営できるような改善案があれば、当然これはベストだと思います。ただ難しいと判断するのであれば、一日でも早く、コンサルタントの方からもありましたように、統合再編も視野に入れて、かじを切っていくべきではないかと思っております。

全体を通して言えることは、町民の声をもっと聞いていただいて、どんな病院が必要なのかと、情報をしっかり出していただきたい。この2点に尽きると思います。

今後も人口減少が予想され、同時に高齢者人口も減少が見込まれていることから、現在の病床の供給過多と医療・介護の需要の減少が予想されます。これ当然のことだと思います。冒頭でも述べましたが、かなり切迫した状況になっていることから、早期の経営の見直しが必要であると私は考えております。

厳しいことを言えば、現段階でも手遅れになっておるかもしれない。でもこれ以上の悪化を阻止するために、迅速な対応をよろしく願いたいと思います。3月までに出てくるであろう改善案を私も楽しみにしております。ぜひよろしく願いたいと思います。済みません、時間。ありがとうございます。

○議長（荒川 政義君） 答弁いいですか。以上で、新田議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩をします。

午前11時48分休憩

.....

午後 1 時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。5番、田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） それでは、貨物船オルデンドルフ号による大島大橋衝突事故に関しまして、主に事故後の町の対応についてお尋ねをいたします。

まず、今回の事故は、橋を破損する可能性を事前に予見した上での事故ということですので、オルデンドルフ側には、事故を原因とする全ての事象に全面的に対処する法的・道義的責任があると考えられますが、これまでの状況や報道で知る限り、誠意ある対応はなく、今後も期待はできそうにありません。

そこで、10月27日にオルデンドルフ社が本町に謝罪に訪れた際に、町とはどのようなやりとりがなされたのか、どのような対応を求め、約束をさせたのかについて答弁をお願いします。

また、今回の事故と断水に伴いまして、町民は40日間という長期にわたり断水に伴う精神的・肉体的苦痛の中、我慢と遠慮による大きなストレスに悩まされながら、前代未聞の苦渋の日々を強いられ、骨折などで入院された方々をはじめ、いまだに病院や御自宅で苦しんでおられる方もたくさんいらっしゃると思いますが、現時点で町が把握している被害の実態と、町民が受けた被害に対する今後の対応方針について、簡潔に答弁をお願いします。

次に、振り返りまして、今年1月の断水事故後、3月議会におけます町内水源の活用についての私の一般質問に対し、執行部からは、今後、浅井戸のうち、利用可能なものがどの程度あるかを調査し、非常時の有効活用を検討してまいりたいと考えておりますとの答弁がありましたが、その後、いつ、どこで、どのような検討がなされ、これまでどのような検討結果を得られているのかについて、簡潔に答弁をお願いします。

今回の事故では、リスクの多様性とインフラの脆弱性が露呈してしまいましたが、少なくとも今回のような船舶衝突事故は二度と起こさないよう、県や国にも要望していく必要があると思えますし、事故後の町の対応や危機管理のあり方につきましては、本腰を入れ検証し、速やかに対策を立てていく必要があると考えております。あす起こるかもしれない大規模地震や事故に備え、当然のことながら、既にその作業には取り組んでいると思えますので、現状における進捗状況を含めて、危機管理体制に関する検証と対策の状況について答弁をお願いします。

最後に、今回の断水期間中によく耳にしたのが、この町は弱い者にとっても冷たい町政だという声ですが、こういう声が出ることは、自治体としては恥ずべきことであり、深く反省すべきことだと考えますし、今後の対応にあたりましては、決してこのような批判を生まないよう、心して臨まなければならないと考えます。

今後検討されることと思いますが、町民個人の損害賠償については、長期的な取り組みになると考えられますので、まずは短期的な観点から、理不尽にも40日間の苦渋の日々を強いられ、いまだに苦しんでおられる方も多い町民の皆様に対し、速やかに町民の生命、財産を守るべき自治体の責任として、必要な手当てをすべきことは当然だと考えますが、町長の認識をお聞かせください。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 田中議員さんの、貨物船オルデンドルフ号によります大島大橋衝突事故に関する御質問でございます。お答えしたいと思います。

まず、第1点の謝罪に訪れた際のやりとりの内容についてのお尋ねですが、平成30年10月27日、土曜日ですが、大島大橋に貨物船を衝突させた船を所有するオルデンドルフ・キャリアーズの役員が大島庁舎を訪れ、謝罪をいたしました。

スコット・ジョーンズ広報担当取締役は、この事故により地域住民の皆様のご生活並びに地域産業に多大な影響を与えてしまいました。心からおわびを申し上げますと陳謝をいたしました。

私は、今回の事故により、町の存続が危ぶまれるような危機的な状況に陥り、住民生活や地域経済は麻痺的な状態になっていること、住民の生活は既に限界を超えていること、そして、オルデンドルフ社が、なぜこのような無謀極まりない航海計画により運航されたのか、また、事故後の対応も、通報せずにそのまま運航するという報道もあり、大変強い憤りを感じ、強く抗議を行いました。

まずは、町民をはじめ、被害を受けておられる全ての皆様方に心からの謝罪を求め、その上で、誠意ある対応を求めたいと伝えたところであります。

これに対し、オルデンドルフ社広報担当取締役スコット・ジョーンズ氏は、今、どんなに周防大島の皆様がつらい困難な状況にあるのかということ、はっきりと理解しております。このように御迷惑をかけたこと、甚大な御迷惑をかけたことに対しまして、心よりおわびを申し上げたいと述べました。

また、損害賠償については法に従って、また、日本の適切な手続きに従って対応させていただくと述べております。

そして、周防大島町の皆様方の生活がなるべく早くもとの普通の生活に戻りますことを心より

願っております。そして、我々としまして、こうした取り組みに対しまして、誠意を持って、そして支援をしていければというように思っております。そうして、このようなあらゆる取り組みに、我々としまして支援していきたい、サポートをしていきたいと考えておりますと述べております。

最後に私から、この町は本当に大変な状況に今あり、その状況は本当に深刻であること。そのことをぜひともしっかりと受けとめ、今後真摯に、誠実に対応していただきたいと求めました。

町民の健康被害についての御質問でございました。

今回の事故は、橋の通行規制による通勤・通学への影響、町の基幹産業や物流への大打撃、さらには、長期間の断水による日々の給水への対応、特に高齢者においては心身の疲労がピークに達するなど、住民生活や地域経済にさまざまな被害を及ぼしました。

また、事故により必要となった給水タンクの購入やコインランドリーの使用、たび重なる外食など、住民は多くの損害を被っており、加害企業に対する賠償請求に向け、今後、住民の損害額を把握する必要があります。

このたびの大島大橋外国船衝突事故により長引いた交通規制と断水により、風邪などの感染症や関節痛等の健康被害が多くあったものと推測されております。

田中議員さんの御質問でございます、現時点での健康被害の実態については、民間病院等を含めた周防大島町全体の把握はできておりませんが、町立3病院におきましては、12月5日現在で74件の受診があり15人が入院されました。内訳といたしましては、骨折が24件、その他の関節痛等が50件でございました。

先ほどの答弁のとおり、まずは弁護士による説明会を開催し、その後において、住民の損害額の取りまとめを行いたいと考えております。

町の断水対応と危機管理体制についての御質問にお答えしたいと思います。

今後の町水道のあり方と町内水源の活用につきましては、11月2日に、山口県知事、県議会議長、周防大島町議会議長と国の関係機関に対しまして、第2の送水管の開設や町内での非常用第2水源の確保に対する財政支援などを要望するとともに、広域水道企業団との責任水量契約に基づく受水費を負担しながら、非常用水源の維持管理費用を極力水道料金に転嫁しないで済むよう、広域水道受水前の旧水源や屋代ダムなど、町内で非常時に浄水機による給水活動などに活用できる水源を確保するための調査費を、来年度予算に計上する予定といたしております。

また、本年1月に発生した大島大橋添架送水管破断事故をきっかけに、旧水源のうち、比較的取水が容易な浅井戸を非常時に使用するための現況調査を行っておりますが、現在、使用の可否と目視による水質の確認までを済ませおり、今後、ポンプによるくみ上げで水位が復元するののかということをきちんと確認する予定でございます。

広域断水対応につきましては、1月の事故を踏まえて臨時給水場所の設置などを行いましたが、長期間にわたる町民・事業者の方々の飲料水や生活水の調達箇所数として不十分であったことを痛感しております。あつてはならないことですが、同様の事態に陥った場合、要望の強かった地域への給水場所の追加を検討してまいっております。

次に、4番目の現状における進捗状況を含めて検証と対策についてということでございますが、今回の事故対応については、事故の影響が甚大なことから、事故翌日の23日から中国運輸局山口運輸支局、柳井地区広域消防組合、柳井海上保安署、24日からは航空自衛隊、山口県防災危機管理課から、それぞれの職員が周防大島町へ災害対策現地情報連絡員として派遣をいただいたところであります。

そして、本町と関係機関との連携・連絡を密にして、各専門分野の現地情報連絡員と災害対策本部の中で情報を共有し、事故対応に努めてまいりました。

大島大橋の通行規制に伴い、島内外への交通の便を確保するために、棕野漁港と柳井港を結ぶ臨時連絡船の運航と、東瀬戸バス停と大島駅間のシャトルバス運行によって生活路線を確保いたしました。

大きな損傷を受けた大島大橋の通行は、補強鋼材の取付工事によって11月18日に規制が緩和されるまでの間、安全上の措置として、平均風速毎秒5メートルを超える場合に、大島大橋が全面通行止めになり、これまでにない通行規制が行われたため、通行規制状況のお知らせ対応を行いました。

町内全域への広域水道送水再開は、復旧作業の結果、12月1日17時に全ての地域において通水を確認し、町内全域の断水を解消するまでの間、各部署が連携して給水支援活動を行ってまいりました。

町としても、10月22日に第1回目を、対策本部ですが、第1回目を開催し、11月27日までの間に22回の会議を経て、さまざまな取り組みにあたってきたところでございます。

住民、事業者が一刻も早く平常の生活を取り戻すことができるよう、大島大橋の復旧対策、今後の災害・事故への対応、損害賠償請求に対する円滑な損失補償などの措置が速やかに講じられるよう、11月2日に山口県とともに国に緊急要望を行い、要請をしております。

また、大島大橋損傷事故の再発防止のため、今回の事故については、原因究明や再発防止等のために、国の運輸安全委員会において、これまでに損傷状況の確認などが行われたところであり、安全管理体制など必要な調査が進んでいくものと考えております。

事故及び断水により苦渋の日々を強いられた町民の皆様へ速やかな見舞金を出すべきとの御質問にお答えします。

先ほども御答弁申し上げましたが、今後は、大打撃を受けた観光産業や農林水産業、商工業等

の早期復興を図るとともに、損害賠償への対応が大変大きな課題であるというふうに考えております。引き続き、山口県や関係機関との連携を図り、全力で取り組んでまいりたいと考えています。

今回の事故は、全ての住民が被害を被ったというふうに思っておりますが、事故により発生した損害については、事故を起こした船舶の所有者であるオルデンドルフ・キャリアーズ社が賠償責任を負うものと考えております。

私としては、集団訴訟も含めて、顧問弁護士等の専門家とも相談しながら、山口県とも連携して、適切な対応をしていきたいと考えていますが、中には集団訴訟に加わるというのではなくて、個人で損害賠償請求を提起したいというような方のお話も聞いておるところでありまして、現状、まだ集団訴訟をどうするかというところまでは、なかなか煮詰まっていないというのが状況でございます。

現状においては、船主責任制限法による法の手続きが行われるのかどうかを含めて、何ら予断は持っておりませんので、顧問弁護士等の専門家とも相談しながら、山口県とも連携して、適切に対応していきたいと思っております。

よって、現時点で見舞金を支給することについては、慎重にならざるを得ないと考えておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 具体的な質問に入る前に、1点、御確認をさせていただきたいと思いますが、今回の事故が発生して、その後、初期の段階で私どもも情報収集に躍起になり、現場の声も伝えていたわけですが、その中で、災害対応、今後の対応はどうなるのかということのある所管に尋ねたときに、結局、それは教えられないという回答がありました。その理由は、議員は結局、自分の手柄にしたいからそういうことを聞いてくるんだというような、これはちょっと常軌を逸するような、信じがたい回答というんですか、発言がありました。私も、信じられないような思いでありましたが、これについては町の幹部の方が議員に対して言われたことなんで、町長も同じ考え方ということでよろしいのか、そこをちょっと最初に確認をさせてください。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 濟いませぬ、今後の対応をどうするのかということに対して、教えられないとか、議員に教えたら議員が自分の手柄にするからというふうな、えらく強気な発言であるというふうに思いますが、私も、その現場の状況、例えば前後の成り行きとかというのが全然、その場におったわけではありませぬし、今、ここからその部分だけのことをお聞きしますと、特に議員さんが手柄にしようと思って、そのようなことを町のほうにお尋ねになったのではないかというふうに思っておりますし、そのようなことではなくて、あらゆる、皆さんが総力戦でこ

の難局を乗り切るべきだったというふうに思いますし、実際にはそのように、皆さんのいろいろな、行政サイドも、そしてまた、あらゆる応援に来ていただいた方も、また、たくさんのボランティアも、そしてまた、自主的にボランティアをやっていた皆さんの皆さん方も含めて、総力戦で乗り切れたのではないかと思いますので、議員さんが云々というようなことについては、私は、そのような認識は持つておくことではないと思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 安心しましたが、そうであるんなら、やはりそういう発言した町の幹部がいるということは、私は、日ごろからの議会対応ということを見ていまして、やはり根本にはそういう認識があるんじゃないかというふうに受けとめました。町長がそういう考えじゃないと言われるんなら、そういう町の幹部の発言があったということを、きちっと前後の話も聞いてみないと、というような話でしたので、そこをきちっと調査されて、どういう経緯でそういう発言になったのかも含めて、きちっと対応してもらえますか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 幹部職員を含めて全職員に、議員さんだけではなくて、住民に対する、また対外的に発する言葉について、十分その考えをまとめて、きちんとした対応をするようにということは、また幹部会議でも申し上げたいと思っておりますのでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） あんまりしつこいことを言うと、狭い心だと言われそうなんで、これぐらいにしますが、それじゃあ具体的に情報提供のあり方についてお尋ねをいたしますが、これも、これまで議会の中でも、外でも、何度も指摘をしてきたことであります。町民の方への、今回、情報提供のあり方に大きな課題があるということが、明らかになったと思います。

真っ先に町民の方に伝えるべき情報が、最初に県からマスコミに伝えられ、そして町へ伝えられ、町民には最後に伝えられるという、これは、私の感覚でいえば本末転倒な情報伝達だと思いますが、こういった一連の防災無線やホームページ、そういったことでの非常時の情報伝達のあり方について、町としてはどういう感想を持っておられますか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 情報伝達は当然のことながら、町民に的確な情報が素早く伝わるのが大事だと思っております。

後ほど、別の議員からもそういう御質問が出ておるようでございますが、県が、県の幹部会議等で、知事が出席する幹部会議で決めたこと、大体、その会議が済んだ後に、町のほうに情報が入ってくるということですが、実はそこはものすごいリアルタイムで、知事が会議が終わったあと、すぐ知事はぶら下がりの取材を受けます。そうしたことが、非常に、私たちはそのぶら下が

りの中のことというのは、文書に起こしてから私たちのほうに情報提供があるわけでないので、県が一連の、一般の様式で入ってくるものが、入ってきたものを私たちが受け取る。そしてまた、夜の、例えば夕方のニュース等で見ておると、知事さんが、よりまた具体的な、そのようなぶら下がりの報道をしたことが映っておるといようなこともあることがあります。

そのようなことからして、私たちは県からの記者会見を、記者会見といいますか、県からの情報提供を受けたものをもとにやっておるといのが、まず、そういう流れでございます。

また、広域水道企業団等でも、会議の後、また記者会見等があつて、そこで出たものと全く同じものが私たちにペーパーで来るわけじゃなくて、ペーパーでは一応決まったものが出ておりますが、またそこで、記者会見の場で、いろいろ記者とのやりとりの中で、いろいろな報道が出ておるといこともありますが、そのような記者との、報道機関とのやりとりのことは、直接私たちに文書に起こして来ておるわけではないので、そこら辺は若干ずれておると、町のほうが遅いではないかといようなこともあるのではないかと考えておりますが、それらがあるにしても、今回の問題については、周防大島町の町民に一番関係の深い事象でございますので、県のこと、広域水道企業団のこと、町のことを含めて、より正確に早く情報提供をするべきだと思いますし、また、そのことによって、そのことが遅れておるといようなことがあつたのであれば、それは、今後の検討課題として、今後たびたび起こつてはいけません、いずれにしましても、町からの情報提供についてはもっと精査をして、できるだけそのような形で提供できるようにしていきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） しっかり速やかに、早急に検討していただきたいと思いますが、ちょっとここで、この災害期間中に柳井警察署から、断水に乗じた詐欺、悪徳商法という注意喚起情報が発表されておりますが、これに、この警察署からの発表には含まれていない、水の配達に伴う料金請求という情報が、町からは独自に出されておりますが、これは、どこからのどのような情報であつたのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 水の配達に伴う料金請求の情報ということでございますが、平成30年11月8日の午前に、町職員から水道課に、知人から聞いた話だが、給水所に来た住民に声をかけ、自宅まで水を運んだあとに料金請求をする者がいるらしい、注意喚起してはどうかという情報が寄せられました。これを受けまして、給水所の場所や請求された方の氏名など具体的な情報については、職員や職員の知人も知らないということでございましたが、そのために、事実確認もできておりませんでした。注意喚起すべきものと判断して、防災行政無線や町のホームページでお知らせをしたというところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） いや、驚きですが、裏付けもとらず町からそういう情報を出されたということなんですか。そのときは別にしても、その後も含めて、何件、幾らどういう請求があつて、実際に被害があつたのかなかったのか、その事後も含めて、その情報を出したという前じゃなくて、あとも含めて全く裏付けは取っていないということなんでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） 今、田中議員さんがおっしゃる裏付けは取っておりません。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） いや、そういう裏付けもない情報を流すというのは、非常時によくあるのが、大島の場合じゃなくて、非常時全般で言われているのが、SNSとかそういったことを通して、非常時に、災害時とかにデマが流れる。そういうこと自体を注意喚起されているというのは、もうこれは災害対応の常識であつて、裏付けのない情報を流すということは、それはデマである可能性も十分あるわけで、そういうことを自治体が率先してやってしまったということもありますが、これじゃあ情報提供、さっき今後しっかり検討していきたいという町長の答弁もありましたけど、とてもそういう前提の考え方がなっていないということになります。もう一度、そういうことでいいのか、本当に裏付けも取らずそういう情報を流したのかどうか、それについて問題意識は持っていないのかどうか御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今言われてみればそうなんです。警察でもポリスニュースというのが出ておまして、これはこの事案じゃないと思いますが、そういうことがありましたので、例えばそういうことが横行しておるのであれば、それは注意喚起をするということを出したんだろうと思いますが、今言われるように、もし仮にそういうことが、今の田中議員さんがおっしゃった事案だけじゃなくて、ほかにも、警察も何らかのことを把握しているんじゃないかと思いますが、そのようなことが、このどさくさに紛れて起こってはいけないということからして、そのような話があつたときに、それを注意喚起をしたということでございます。

言われるとおり、きちんと把握し、または警察等のほうで捜査した上で、警察のほうから発表していただくというのが、本来いいのではないかと考えておりますが、当時は本当に、情報も人も、何もかも大変ふくそうしておる中での状況でございましたので、そこらが至らなかったという部分があつたのではないかとと思いますが、今後については、きちんと正確な情報についてお知らせをするということに努めていきたいと思つております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（５番 田中 豊文君） ちょっと先ほどの答弁に戻りますけど、今のうちに、情報の扱い方というのが非常に、まだ基本的なこともできていない状態だというのが明らかになりましたけど、今後検討していくというのは結構なんですけど、検討していくと言われても、それを言葉だけになってしまうのがこれまでの常なんですけどね、具体的に、いつ、どのような方法で検討を始めていくのか、それについて御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 検討するというのは、すごく曖昧な言葉でございますが、情報提供につきましては、慎重に扱っていきたいという意味でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（５番 田中 豊文君） いや、詐欺情報ということではなくて、その前段で、情報提供のあり方については、町長は今後検討されていくと、検討課題であるというふうに言われたんですね、そのことについて、どのような形で、いつ検討を始めるのか、それについて答弁してくださいということです。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 済いません、いつ、どこで、どのように検討してから、どのような結果を出すのかというふうなことでございますが、いずれにしても、情報提供のきちんとしたマニュアル的なものも、明確にはなっていないのではないかと思います、そこら辺をきちんとした整理をしてやっていきたいなと思います。

情報提供にも、いろいろ提供の種類とか、そのことの重大さ、そうでないこととか、またはただ単なるお知らせとか、それとかイベントのお知らせとか、いろいろ情報提供についてはあると思いますが、特に今のような、御質問のようなことについては慎重を期さなければならぬし、なおかつ、また早くそれが、情報が提供できなきゃならないというようなこともありますので、情報の種類とかも全てを検討しながら、その適正なマニュアル化というようなものについても検討していきたいと思いますが、いつやるのかということになりますと、今からやるということでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（５番 田中 豊文君） それでは、次に移ります。

危機管理について再質問しますが、９月議会の一般質問で、避難所への物資の輸送方法とか議論したと思いますが、その後、そういう物資の輸送とかいうことについて、検討はされましたでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 申し訳ございませんけども、９月議会以降にそういう検討はまだし

ておりません。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） これも、早急にしなければならないことだと思いますし、せっかく議会で、そういう質問というか指摘というか、そういうこともしたので、やっぱりそれを真摯に受けとめて、すぐにでも手をつけるべきだったかなと思います。

今回の場合は、水の輸送と給水所の設置方法など、多くの課題が残されたと思いますが、町として断水事故に対応する水の提供ということについて、今回の対応がどうであったのか、その辺の、抽象的でもいいんですが、対策全般がどういう対応であったかという感想の部分を御答弁ください。端的に言えば、この給水対応は完璧だったと感じておるかどうか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） アバウトな質問でありますので、アバウトな答弁になって申し訳ないんですが、完璧であったということはないと思っておりますが、精一杯やったのではないかというふうに思っております。

今回は、私たちも、これまでそこそこで断水とかというのは、小さな断水とかは起こって、起こってといいますか、小さな断水とかってというのは、水道事業をやっておりますと、配管の破損とかということがあってから、断水は起こるものでございますが、そうした中での給水とかは経験がありますが、今回のように橋が通れなくて、そして給水車、給水するような水のもとの水、受けるほうの水が、橋を通れないとかってということで、取りに行くことができないというような、このような状況は、想定しなかったと言ったらまたお叱りを受けるのかもわかりませんが、実は想定がなかったということになります。橋は通れるものだというふうにずっと思っておりましたし、今回、橋が通れなくなることが、こんなに、全部が通れなくなったわけじゃないと思いますが、給水車についてはほとんど通れなかったということでございますので、その辺のことを考えますと、本当に想定外のことであったと思いますし、そうした中では、何とか給水所が運営できたのではないかとこのように思っております。

これは、もっとやるべきことがたくさんあったんじゃないかということは、当然のことでありまして、また、もっとやり方もあったと私たちも思っております。そして、これについては行政サイドの給水だけではなくて、議員の皆さんをはじめ、ほかにも多くの皆さん方が自主的に給水活動に御支援や御協力をいただいた。そしてまた、それらも含めて町民の皆さん方で、先ほども申し上げましたが、総力戦で乗り切ったということで、町の対応が十分だったということは全く思っておりませんし、まだまだやることはあったんじゃないかと思っておりますし、また、そういうことを反省して、こういうことがたびたびあっては困りますので、こういうことばかりを想定してからということはないと思っておりますが、いずれにしましても、今回の反省を含めて、いろいろまた

検証をしていかなければならないことだと思っているところでございます。

大変皆さん方にも御協力をいただいたことに対しましては、心から御礼を申し上げたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） さっき、私が9月議会の危機管理体制のことを出したのは、あのときは避難所への物資の輸送体制がどうなっているのか、そのガイドラインはできているのか、マニュアルはできているのかという話だったんですが、要するに、平時にそういう災害時のことを、非常時の対応をある程度シミュレーションしておかなければ、当然、非常時に対応、お手上げ状態になってしまいますので、やはりそういう、今回の場合であれば、9月議会での指摘を真摯に受けとめておいてほしかったなというふうに思いますが、ここで、今回、給水所の場所というのが各地14カ所ですか、置かれておりますが、この場所というのは何で決まっているんですか、何をもとに決まっておりますか。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） お答えいたします。

給水場所につきましては、主に、主にとりか、避難場所を中心として、それと1月の断水事故を受けての決定でございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 給水所の現状というのは、地域に出られてみたら、当然わかっていて、把握されていたと思いますが、給水所の数を増やすこと、拡大と、もっと身近なところに水を持って行く必要があるんじゃないかということは、私のほうからも何度も求めましたし、その地域からもそういう声が出てたはずですよ。

旧橋町の地区の場合でいえば、40日間の断水で、鹿家から秋までの間で1カ所の対応ということで、これで40日間の断水が乗り切れない、結果的には乗り切ったと言われるのかもしれませんが、この1カ所で対応できないのはわかり切った話でしたけど、この要望があったにもかかわらず、増やせなかった理由というのは何かあるんですか。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） 給水所の増設につきましては、私もいろんな方から聞いております。そのときに、まず最初に考えたのは、要望があれば支所に対応していただく、それでだめなら、本課や災害対策本部の会議でも私が提案いたしましたけど、消防団の方にある程度地域の中を回っていただく。消防団の方も働いておりますので、そんなに活動できないと思いますけど、それでお願い申し上げました。

それで、その後に反省点といたしましては、現在14カ所、これはある程度固定いたしまして、次に給水車に余裕があれば、時間とかを決めて、その地域地域を回るのが一番良かったのではないかと、今、反省しております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 要するに基準がないということで、要望があれば増やすということなんですけど、こういうものは要望で増やすというものではなくて、現実を見ると、実際に要望の声というのは届いていないわけですよ。だから、結局最後まで1カ所、橋の間に、最後には1カ所増えましたけど、その基本が、もう、1カ所しか設けられないという基準があるわけでもない、要望があったのに設置できなかったと。それはどういう、具体的に何でそれが、しようと思ったのにできなかったということなのか、何か物理的な理由があるのか、その辺を答弁してくださいと申し上げました。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） 正直なところを申し上げますと、14カ所の給水等々、給水車が回るのが精一杯でございました。その後、給水車を増やそうという案もございましたけど、今度は岡山等々、給水車を要請しなきゃならないということで、もう少しこれが長引いておれば、それも可能だったと思いますけど、今回につきましては、この14カ所で回らせていただいたということでございます。

以上でございます。

それと、補水ポイントが少なかつたせいもありますので、その辺も考慮して14カ所といたしました。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） じゃあ給水車の数が、もう14カ所対応するのに限界だったと、これ以上はできなかったというふうな答弁でしたけど、給水車というのは正式な給水車ということでよろしいんですか。ちゃんと、専用の給水車ということで。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） 専用の給水車というよりは、2トンタンクを積んだ給水車、あるいは正式な給水車が確保できなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 14カ所というのは、1月もそうだったわけですね。1月の断水のと

の、これは、最長でも1週間ぐらいだったということなんですが、それを参考にしたということでございますが、非常に緊急を要する状況であったから、そのままそれを踏襲したということでもあると思いますが、少しきちんと、もう少し精査して、例えば人口の問題とか距離の問題とか、いろいろなことを勘案して、仮に同じ14カ所、15カ所であったとしても、もう少しそれが改良できるものではないのかと。

または、その給水場所は、メインの給水場所が14カ所にしても、それからサブ的に時間対応でできる給水場所を増やすことはできないのかというようなことは、当時の中ではなかなかそこまで、今、手が回るような、給水用の車も人もそうですし、また、受けるほうの受水ポイントというのが非常に今回、橋が渡れなかったということがあったので、そういうことで大変迷惑はかけたと思います。

これからきちんともう一回検証したいと思いますが、それは、例えば人口がどのくらい集中しているということ、もう一つはどのぐらい距離が離れておるのかとか、1つの給水ポイントにどのぐらいの所帯があるのかとか、そのようなこともいろいろ勘案して、もう少し今とは違うような給水ポイントができるのではないかと。そしてまた、1つのメインの給水ポイントから、例えば午前中、1週間に何回行くとか、そういうところができる方法があるのではないかとというふうに思っております。

今、田中議員さんがはじめに申し上げました、安下庄地区で1カ所だったということで、私も随分その声は聞きまして、対策本部の中でもいろいろ協議しましたが、なかなかすぐ増やすということができそうにないという状況でありましたので、職員のOBにも声をかけましてから、出れる者はおらんかと言ってから声かけたんですが、実は、出れる者は仮におったんですが、なかなかそれを、全体をコーディネートする、コーディネートするというのは、職員OBですから、毎日いつでも自由に出れますよというわけではありませんでしたので、例えばそこにストックして、何曜日は出れる、いついつは出れます、いつが出れませんかというのを合わせて、それを組み合わせ、じゃあ、あなたがいつ出てくださいというのをずっと組み合わせを作り、それを運転する、またはサブにつく人、そういうのをずっと組み合わせをしなければならないんですが、そういうことが、じゃあ、OBに全部任せますからということにはなかなかならなかったんです。

ですから、それをやるのに結構かかりましたし、また、それには当然ながら、町の職員とか、またはちゃんとした責任を持った者がつかんにやいけんわけです。そういうことを考えますと、ものすごく手が不足しておったということもあります。

それで、実際には東安下庄にも給水ポイントが時間制限、時間的にフルじゃなかったと思いますが、設けたんですが、そのような状況もあって、今回、非常に大きな課題を残したし、また、東安下庄から西安下庄まで橋総合センターで1カ所でもいいかという話がありましたが、そういう

ふうなことが各地にたくさんありました。例えば白木半島でも佐連に1カ所あっただけで、そうしたら、あの広いところで佐連だけかというような御意見もたくさんいただきました。

しかしながら、それをどのようにしてから、もっときめ細やかな給水対策ができるかというようなことについては、また十分な、少し時間を置きまして、十分な検討をしていきたいと思いません。

それには、先ほどから申し上げておりますように、橋が通れるのか通れないのか、給水を受けられるほうの受水ポイントが幾らできるのかというようなことも含めて、検証しなければならないというふうに思っておりますが、いずれにしましても、遠く離れたところまで取りに行かんにやいけんかったという現実もたくさんありましたので、そのことについては大変大きな反省点だと思っているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） もう時間も余りありませんので、見舞金についてお尋ねをしますが、今、町長さんが申されましたけど、40日間、遠く離れた給水所から押し車とか自転車に水を載せて運び、家の中では重いタンクを抱えて、そういう作業を繰り返して、骨折して今も入院している方が何人もいらっしゃいます。

今、町長が申されましたように、大きな課題を残したということもありますし、いろいろと私の質疑も含めて反省点もあると思っておりますが、そのような状況でありながらも、町民の方、もちろん町も、みんなが頑張ったと、頑張っただけで乗り切ったということは事実なんですけど、やっぱりそういう非常時の状況の中、与えられた状況で何とか頑張った、そういう町民の方に対して、町民の方、全く理不尽にも、いわれのない犠牲を払わされたわけでありますから、自治体として何らかの手当てをするということが、最低限の責務ではないかなということに思いますが、これまでの町長の答弁などを聞いておきますと、個人への、何と申しますか、公金の支出は慎重であるべきということで、全く門前払いではないと思っておりますが、この間からの質疑では、できないと、議会で言っても今はできないということだけのようなので、今後検討されるかもしれませんけど、やっぱりそこで、さっき新田議員も言われていましたけど、どういう損害があったのか、どういう現状があったのか、そこをまずは情報収集をすることが必要じゃないかなと、そこからスタートすべきだと思っておりますが、損害賠償のその話は別にして、総合的なそういう相談窓口というのはどのような形で、恒常的な相談窓口が必要だと思っておりますが、そういうことを設置することが必要ではないかと思っておりますが、その辺についてはどうしてお考えでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 見舞金については、もう何度も皆さんからの御質疑、御質問がありましたので、私の考えはそういうことなんですけど、今、お話がありましたように、見舞金等が必要な

のではないかという声も聞いておりますし、私自身も、町民の皆さん方に、例えば1万円ずつ配るためには1億6,000万円必要なわけでございますので、極端に言えば、その1億6,000万円がないのかと言われてますと、それは個人のお金ではありませんが、町のほうに、町に財産がないというわけでは当然ないと思います。

しかしながら、そのような一律に皆さんに1万円を配るといような、そのようなやり方というのは、行政としてそんなに軽々にやるべきものではないんじゃないかというふうに思っておるところで、私は、周防大島町の財産、そしてまた、財政を預かっておる者とすれば、そのような安易な……、安易なと言っては御無礼ですが、そのような出し方というのは、非常に慎重にやるべきだというふうに思っております。

やっぱり財政的な問題と、そしてまた、きちんとした根拠とを加えてでないで、公金の支出ということにはなりにくいのではないかと思っておるところでございます。

この見舞金についても、いろいろな御意見がございます。私は、正式にオルデン社と交渉しているわけじゃあ当然ありませんが、まだ。本来でいえば、オルデン社が本当に誠意を持って対応すると、してくださいということは何度もお願いしていますが、誠意を持って対応するのであれば、損害金を皆さんにお支払いするという以前に、まず、1億6,000万円を町に預けますから、これを町民の皆様方に見舞金として配ってくださいというぐらいのことはあってもいいのではないかというふうには思っております。それは公金ではなくて、きちんとした、加害者が被害者に対する見舞金だというふうな意味であれば、全然問題ないというふうに私は考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 今、1億6,000万円がオルデン社が負担すれば、何の問題はないと言われましたけど、それではなぜ、オルデンドルフが謝罪に来たときに、それを約束させなかったんですか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 済いません、ここには、うちの議会議長さんも御一緒でしたが、相当苦情、文句は言いましたが、そこは金額を交渉するような場ではなかったわけでございますので、そしてまた、そのときにそういう金の話をするというような事務的な分野でもなかったというふうに思いますので、そこで見舞金とか、1億6,000万円とかいう話は全く出ませんでしたし、私たちがやっておりません。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） やっていないのは存じ上げておりますが、やるべきではなかったんですかと申し上げたんですけどね。

今になってそれを言っても始まりませんが、さっきから言われている見舞金など、公金を支

出すことは安易だと、軽々にやるべきではないと言われたんですが、じゃあ、今から——町長の答弁を聞いていると、どうも否定的に聞こえるんです。それを今から、軽々にやるべきではないということは、今から検討されるということ、そういう可能性もあるということですか。そういうことも含めて、軽々にやるべきではないということなんでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 検討はいたしておりますが、さらに検討をしていきたいと思えます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） では、検討されるという前提でお尋ねをしますが、私は、これも新田議員が先ほど言われていましたけど、町外の人に1億5,200万円の、この町へ来てもらうという、そういう公益的な目的があるから1億5,200万円を投入するんだと言いながら、町内の人に公金が出せないということは、そこに公益性が見い出されないということで、そういうことを言われているんでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今回の復興キャンペーンというのは、県と町で復興キャンペーンをやろうということで、1億5,200万円という事業費で、県議会も既に提出をいただいておりますが、このことは10日の日の予算の質疑でも申し上げましたが、今回の復興支援キャンペーンというのは橋が止まっておる。止まっておるわけじゃないですが、橋がものすごく大きな交通規制がかかっておる。この交通規制がかかっておることによって、交通規制の間をくぐって観光客が来るかと言ったら、それはできない話だったと思うんです。というのは、大型バスは通れない。ですから観光客が、観光客というか、外から入ってくるお客さんがゼロになったということをいち早く復興、橋が通れるようになったら、早くそれをもとに戻したいと。それをもとに戻すためには、外から止まっちゃったお客さんをすぐ、早くもとに戻したい。さらにはもと以上にしたいということで、今回のキャンペーンをつくったということでございますので、今回のキャンペーンについては、そのように外のお客さんに戻すという趣旨でございますので、そこは御理解をいただきたいと思えます。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） いやいや、（発言する者あり）今、質問に答えられていませんけど、私が聞いたのは、町民個人には公金を支出する公益性がないんですかとお聞きしたんです。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） あるかないかということよりも、今、私が答弁を申し上げたのは、公益性はある部分にはあるかもわかりませんが、例えば、この見舞金という形で一律に出すということについては、非常に安易な話ではないかというふうに思っております。

ですから、今の1億5,000万円というのは、議員さんのほうからお話があったから言っておるわけで、1億5,000万円は町民に出すものじゃないじゃないかと言うから、いや、それは止まったお客さんをもとに戻すための予算ですよということを申し上げたわけでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 最後ですか、最後。はい。

町民個人に公金を出すことは、公益性は見い出せないということではないよなで安心しましたが、これからぜひ、前向きに検討されると思いますので、要するに私が言いたいのは、先ほどからずっと質疑で聞いてきておりますように、情報伝達のところから始まって、そういう給水体制とか、議会で指摘をしてきたことも踏まえて、結局、検討すると言って、余り具体的な検討はしてきてこなかったという結果、こういう状況にもなったと。災害対応が完璧ではなかったんであるから、その結果、町民の皆さんに多大な御苦勞をおかけしているというのは事実ですので、そこで自治体として何らかの、町民の方に手当てをすることは不可欠ではないかなと。それをしっかり、否定から入るんじゃなく、これも前にいつか言いましたけど、否定から入るのではなくて、実現できるように具体的に考えていただきたいということを申し上げて終わります。

（発言する者あり） いや、いいです。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 9月の議会で、いろいろな御質問もいただきましたし、避難所への物資の輸送についてのマニュアル化ができていないというような御指摘もいただきました。9月の議会は、今、明確に覚えておりませんが、9月の終わりのほうではなかったかと思えます。次に、この事件が起こったのは10月22日でございます、その間に完璧なマニュアル化ができていなかったということについては、お断りもしなければなりません、物理的にその期間でそういうことがまだ検討されていなかったということではありました。

そして、それらを検討していなかったのだから、手当てを払え……、払えとは言いませんが、払うべきじゃないかということなんですね。それは、手当ての問題とは別に考えなければならぬと思っております。

○議長（荒川 政義君） 以上で、田中議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後2時02分休憩

.....

午後2時11分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、3番、吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 議席番号3番、吉村忍でございます。今回も、発言の時間を与えていただきましたことお礼申し上げます。

今回は、恒例の季節の挨拶は省略させていただきます。先に登壇された議員と重複する質問もありますが、通告に従いまして質問をさせていただきます。

大島大橋への貨物船衝突事故について、5項目お伺いをいたします。

まず、町民への伝達についてであります。

事故発生当初から、町民への情報伝達がテレビニュースに遅れる状況が目立ち、町民の町への不満、不信、不安の声が数多くありました。重要な情報は、いち早く町から発信すべきと考えております。現在の防災行政無線、周防大島町ホームページやフェイスブックページに加え、LINE、ツイッター、インスタグラムやユーチューブなどを積極的に活用し、より多くの人々に情報を伝達する手段を講じるべきと考えますが、執行部の見解をお伺いします。

次に、町民への支援についてであります。

観光業や農林水産業には、11月20日の町長の専決処分の後、12月7日の山口県議会で全会一致で可決され、12月10日より実施されております「がんばっちょるけー！周防大島」の合い言葉のもと、周防大島復興支援パッケージによる支援が始まりました。

しかし、一番の被害者である町民一人一人への支援策は、いまだ講じられておりません。みずから損害賠償請求を行うことが困難であるのは町民全員であり、そのサポートを行う説明会を年内に開催する予定とのことですが、その説明会にすら参加することが困難な方も数多くいらっしゃいます。重たい水を運び、圧迫骨折をし、現在でも入院中の方は、そのまま病床で泣き寝入りをするしかないのでしょうか。周防大島町は、そんな夢も希望もない町であってはなりません。

町長は10日の本会議で、個人の損害は加害船舶保有会社が補償すべきであり、町が肩代わりすることは慎重にならざるを得ないと発言をされました。しかしながら、補償が加害者側から得られる見通しは、現在のところはなく、仮に得られるとしても、どれだけの年月を要し、費用の負担があるのかはわかり知れません。ならば、ここは町長の御英断により、一番の被害者である町民一人一人への支援策として、私からは次の3点を求めます。

1点目として、一般家庭の上下水道料金の2018年10月から2019年9月までの1年間分の免除、2点目として、断水が原因によるけがなどにかかわる医療費の免除、3点目として、保管場所に困り、見るたびに断水のひどくつらかった生活を思い出す大型タンクやポリ容器などの買い取り、この3点について、できない理由ではなく、前向きな答弁を求めます。

次に、町内各地への非常用水源の整備についてであります。

二度とあってはならないことではありますが、三たび送水管破断事故が起きたとしても、町内

で解決できるよう、旧水源等を早急に整備することを求めます。

次に、各種団体との連携についてであります。

10月22日に事故が発生し、各団体間の協議が行われたのは、13日目の11月4日と聞いております。さらに、この決定事項の通知書が作成されたのは、翌日の11月5日、その後、各自治会長へ通知が届いたのはその翌日であり、なぜだかこの非常事態時に郵便で送られたとのことです。

そのような経緯を経て、消防団から生活用水困窮者へ水を配布され始めたのは11月10日のことでした。

今回の対応策を反省し、周防大島町が主体となり、自治会連絡協議会、民生児童委員協議会と消防団とで連携協定を締結し、あらゆる事態に備えた体制を整備しておくべきと考えますが、執行部の見解をお伺いします。

最後に、職員の対応についてであります。

9月25日に、私は、この場において、大島大橋に船舶が衝突し、大島大橋が通行不可となることはもはや想定外ではない。そのような事態が発生した際には、町民に対し安心・安全を提供すべく、職員は昼夜を問わず迅速に参集し、危機管理体制を強化する必要がある旨の発言をし、職員が町内に居住することの重要性を訴えました。

その際の町長の御答弁は、職員に対し、その重要性や、職員は町内に居住すべきとの町民の声をしっかりと受けとめるよう啓発していく旨の答弁でありました。

今回の事故により、職員が町内に居住することの重要性が再認識されたと思いますが、今後も啓発のみにとどめるのかお伺いします。

以上、5項目について御答弁よろしくお願ひします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 吉村議員さんの、町民への情報伝達についての御質問にお答えしたいと思います。

まず、町民への情報伝達が報道に遅れる状況が目立ち、町への不満、不信や不安の声が数多くあった。重要な情報は、いち早く町から発信すべきであるという御質問でございますが、このたびの事故に対する報道発表は、大島大橋本体に関しては山口県から、水道の送水管については柳井広域水道企業団から直接報道発表が行われておりました。事故当初は、その情報が報道発表された後に本町にファクス送信されてきましたので、その情報の確認作業に時間を要したこともあり、結果的には町からの情報発信が報道機関よりも遅れるということにもなったところでございます。

また、報道機関は、ぶら下がり取材等により得た情報で、町が発表する前にいろいろな報道が

されるということもございました。

これらにつきましては、本町と関係機関との連絡調整を密にするため、10月24日からはリエゾン、災害対策現地情報連絡員のことでありますが——リエゾン2名を県から派遣してもらうことによりまして、関係機関との連携・連絡を密にし、できるだけ早く、正確な情報を提供するよう努めたところでございます。

次に、現在の防災行政無線、町ホームページやフェイスブックページに加え、LINE、ツイッター、インスタグラムやユーチューブを活用し、より多くの人々に情報を伝達する手段を講じるべきではないかという御質問でございますが、このたびの事故に際しましても、ホームページの更新に利用していた通信ケーブルが切断され、ホームページの更新ができなくなるという事態が起りましたが、防災メールはNTT回線を使用して発信することができ、フェイスブックはスマートフォンから更新することができましたので、防災メールとフェイスブックの情報提供は通信ケーブル切断中も継続して行なうことができました。

通信ケーブルは比較的速やかに復旧し、10月23日の夕方からはホームページの更新もできるようになりましたが、事故当初の情報提供は、防災行政無線と防災メール及びフェイスブックにより行っておりまして。

このような事態に対処するためにも、複数の情報伝達手段を持つことは大事だと考えております。

事故が発生してから約40日の間に、周防大島町のフェイスブックにいいね！をした人の数は341人増加し、1,600人を超えました。しかしながら、地域別に見ますと、周防大島町内での利用者は248人とどまっております。

このことから考えますと、高齢の方の多い本町では、ソーシャルネットワークサービスを利用されていない方も多く、町民の皆様への効果的な情報伝達手段は、防災行政無線になるのではないかと考えております。

今回の事故に係る防災無線の放送については、1月の反省点を踏まえ、通常の放送と違うことがわかるように、重要な放送の場合は緊急放送と連呼したり、聞き逃しのないよう複数回の放送を行ったり、男性と女性の声を使い分けるなど、工夫をして放送いたしました。

また、大島大橋の通行止めや解除の情報については、夜間は就寝中の方が多いことを考慮し、当初は放送を控えておりましたが、重要な生活情報であり、放送の要望も多かったことから、大島大橋の通行止めや解除の情報については、夜間ではあっても放送するようにしたところでございます。

いろいろな御意見もいただいておりますので、放送の回数や放送の内容による放送地区の範囲、情報提供のタイミングなどについて、よりわかりやすい放送となるよう努めてまいります。

吉村議員さんのおっしゃるように、多くの情報発信手段を持つことも大事だとは存じますが、フェイスブックの活用も十分ではないと感じておりますので、まずは今、活用しているフェイスブックを充実させ、より多くの方に利用してもらえようようにしていきたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

大島大橋への貨物船衝突事故についての御質問でございました。

町民への支援のうち、1点目の、事故発生月の10月から1年間の上下水道料金免除の御提案ですが、平成29年度水道事業企業会計決算における収益的収入総額9億836万円余りのうち、現年度料金収入は約45%に当たる4億659万円余りを占めております。これを減免するとなりますと、これを誰がどのように負担するかということでもあります。また、財源はどのようにするのかということもございます。

また、下水道事業特別会計決算における歳入総額10億3,080万円余りのうち、使用料収入は約6%に当たる6,583万円余りを占め、農業集落排水事業特別会計決算における歳入総額3億3,278万円余りのうち、使用料収入は約15%に当たる5,255万円余りを占めております。

これは、特に下水道事業特別会計におきましては、ただいま下水を建設中ということもありまして、維持管理だけではなくて、建設のことも含まれておるので、使用料と事業全体との比較からすると、使用料収入は6%になるということもございます。

仮に、1年間の水道料金や下水道の使用料を無料にすれば、水道事業企業会計や特別会計、一般会計に与える影響が甚大であることから、水道料金や下水道使用料の1年間の無料化につきましては、その財源をどうするのかということで、慎重に考えざるを得ないというふうに思っておりますのでございます。

先ほども説明いたしました、町税収入が13億円余りという周防大島町の財政でございます。今年度決算では、実質的には大幅な赤字決算となる、一般会計ですが——ことが予想されております。その上、今、御提案の5億2,000万円余りを負担するということは、到底できないというふうに考えておるところでございます。

2点目の、断水が原因によるけがなどにかかわる医療費の免除の御質問でございますが、町が保険者となっております国民健康保険については、医療費の免除規定はございませんが、一部負担金の減免につきましては、周防大島町国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱に規定をされております。

この要綱では、災害等により家屋に甚大な被害を受けた場合や、また、農作物の不作、不漁、若しくはこれに類する理由により収入が著しく減少した場合、または疾病等やむを得ない事情で事業若しくは業務の廃止、若しくは休職や退職等により収入が著しく減少した場合など、一時的

にその生活が著しく困難となった場合に、申請により必要があると認められるときに、一部負担金の減免または3カ月以内の一部負担金につき、6カ月以内の期間徴収猶予する規定もございます。

しかしながら、今回の大島大橋外国船衝突事故の案件にはなかなか該当しづらいのではないかと考えております。

次に、3点目の、町の予算で大型タンクやポリ容器などの買い取りをしてはどうかという御質問でございましたが、これにつきましては、オルデン社の損害賠償請求の対象になるのではないかとというふうに考えておるところでございます。

次に、町内の旧水源等の早急な整備についてであります。11月2日に、山口県知事、山口県議会議長及び周防大島町議会議長とともに、国の関係機関に対して、第2の送水管の開設や町内での非常用第2水源の確保に対する財政支援などを要望するとともに、広域水道企業団との責任水量、1日約8,200トンでございますが、これは責任水量で、ずっと購入しておるわけでございますが、実際には5,000トンから6,000トンしか売れていないといいますが、使っていないということになります。この契約にもとづく受水費をずっと負担しながら、非常用水源の維持管理費用をずっと負担するということになると、やはり料金に、使用料にはね返ってくるということになります。そこで極力、水道料金に転嫁しないで済むよう、広域水道受水前の旧水源や屋代ダムなど、町内で非常時に浄水機による給水活動などに活用できる水源を確保するための調査費を、来年度予算に計上する予定としております。

先ほども申し上げましたが、この非常用水源につきましては、大島大橋が通行止めになるということ前提にして、町内での水源を確保するということでございます。ですから、大島大橋が通行可能であれば、それはむしろ大島まで受水に行くほうが効率がいいのではないかと考えております。

ただ、いずれにいたしましても、非常用水源の調査は行っていきたいと思っておるところでございます。先ほども申し上げましたが、水道事業の会計の中身で申し上げますと、9億800万円の昨年度決算におきましては、4億600万円の水道料金に対しまして4億1,000万円の町の一般会計からの繰入金、繰入補助金を既に支出をいたしております。

これは何か、どういうことかと言いますと、要するにこの4億1,000万円の一般会計からの繰り入れについては、当然、繰り入れなければならない分野も、法定繰入分というのがありますので、そのことについてはありますが、しかしながら、例えば赤字補填的な補助金も含まれております。なぜかと申しますと、御存じのように、県内でも柳井地域の水道料金は、県下で一番高い状況にあります。もしこれを、補助金でなくて全てを独立採算性の原則にのっとり、使用料で賄うということになりますと、今、県下で一番高いと言われておる使用料がさらにさらに

高くしなければ、会計がもたないということになるわけですが、もう一般会計から繰り入れている額についても、これは、もう既に限界に達しておるといふふうに私は思っております。今後とも人口が減少するということになりますと、給水量、要するに水が売れなくなるということでございます。そうすることは、どんどん水道料金は入らなくなるということになります。

そういたしますと、もしこれが、もうこれ以上使用料が上げられないということになりますと、どうしてもどこかから持ってこなければ、赤字のままになってしまうということになりますので、そういたしますと、使用料を上げるか、使用料を上げられないのであれば、一般会計から持ち出しになるということになります。

一般会計は、全ての町民の大きな行政サービスをやるものでございますので、それを水道会計だけに持ち込むということは、非常にいびつな財政になってしまうということになります。このことを考えますと、これ以上、水道事業企業会計に一般会計から補助金なり、または繰り入れをするということは、非常に難しい状況にあるということをぜひとも御理解をいただきたいと思えますし、理解をいただくだけじゃなくて、議会も一緒になって、このことをこれからどうするんだということを、一緒になって考えていただかなければならない状況にあります。

今回、ここで4億5,000万円を持っていくとか、持っていかないという話だけではなくて、既に水道企業会計が破綻しそうな状況にあるわけですから、そのことを十分みんなでもっと議論しなければならないと思っております。

各種団体等との連携についての御質問でございました。

大島大橋への外国船衝突事故による断水が長期化し、健康被害も懸念されるため、11月4日に、自治会連合会の会長、民生委員児童委員協議会の会長、消防団長の三者により御協議をいただき、各団体が連携して、共助による断水対応を行うことを確認し、要援護者に対する飲料水や生活用水の配布を新たな体制で実施いたすということになりました。

これについては、民生委員児童委員協議会は、既に要支援者に対して、いろいろな支援をいたしておりますので、そうした中で、民生委員児童委員協議会の幹部の皆さん方から、これだけではまだまだ不足している、もっと広域的な、もっと団体を広げてやらなければならないのではないかという御提案もいただきまして、そのような会を持つことになりました。

今回の断水対応を顧みましても、地域の防災体制を整えるためには、自治会、自主防災組織、消防団、民生委員児童委員の皆様方が、密に連携することが大変重要であると考えております。

先般も、民生委員児童委員協議会の各地区の会長さんが、4名で私のところにおいでいただきまして、今後、これらの団体の協議をさらに進めていくべきだということで、町のほうにもう少しこれを集めるということをやっていただき、または定期的な、今回のことだけではなくて、いろいろな問題について、交通の問題、ごみの問題、それらもろもろのほかの問題につきましても、

こういう団体が定期的な協議を行うべきだという御提案をいただきまして、そのことについて私のほうからは、4月に新しい自治会長さんが決まりますので、4月以降にこの4団体を網羅したような会議を持っていきたいということを申し上げております。

しかしながら、現在のその体制が確立されていない地域が多いのが現状であります。今後、体制づくりの手法とか町としての取り組み可能な対応策を検討してまいりたいと思っております。先ほど申し上げましたように、民生委員児童委員協議会の4人の会長さんからも、そういう御提案をいただいておりますので、4月、新しい自治会長さんが決まりました後に会議を持っていきたいと思っております。

職員の対応についての御質問でございました。

従来より、災害対応における職員の町内居住の重要性は認識しており、職員採用面接時等においては、その啓発を行っておりますことは、9月定例会の一般質問において答弁させていただいたとおりでございます。

今般の事故により、大島大橋が通行止めになり通勤に支障を来す事態となりましたが、町外に居住する職員は、状況に応じて町内にとどまるなど、帰宅せずに通行止めに備える者や、ほとんどの職員が何らかの手段により登庁し、業務にあたっております。

これまでもお答えしておりますように、町内居住を強制することは、各種法令との関係や優秀な人材確保の観点からも難しいと考えておりますが、今回の事故対応を踏まえ、防災危機管理上の観点からも、職員に対して、町内に居住することの重要性をこれまで以上に啓発してまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） ありがとうございます。

それでは、今さらですが、ちょっと事故から振り返って、幾つか質問をしてみたいと思います。少し意地悪な質問もあるかと存じますが、御容赦ください。

それではまず、先ほど田中議員からもありましたが、10月22日にこの事故が発生しまして、大島大橋が当日の22時から翌23日の終日、全面通行止めとなる情報が、18時10分のテレビニュースで報道されました。一方、防災行政無線では19時ごろ放送でした。

また、10月23日の全面通行止めの解除の情報につきましても、報道が先行し、町民の混乱を招いたのは事実であります。

また、ほかにも報道に先行され、町民の町に対する不満、不信、不安の声が数多くありました。

また、大島大橋が強風により通行止めになる、またその解除にかかわる情報伝達についてであります。これも、防災行政無線での町民への伝達は、かなり遅れ、10分以上経過した後でありました。

このような生活に密接した情報は、1分でも、1秒でも早く欲しいのが町民の心情でございます。なぜ、リアルタイムで伝達するような方法はできないものなのでしょうか、お願いします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 通行止めの情報につきましては、土木事務所から私どものほうにはファクスで入ってまいります。予告というのは、実際にはされておったんですけども、ただ、途中で解除されることも多々ありまして、そうしますと、実際に通行止めなら通行止め、解除なら解除が確定されて、県から、それからファクスが来まして、その後、私どものほうで放送用に整理して、もちろん情報提供のための整理をしておりますので、若干遅れておったかとは思っております。

今後は、また何らかの対策を講じる必要があるかもしれません。もちろんこういうことがあつては困るんですけども、それは必要かなとは思っております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） ファクスでということ、見落としちゃったら、10分でも15分でも遅れるということですね。残念ですね。（発言する者あり）電話の後にファクス、わかりました。

大島大橋の通行止めの情報伝達についてもう一点なんです、まず、車の運転中は、当然、防災行政無線、屋外スピーカーからの音はもちろん聞こえません。携帯電話で防災メールもございしますが、もちろん運転中は、携帯電話を触ることができません。運転中に大島大橋が通行できるか否かの情報は、大島大橋手前にある電光掲示板、あれでしかわからなかったのが現状です。

例えば安下庄で、全く風が無風であっても、瀬戸に行ったら大風で橋が止まっちゃったというふうな状況もございました。これ、出かける前に確認して行けと言われれば、そこまでなんです、道路交通情報として、例えば久賀地区、日良居地区、東和地区、沖浦地区などに、手書きの看板でもいいんですが、例えば、現在大島大橋通行止め中みたいなことを、私も、途中、要望はしたんですが、全く聞く耳を持っていただけなかったんですが、7月の豪雨のときにも、どこか何カ所か通行止めがあったんですが、その際にも同様のお願いを申し上げました。そのときも、もちろん聞き入れてもらえなかったわけですが、今後もこのような道路情報の掲示板等の設置、お考えはないでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 今後は、迅速に対応できるように検討してまいりたいというふうに思います。（発言する者あり）電光掲示板については、道路管理者のほうに要望したいということです。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 検討という言葉が出ましたが、先ほど、田中議員のときもありましたが、検討という言葉は……、やめときますね。

防災行政無線についてですが、まず、戸別受信機の設置数とその割合なんかは、現在、把握できておりますか。

○議長（荒川 政義君） 山本政策企画課長。

○政策企画課長（山本 勲君） 防災行政無線の設置数ですけれども、基本的に全戸に設置しております。

あと、全戸にあわせて、事業所、病院だとか、町の施設だとか、お店、そういうところでも要望があったら設置をしておりますので、事業所に設置している数が858、プラス全戸に設置していると。中には、これ、申請に基づいて設置をさせていただいておりますので、申請をされなくて設置をしていない方もいらっしゃるかも知りませんが、基本的には、町としては全戸に設置をしているという考えを持っております。

今回の40日間の間に、新たに設置してほしい、あるいはちょっと調子が悪くなったので見てほしいというのもありまして、そういった関係で、1カ月、40日の間に50件の御家庭には設置をさせていただいております。

それから、先ほどのリアルタイムで防災行政無線が放送できないかということでございますけれども、防災行政無線の仕組みといたしまして、戸別受信機への放送と、屋外にラップがついている無線の放送がございます。これを同時に放送しますと、ハウリングとかハモったりしまして、外にいる方が聞きにくいということがありまして、まず、戸別受信機から放送かかって、そのときに地区の屋外についているラップについては、2つに分けて、1回目、2回目という形で、場所を変えて放送をするというような仕組みになっております。

これをこういうふうな放送をするためには、例えば津波か何か来て、すぐ逃げてくださいという場合には、緊急一括放送というのがありまして、これは、しゃべった声が直接最大音量で全ての受信装置から聞けるという形になりますけれども、通常は一旦録音して、録音したものをそれぞれの戸別受信機に流す、屋外のラップに流すというようなセットをして流しております。

その関係がありますので、1回原稿ができてから、職員がそれを録音して、確認して流すという作業がありますので、どうしても5分、10分の時間というのがかかってしまうということは、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） ありがとうございます。懇切丁寧な御説明、ありがとうございます。

新たに50件設置の依頼があったということは、100%じゃなかったということじゃないんですか。ということは、全戸には（発言する者あり）なるほど、わかりました。

放送内容について、最初のころ、今回、過剰に他市町や広域水道企業団に配慮した内容であったりとか、配水が再開されていない地域へ、ほかの地区が給水の再開がされたなどの放送をするなど、とても配慮のない放送がありまして、町民を不快にさせる放送が多々ありました。

これらについては、情報入手から放送まで、少し時間的余裕があったものと思われまして、なぜ、苦しんでいる町民に配慮した放送にならなかったのか、先ほど、録音して、確認して放送するということだったんですが、確認した割にはちょっと配慮のない放送だったんですが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 山本政策企画課長。

○政策企画課長（山本 勲君） 給水開始時期を全戸に流したのはなぜかということですが、最初は、給水が開始される地区についてのみという設定で流すようにはしておりました。しかし、例えば、昼間ですと、よそに勤めていらっしゃる方もいたりしますので、給水が開始した地区だけを流すと、自分の地区が開始されているかどうかわからないというような御意見もございましたので、全地区に流すというふうに一旦変えたという状況がございます。

ただ、それも誤解を招くということで、給水を開始されたところに放送するようにしたというふうに、いろいろ試行錯誤はしながら、できるだけわかりやすいように、情報が必要な方に届くようにということは考慮したつもりではあったんですけども、それが十分できなかったという点については反省をしておりますし、途中でイノシシが逃げたというのが全地区に流れたというようなこともございました。これは、本来は久賀地区だけに流す予定でございました。朝は、久賀地区だけに流しました。ただ、昼間にイノシシが逃げたということにつきましては、これ、ちょっと設定のミスということで、本来流すべき放送ではないものが、音源を選んで放送するというような設定にしておりまして、音源の選び間違いということで誤った、イノシシが逃げています、注意してくださいねという放送が流れてしましまして、町民の皆さんには大変御心配をおかけしたということがございました。それについても、大変申し訳なく思っております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） ありがとうございます。今後、お気をつけ願いたいと思います。

それで、フェイスブックページについてなんですが、先ほど町長が、御答弁ございましたが、決していいね！の数が見ている数ではございませんので、その辺は誤解のないように。いいね！をしなくても、見ている方はたくさんいらっしゃいます。誤解のないようにお願いします。

今回、フォロワー数が増えて、情報発信ツールとしての役割を果たしつつありますが、まず、寄せられたコメント等がございます。また、質問もございますが、全く無視をしておりますが、

何か返信するとか、そんなことはお考えないでしょうか。

一方、ホームページの町政への提言についてはしっかり回答し、後日公表されていますが、フェイスブックページの質問については、なぜ、無視をするのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 山本政策企画課長。

○政策企画課長（山本 勲君） フェイスブックの投稿に、なぜ無視するのかということですが、基本的に、フェイスブックの運用方針として、寄せられた投稿についての返信は基本的にしませんよということを、一番最初に申し、フェイスブックの運用のところに書いて、運用をしております。

ただ、今回、ヨットで橋の下を通りたいんじゃないけど通れるかとか、あるいは棕野漁港に駐車場があるかというようなこと、ちょっとこれについてはお答えするべきだと思ひまして、幾つかの御質問に対しましては、お答えしたのもございます。ただそれは、あくまで特例というふうに御理解ください。基本的には、フェイスブックに投稿されたものについてはお答えはしませんよというスタンスで、運用を行っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 濟いません、私の認識不足でございました。

実は、フェイスブックに、ローマ字でTakumi Shikiさんという方がいらっしゃるんですが、この方は、私のフェイスブックの投稿にあった質問に対して、親切に答えてくれる方がいらっしゃいます。

できれば、町長への御質問等、フェイスブックでございましたら……、町長じゃない。Takumi Shikiさんから御返答をいただければと思います。

私が申し上げたいのは、あらゆる手段を用いて、あらゆる世代の人に全て漏れなく情報を伝達していく手段を講じていただきたいということでございます。

次の、非常用水源についてお伺いします。

来年度の予算に計上されて、屋代ダム等の水を非常時に浄水機を用いて活用するという話でございますが、私が思っているのとちょっと違うんですが、それら非常用水源を、例えば、配水池に直接水を入れるような仕組みにはできないものなんですか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 非常用水源でありますので、給水車への給水をする水を確保するというのが、今の考え方でございます。

どなたかからの御質問がございましたが、要するに非常用水源を蛇口に出るようにすることで、今の吉村議員の御質問の配水池へ持っていくという話でございますが、配水池へ持って

いくことができるのであれば、柳井広域水道企業団の水を買うことは本当はないわけでございまして、そのように2つも水源を持っておって、両方にお金をかけるということは、非常にできない話でございまして、それともう一つ物理的にできないという理由がございまして。

というのは、非常用水源を私らで確保したいというのは、1日に300トンから400トン、今回ずっと町内に給水しましたが、その水を確保する。それはなぜかという、橋を渡って行けないときのために確保しておかなければ、船で持ってきてから大変効率の悪い給水をしなければならぬということからして、町内の水源が必要ではないかということをお願いしているわけでございまして、これを1日5,000トンから6,000トン使っておる水を確保しようとする、それは、要するに旧町になかった以上の、旧4町で使っておったというか、当時は簡易水道が全て今の普及率になっていなかったと思いますが、その水をまた再度やって、さらにまたもっと量を確保しなければならないということでもありますので、結果的には柳井広域水道から8,200トン買ってありますが、それに合わせてさらに5,000トン、6,000トンの水を確保するという、それは物理的にできない相談でございまして、それができるのであれば、柳井広域水道企業団に加入することはなかったというふうに、水はあったんだということになるわけでございまして、そのような、蛇口から出る水を確保しようとするのを考えておるわけではありません。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） わかりました。

それでは、家庭用井戸等の共用利用についてお伺いします。

途中で、自治会長宛てに文書が届いたんですが、最初は、水質検査を行うところまではとても勢いがよかったです、途中、中途半端で終わったような感じがあります。

当初の自治会長宛ての文書には、町が公表し、町民に周知するとありました。一方、水質検査の結果が届いたときには、自治会長が周りに周知してくれというふうな文書が届きました。結局これは、今後、どのように取り扱う予定なんでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） これも、ちょっと泥沼のような状況がございまして、いろいろ町民の皆さん方から、井戸水があるじゃないかと、もっとそれを活用したらいいじゃないかというような御意見もありました。

ただ、先ほどの御質問にもお答えしたと思いますが、井戸水が確実に水があるということと、飲料水に適しておるかどうかということは、全然別問題でございまして、それぞれの家庭が、今もし井戸水ですべて活用して生活をしておられる家庭があるとしたら、毎年1回ずつ水質検査をしておられるかどうかということもありますし、井戸をきちんと清掃または管理をしておられるかどうかということもあります。

なかなか、昔のように井戸ざらいをしたり、1年に1回ほどそういうことをやったり、または水質検査を毎年定期的にやっておるかということをお考えますと、それはなかなか難しいのではないかなというふうに思いました。

それで、そのような声があったということから、これは、助け合い、支え合いの一つのもととして、それぞれの井戸を提供してもいいですよということを、申し出があったものですから、それならやっぱり、一応きちんと検査をしておかないと、提供はした、またはその水が飲料水に適していなかったということになりますと、これは、提供したほうにも、また、町のほうからも、町のほうも提供してくださいと言った以上、きちんと検査しておかないといかんだろうということで、自治会長を通じて検査用の井戸水のサンプルを出していただいて、そして、その検査については町が検査料を持ちますから、ぜひともそれを出していただいて、検査に出してくださいというふうなことをお願いをいたしました。

そして、今ありましたように、実は、もう少し時間と手があったら、それを、どこどこのが適ですからというふうなことまでという、当初は考えておったんですが、結果的にはどこの水が適で、どこの水が不適でしたということは、公表するまでには至りませんでした。

それともう一つは、井戸水の所有者から聞いたお話なんですが、実は隣近所、2軒、3軒ぐらいは飲めるが、飲めるというか、量はあるが、普通の家庭の井戸ですから、そんなに何十軒も飲めるような量はとてありませんというようなこともございました。

そういうことですから、所有者のほうに、それぞれの近隣の方々に、うちの水取ってよということをお願いをするということにとどめたということでございます。

これからはどうするのかという御質問でございましたが、これからは、井戸水の管理は町が管理するということはできませんので、それぞれの所有者の方々に、もし、周りへ提供するということはもう余りないのではないかと思います。仮に提供するのであれば、やはり定期的に1年に1回の水質検査をやるとか、または1年に1回の清掃をやるとか、井戸ざらいをやるとかというようにきちんとかきとやらないと、今度は所有者のほうの責任といえますか、水質をきちんと管理するということをしないといけないのではないかなというふうに思っておりますので、町のほうでは、今般提供いただきました井戸は、本当にありがたかったと思いますが、これから先に町がこの井戸を管理するとかということは、もうしないのではないかと考えております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 先ほど新田議員からもありました。防災対策特別委員会の委員長報告でも初日にあったと思うんですが、大分県津久見市は、このように災害等緊急時生活用水マップというのを作って、どこどこに手押しのポンプの井戸があるとか、こういうのがございます。ぜひ、周防大島町でも、このようなことを整備していくことを要望しておきます。

それでは、職員の対応について、またお伺いをいたします。

今回、職員の皆様におかれましては、職務ではあるとはいえ、大変だったと思います。特に総務課また水道課の皆さん、そして各総合支所の皆さん、本当にお疲れさまでした。最前線で昼夜を分かたずの対応、本当にありがとうございました。

しかしながら、給水所で町民に対し暴言を吐くような職員がおったり、自身のSNSで、あしたも残業だというふうな嘆きの投稿をされていた職員がいたことは、とても残念でなりません。

さて、職員の皆様が、給水所で町民のために給水支援活動を行われていたのは、私てつきり、ボランティアで皆さん、一生懸命やられていると思ったんですが、何か夕方はしっかりと時間外手当、土日については休日出勤手当等が支給されるということで、大変驚いたんですが、参考までに幾らぐらい支給されているんでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 岡本総務課長。

○総務課長（岡本 義雄君） ただいまの吉村議員さんの御質問でございます。職員が時間外に勤務した場合の手当について答弁いたします。

平日の5時15分から8時まで、給水ポイントが開設してありましたので、そこに出務した場合は、職員の給与額によって単価が異なりますので、平均とさせていただきますと、平均単価が2,448円掛ける2.75時間で、6,732円となります。

土日に勤務した場合につきましては、単価が2,647円掛け、1時間休憩を取って10時間ということで計算いたしますと、2万6,470円となります。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） ありがとうございます。すごい、いい金額をもらえるんですね。公務員は最高ですね。

これぐらいあれば、例えば、1人2万6,000円あれば、一般の方を2人ぐらい雇えて、簡易的な給水所でも開設できたんじゃないかなと思うんですが、そのようなお考えはないんでしょうから、この項についてはちょっとここでやめておきますが。

ところで、町外居住の38人の職員の皆さん、10月23日、それと11月7日の全面通行止め、皆さん無事に登庁されましたでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 岡本総務課長。

○総務課長（岡本 義雄君） ただいまの吉村議員さんの御質問でございますが、まず、町外に居住する職員の数でございますが、現在、37名となっております。

それで、終日通行止め、全面通行止めになった日にちが、10月23日でございます。このときに出勤した職員の人数は26名でございます。残りの11名につきましては、休暇簿等による

休暇の取得をしております。

同じく11月7日も全面通行止めがございました。このときの出勤した人数は28名です。休暇簿等による休暇取得の手続きをした者は9名でございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） あんまり突っ込んでほしくないかもしれませんが、例えば、11月7日の9名ですか。この方は、特別休暇扱いになったということでお伺いしておりますが、いかがでしょうか。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 岡本総務課長。

○総務課長（岡本 義雄君） ただいまの吉村議員さんの御質問でございますが、11月7日について、特別休暇を取得した者はございません。特別休暇の場合は、あらゆる手段を使っても通勤ができない場合というふうに想定しておりますので、休暇簿による年休の取得という形になっております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） では、これはやめておきます。

前回、職員採用試験時に受験資格として、採用後に町内居住を条件にできないかという質問をさせていただきましたが、そのときは、検討するとの御答弁をいただきました。この12月23日に実施される職員採用試験の要項には、まだ反映されておりませんが、御検討いただけましたでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 検討させていただきましたけれども、今回はちょっと記述はしておりません。次年度は、そういうところは考えていきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 次年度の実施をもう一度要求しておきます。

それでは、町民の支援についてお伺いします。

10日の本会議におきまして、町長の御発言の中に、町民が使ってもいいんじゃないかというふうな御答弁がございましたが、町民が利用してもよろしいのでしょうか。クーポン券など、新聞広告をここで広げて。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 先の本会議で、少し先走ったような発言があったということで、誤解を招くのではないかという、ここではなくて、別の場所から御指摘がありましたので、誤解をする

のは、ちょっと、私が考えるところではなかったのですが、そのような誤解を受けた方もおられますということがありましたので、ちょっと先走った発言をしてしまいましたということをお断りを申し上げたところでございます。

ただ、誤解をするかどうかは、そちらの受けとめ方だと思っているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 多くの方が誤解をしております。この割引クーポンも、もうその御発言の影響かどうかわかりませんが、入手がとても困難なプレミアム割引クーポン券となっております。これ、まだ近隣で配られているのでしょうか。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） ちょっと暫時休憩します。

午後3時06分休憩

.....

午後3時07分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩を解きます。

林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 県内、県外で何カ所かあるんですが、どこが既にあるとかないとかいうのがちょっとわからないというのが、本音でございます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 失礼をいたしました。大畠駅や田布施町にはもう既にないということですよ。

じゃあ、上下水道料金のことについてお伺いします。

全てを無料にすると、免除すると5億2,000万円ということでございます。できれば、これぐらいと言っちゃあ悪いんですが、こういうときのために、町長の得意な基金を（発言する者あり）ぜひとも取り崩していただいて、町民のために（「わや言う」と呼ぶ者あり）使っていただければと存じます。

時間も余りないので、最後にまとめさせていただきます。あと3分ぐらいですね、済ませません。最後にまとめとして私のほうから一言。

行政が開設した臨時給水所へ、町民に水を取りに来させて、町民に水を運ばせ、町民がけがをした。これに関しては、ある意味、町も加害者ではないかと私も思っております。（発言する者あり）

大型タンクやポリ容器の買い取りなどについて、特に邪魔になって仕方ないんです。二度と使うことはありませんし、あつてはならないことだと思っています。また、見るたびに、つらかった断水の生活を思い出します。町長にどうにかしてほしいんですが、町民の支援については、町

長の御英断一つでございます。そろそろ奥の手を出していただいて、どうか町民の皆さんが喜ぶような御決断、御英断をお願いしたいと思います。

町長も、もう何度も同じ質問で疲れたとは存じますが、私の前に4名、さらにあと3名が控えております。これは全て町民の声でございます。被害者、町民全員が、町長の御英断に期待をしているところでございます。

どうかひとつ町長、今の私のことについてと、ことしの流行語大賞の言葉をひとつ教えていただきたいと思います。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） これは、はじめの点でございますが、5億2,000万円を町長の決断で云々というのは、非常に不謹慎な話だと思っております。要するに、50億円ほど基金があるではないかというような雑駁な話を、こういう議会の場でやってほしくないんです。

というのは、私たちが合併したときに、非常事態で6億円しか基金がなかった時期のときから、将来のためにとということで、町民の皆さんにも協力いただきながら、そして基金を少しずつ少しずつやって、ようやく今の現在の基金になって、何とか中長期的には、ある程度、財政の安定化が図られておるという状況でございまして、これをそのような、5億円をもって1年間の使用料をただにするとかというような、そういう話は私の立場からすると、町の財政を責任を持ってから運営しなければならないという立場の中で、何を、5億円というような数字が出てくるのかというふうに、例えば、町の中ではできるだけ経費節減をしながら、そして、住民サービスを充実し、そして、それだけじゃなくて、将来を安定的な財政運営していくということを次の世代につなげにゃあいけんということが、私の一番大きな役目であり役割であると思うんです。

ですから、そのようにつまみ的な5億2,000万円というような、考えたことも私はありませんけど、そのようなことを町長の決断だ、英断だというふうに言ってほしくないというふうに思うわけでございます。

そして、今年は流行語大賞はどうかわかりませんが、清水寺の館長は「災」と書いたことがありまして、私にとりましては大変災いの多い1年だったというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 以上で、吉村議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩をします。

午後3時11分休憩

.....

午後3時25分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、9番、尾元議員。

○議員（9番 尾元 武君） よろしくお願ひいたします。きょうは1番目からずっと事故の件につきましての本当に質問でありまして、これだけやっぱり各議員が町民の皆さんからしっかりといろんな形で質問を受け、ぜひともこの場でという思いが、ただただ身にしみるような気がいたしております。

そうした中で私も、1つ目は見舞金の支給についてのことを質問に上げさせていただいておりますけど、これまでの皆さんの質問の内容から、大体理解をしているところでありまして。しているところでありまして、その辺は情状酌量、私のほうで若干はお聞きしたいところがありますので、そこのみのお答えをいただければと思うところでありまして。

皆さん同様、私のほうも1人1万円程度の見舞金を支給していただきたいという、それに対するの検討ということをお願いをしているところでありまして。その財源につきましては、県の復興支援パッケージにおける情報発信に際しての本町へのふるさと寄附金等も、より一層全国にPRをしていただきたい、その辺の部分の状況というところをお聞きするものであります。

また、ちょっと観点を変えまして、私は再発防止等における抜本的な対策をとるところを重点的に御質問をさせていただきたいと思ひます。

大島大橋に添架されました送水管は1月にも破断しており、今回は人災ではありますけど、わずか9カ月余りの間における年2回の大規模断水は、橋一本で本土につながる本町のライフラインの脆弱さを露呈しているものであります。

1月2日には国交省や厚生省に対し、既設送水管や代替する給水設備の確保など、知事等とも連名で緊急要望書を提出されておりますが、大島大橋も老朽化し、自然災害も多発する時代の中、今こそ周防大島が直面する断水の再発防止や不測の事態に備えるライフラインの見直し、これにつきまして先ほどからいろいろと御答弁をいただいておりますけれども、私も重ねて質問をしたいと思っております。

さらには、今回の断水でも判明したように自主防災組織がきちんと整備されている地区と、またそうでない区域との地域格差など、早急なる抜本的な対策が必要になってくるとも考えている次第であります。再発防止策の具現化に向けて、まずは町長のお考えをお伺ひします。

そして、もう一点は病院事業の改革についてであります。

9月26日に開催されました全員協議会におきましては、コンサルである株式会社日本経営から、現状分析から見た病院事業局の将来について推計の説明がありました。

その内容は、合併時約90億円あった基金は、平成29年度決算では約47億円となり今後5年以内に枯渇する。特に介護老人保健施設は人件費等の問題で黒字経営は困難であると。また人口減少に伴う病床削減も必要なことから、待ったなしの改革が必要であるという大変ショッキ

ングな内容でありました。

9月議会から3カ月が経過しております。このたびの船舶衝突事故で病院事業局も大変な御苦労をされたことと推察をいたしますが、以下の4点について御報告をお願いするものであります。

まず1点が、9月議会以降における改革についての進捗状況であります。

第2点、今後のスケジュール、いつぐらいまでにこういった改革案を提示されるのか、また説明をされるのかということであります。

その3番目が改革の内容、そして4番目が手法、何をどのようにするのか、この4点についてお尋ねするものであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 見舞金のことにつきましては、先ほどから何度も申し上げておりますので、尾元議員の御質問にも答弁は多分同じ答弁だと思いますので、金額は別にしましても、その公金の支出については慎重にならざるを得ないということが共通している考え方でございます。

なお今回の、ふるさと納税のことがありましたので、そのことについてはちょっと触れておきたいと思いますが、ふるさと寄附金の状況でございますが、当然ながら衝突事故からはだいぶ大きくなっております。

寄附金額は95件から259件に伸びておりますが、その95件というのは額にしたら175万円ということでしたので、件数は相当伸びておりますが、今のところ、昨年同期と比べてということでは、11月20日までの1カ月の間、ふるさと納税の状況でございますが、衝突から1カ月というふうな状況でございますが、ふるさと寄附金の状況は95件から259件に伸びております。

そこで金額にしますと175万円が602万3,000円に増加をいたしております。特別な、総務省から指摘をされるような自治体におきましても何億円、何十億円というようなことも新聞等で出ておりますが、そのようにルールを逸脱したようなことはやっておりませんので、その代わり額とすれば常識的な額というか、もう少し頑張らなきゃいけないというふうに思っているところでございますが、ただ、ルールを逸脱してまでやるべきことなのかというふうに思っているところでございます。

しかしながら、たくさんの皆さんからは応援を含めてふるさと納税をいただいておりますので、有効に使っていければと思っているところでございます。

また、町のホームページのふるさと寄附金のページも、今回の事故を受けたものに更新しておりますので、全国の皆さん方からは、またぜひとも御支援をいただけたらと思うわけでございます。

自主防災組織のことでございますが、自主防災組織は今回も御質問にあったように、自主防災

組織が実効性のある自主防災組織が組織化されているところと、そうでないところ、さらにまた言えば組織化されていないところということについては、相当やっぱり、今回も大きな差が出ておるのではないかというふうに思います。

私は、各消防団やそしてまた自治会長さんの集まりのときに、必ずその自主防災組織、実行性のある自主防災組織の組織をお願いをしたいということを常々申し上げておるわけですが、しかしながら、まだまだ組織率が低迷しているというのが現実でございます。

そういうことでございますので、これからも実効性のある自主防災組織の設立にぜひともお願いをして、実効性のあるものにしていきたいなというふうに思っておるところでございます。

あとは環境生活部長等をお願いしておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） それでは、私からは尾元議員さんの、再発防止等に抜本的な対策についての御質問にお答えいたします。

議員さん仰せのとおり、11月2日に山口県知事、県議会議長及び町議会議長と国の関係機関に対して、第2の送水管の開設や町内での非常用第2水源の確保に対する財政支援などを要望するとともに、広域水道企業団との責任水量契約に基づく受水費を負担しながら、非常用水源の維持管理費用を極力水道料金に転嫁しないで済むよう、広域水道受水前の旧水源や屋代ダムなど、町内で非常時に浄水機を使用して給水活動などに活用できる水源を確保するための調査費を、来年度予算に計上する予定としております。

また民生委員さんや児童委員さんをはじめ、自治会、消防団の皆さんによる給水支援とともに、御近所の方々による井戸水の提供など、互助、共助の取り組みを積極的に行っていただきましたことに対しましてお礼申し上げますとともに、今後とも互助、共助意識の醸成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 尾元議員さんの、病院事業の改革についての御質問にお答えいたします。

9月議会以降における改革の進捗状況についてでございますが、病院事業局では御承知のとおり、町立3病院、2介護老人保健施設、大島看護専門学校、訪問看護ステーション、4居宅介護支援事業所を運営しております。

これまで全施設を維持しながら経営改善を行うことに努めてまいりましたが、各施設で赤字になっており、このままでは収支改善の見込みが少なく、思い切った改革案について、コンサルタント業務委任契約しています株式会社日本経営と協議を重ねているところでございます。

一方で、短期的な改善は実施していく必要があることから、引き続き収入の増加、費用の抑制に努めているところですが、特に給与費の増加を抑制するため、平成30年度の人事院勧告及び山口県人事委員会の勧告に伴う給与改定の見送りや、毎年実施してきました定期昇給の12カ月の延伸を予定しているところです。

そのため各施設の施設長、総看護師長、事務長には、施設長会議において理解を求め、また、病院事業局には労働組合がないことから、各施設の労働者の過半数代表者と話し合う機会を設け、理解を求めているところでございます。

今後のスケジュール、改革の内容及び手法についてでございますが、繰り返しになりますが、現在、株式会社日本経営と協議を重ねており、今年度中を目標に、改革案やスケジュール案を議員の皆様にお示しできるよう調整しておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

病院事業局としましても、スピーディーに改革案や方向性を踏まえた検討案を皆様に示していきたいと思っているところですが、医療・介護分野においては、施設基準及び人員基準の厳しい法令等の規制があることや、場合によっては起債の返済や交付税への影響もあること、そして何より、周防大島町の医療・介護の確保にとどまらず、周防大島町全体に関わる要素でもありますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 尾元議員。

○議員（9番 尾元 武君） ありがとうございます。

まず、最初の私の、見舞金についてのことは割愛をさせていただいたんですが、ただ、これにあたって、それだけの、先ほどから各議員がおっしゃるとおり、本当に住民の方は苦勞された。それが本当に泣き寝入りになってはいけないという部分を皆さんがいろんな角度から申し上げておるところであります。

そういった中で、先ほどからマスコミ報道による船責法の約24億円の制限、橋に関する積算はざっと28億円とか、そういった中で状況の報道はされておるんですけど、まだ賠償請求が進んでいるわけでもないし、また、船責法の申し立てが行われているわけでもない、全く白紙の状態で見舞金を払うっていうような、ある意味おかしな話っていうことも私も重々理解して、また、被害者が被害者に出すというのはいかなるものか、よくわかります。

そういった中で、町長、このたびは本当に防災無線が、話のがらっと変わってから、屋内の子機が非常に役立った。これがなかったらもう山にハウって、本当に山びこのような形でまともに聞こえない情報も確実に各家庭で耳を傾けて、逐次、聞くことができたという非常にうれしい喜びもある中、そういった中で町長からのお見舞い等、激励のお言葉、これがどれだけ住民の励みになったか。やっぱり町長さんの言葉が来るとありがたいねという、そういった温かい言葉ま

でお聞きしているところであります。

そういった皆さんの声を私たちもくみ上げてのことですけど、法律的に、また先ほどから、安易な出し方というのは慎重になってしまうという立場は重々にわかりますけど、町長の御自身の政治的な判断、そういったものもこれから求められるときに、まだ早いかもしれませんが、来るかなと私はそのように感じております。

そこでお伺いするんですが、このたびの町民の労苦に対して、できることなら何らかの対応をとりたい、とってやりたいというその思い自体が町長にまずあってかどうか、そこをちょっとお伺いしたいというところです。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 見舞金と言わなくても何らかのことができないか、何らかのその、町民に対する支援策ということでございますが、私もこの周防大島町の町長であるという立場を退けば、もし仮にその財源というか、例えば私が非常に裕福な人間であれば、それは何とかしなければならぬんじゃないかということも気持ちもあります。

また、非常に裕福な自治体というのがあるかないかはよくわかりませんが、例えばそのような自治体が仮にあったとしても、やはりその、直接的に金を配るというようなやり方というのは、行政として本当にいかなものかということを思うわけです。客観的な論拠をきちんと整理して、それで出すべきであって、例えばみんなに、以前は1億円配ったちゅうこともありましたからね、自治体に、でもありますが、それは景気対策ちゅうこともありましたし、ただそのような、安易など言ったら御無礼があるかもわかりませんが、そういう出し方っていうのは、もっときちんと、公金を出す論拠というものをきちんと整理をしてから出すべきだというふうに思うんです。

ですから、これまでもいろいろ、こういうふうに現金を配るようなことは何度かありました。それは臨時福祉給付金というのが何回もありましたし、これらも全部に配っているわけじゃ当然ないわけです。極端に言えば、そういう制度をつくって、その制度に乗った方だけに配っているというようなこともありまして、ですから、そのようなことでの根拠をきちんと整理しなければ、安易と言ったら叱られるかもわかりませんが、その安易に現金を配るというようなことは、行政の責任を持っている私とすれば、それは慎重にならざるを得ないということであると思えます。よろしいですか。

○議長（荒川 政義君） 尾元議員。

○議員（9番 尾元 武君） では、見舞金の件につきましては、ここで置きたいと思います。

私も防災の特別委員会の、また委員長としてこのたび2年やって、また再度防災のほうに、特別委員会のほうで皆さんと一緒に研さんしていく立場になりましたけど、その中で本当に最初から井戸水をマップにとか、または給水所の場所の問題、ボランティアの受け入れ態勢等、または

情報伝達、各団体との連携等、こういったところはしっかりと特別委員会のほうでより研さん、検証をする中に要望として提出をしたいと思っております。

そういった中で、前期の防災特別委員長としての報告を初日にさせていただいておりましたが、その中の要望を3点ほどさせてもらっている2番目に、2番目の内容というのは給水の問題なんです。

これは、そこだけ読ませてもらいますと、供給可能水源の位置情報の把握・整備しておくことは、日ごろからの備えとして必要不可欠なものの一つであると考えますと、執行部におかれましてはマップの作成等、情報整備に向けて検討を始めていただきたいとお願いするものであります。

この水というのは、決して飲料水ばかりではないんです。生活用水に飲料に値する水を使っている、だからどんどん水を運ばなくちゃいけないという現状もあったんです。

そういったところも踏まえて、しっかりと私はマップに載せるという意味合い、そういったところで町長も先ほどから懇切丁寧に説明をされておりましたけど、最近の井戸は昔のような堀井戸ではないんです、打ち抜きと言ってボーリングなんですね。ボーリングで定期的に、定期的もどれくらいかわかりませんが、日ごろ家庭が使っている水の水質がそんなにおかしくなっているというのは余り考えられないんじゃないか。そこにある意味、指定を受けてくれる良心的な場所があれば、そこに対してはやっぱり定期的に検査させていただいて、非常用のマップに載せていただくということは大事なことはないかなと思うわけでありまして。

2次水源の確保という意味合いとして、私も先ほどの吉村議員と同じにちょっと解釈を町長と見解が違っておったんですが、決して給水車に載せるための2次水源という意味合いということで説明をいただいたところですが、例えば本当に水がなくなったとき、本当に法律的なこと、または水道法上のことが多々あるのかもしれないけど、ある意味、バルブ一つで自己の、町内の水源の水が送れるような体制っていうのができやしないかなと、そういうところを感じておるところであります。

というのは、これまでの各旧町が持つ水源というのはそれなりに、東和地区のほうは非常に厳しい状況というふうにお聞きしておりますけれど、ある意味、そういった形で、広域水道の水にちょっと混ぜながらも維持管理ができるっていう体制を持つっていうのが一番ベストな方向じゃないかと、そういうふう感じておりました。

国のほうにも要望されたということでしたので、そんな安易な、浄水器をつけて給水車にというイメージではないなというふうには私自身は感じておりましたんですけど、その辺のところもまた、鋭意御検討のほどをよろしくお願ひしたいと思っております。

それと、あとは、先ほど断水時の給水活動によって骨折、入院等の数字ということで、町長のほうから74名という数字をお聞きしたんですが、私はちょっと、それ以上の数字をお聞きして

おったんですけど、町立病院としての数字でもし把握している数字がありましたら、これで間違いがなければ間違いがないで結構でございます。（発言する者あり）あります、ありましたらお願いしたいと思います。（発言する者あり）ありません、（「はい」と呼ぶ者あり）そうですか、わかりました。何か84ぐらいの数字をちょっとお聞きしておったんですけど、はいわかりました。

それでは、ぜひとも防災のほうからの立場も踏まえてのことでしたけど、先ほどから船責法の話が上がっております。海事法の観点から、船主の責任は制限されるべしという歴史の積み重ねがどうもあるという形で、船責の制限法によれば、故意または重過失の場合は損害賠償の範囲を制限できないとの旨はあるんだけど、その判例、事例が全くないというようなことを、いろいろと調べた結果、1件ほど何かあるような話ですけど、非常に厳しいような状況のお話を聞いておりますが、ぜひともその範囲を制限しないという形で何とか進むことを祈るばかりであります。

最後になります、先ほど、この一般質問の前に可決をさせていただきました、町長また議長におかれましては、県の代表者とともに国のほうに要望に上京と伺っております。そういった内容について大いに期待するところであります。

そういった動向も踏まえて、また少しでも町民に損害賠償においても光が差す方向に、ただただ私のほうも祈るばかりでございます。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

そして、病院の件につきましては、病院事業局管理者のほうから方向性についてお示しをいただきましたけれども、石原管理者のほうから民生常任委員会のほうでも、少子高齢の人口減少社会において、特に地方にとっては町づくりの、医療は核であると、そういった中でしっかりとこれから経営の再建に向かいたいということで、経常収支での8億円の赤字ということで、医療収支のみで言ったら本当にもう18億円というような数字になるという、本当に厳しい状況にあります。的確にコンサルと関係をとって、また迅速に、これからの、この船の事故の問題が落ち着いたときには急浮上する形になってくることと思っておりますので、計画的に、まだ今、基金がしっかりあるときに改善策も設けていただき、また地域介護医療のあり方ということも、専門的な見地からしっかりと計画していただいて説明会に臨んでいただきたいと思っております。

また、改革案を示さない現況のみの説明会は、むげに開くのはかえって混乱を招き、取りとめがつかない状況にもなりかねないと危惧するところであります。住民にとって、地域によっては当然不便を感じる状況にならざるを得ないこともあり得るけれども、専門的な見解から将来の動向を踏まえて、病院事業局の地域医療のあり方を明解にさせていただきたい、改革案をお示しいただきたいと思っております。

最後に、病院のことで1点だけ、来年度の予算の取り組みについてであります。

来年度の取り組みにあたりまして、毎年のように前年度の決算に対して赤字が出ない形での予

算が提示されるのがこれまでのやり方でしたが、予算書の作成にあたって、マイナス予算であっても改善に向けての計画書等を添付した形で、具体的に具現化した内容で改善していきたいという、先ほどの管理者からの言葉もあったとおり、そういった計画案を添付した形での予算が提出される予定なのか、そこをお伺いさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 村岡病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（村岡 宏章君） 尾元議員の、新年度の予算についての作成方法についてお答えいたしたいと思います。

尾元議員言われるように、添付書を添えれば赤字予算の提出は可能という形にはなりません。これはどういう形でお示しをするかと言いますと、今までどおりやっていた予算案が、この予算ができれば赤字にならないというのが今までどおりの出し方でございます。これが、ほぼ計画案という形になりまして、決算にもっとより近づいたものというのが、今度は予算で赤字の予算をつくるという形になりますので、そのような形であるのがいいのか、今までどおりの形であるのがいいのか、だから添付書類というのが現行の、今までどおりの予算書を添付するような形になるかと思っております。まだ現在検討中でございます。

これはどのような形でつくっていけばいいのか、また方向についても執行部等と話し合っただけで決めたと思っております。

また議長さん、議会のほうともどのような形がいいのかという形で、今後の方向は決めていきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 尾元議員。

○議員（9番 尾元 武君） ありがとうございます。

少なからず、ここまではやりたいという、実質的な努力目標というものがあってしかりかなとも思っております。だから、これまでどおりの予算というのは、もちろん出される方向にもあると思いますけど、ここだけはやるんだという、議会に示される具体的な数値とございますか、改善策が入った形の目標、予算でも結構でございます。そういったところが何か計画等を添付されて、別にでも提出されることを希望いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で私のほうからは終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、尾元議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、4番、砂田議員——ちょっとその前に時間延長させて、済みません。

会議時間延長、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長をしたいと思っておりますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することは決定されました。

砂田議員、お願いします。

○議員（4番 砂田 雅一君） 通告した一般質問に入る前に、12月6日の午前1時40分に米軍岩国基地所属の海兵隊F A—18戦闘攻撃機とK C—130空中給油機が高知県沖で接触し、墜落をしています。この事故が通告の締め切り後だったため通告には入れられませんでした。本町町民の方々の安心安全にとって大変重要な問題であり、触れないわけにはいかないので発言をいたします。答弁は無理には求めません。

この事故について米軍は、事故の深刻度を示す4つの分類のうち、最も重要なクラスA、カテゴリーAに当たると公表をしています。クラスAとは、損害額200万ドル、日本円にして約2億2,500万円以上の事故を指します。

しかし、米軍の事故が余りにも多過ぎます。岩国基地に所属する米軍機だけでも、11月12日に沖縄県沖で空母ロナルドレーガンの艦載機F A—18が墜落したばかりです。2年前の2016年12月にも高知県沖でF A—18が墜落しています。

また、時事通信によりますと、こうした米軍機の事故はこの5年間で2倍に増えているとしています。K C—130空中給油機は岩国基地に15機配備されています。この飛行機はジェット燃料を、ドラム缶でいえば200本分の燃料を積んで飛行しながら、ほかのジェット機に空中で給油できる能力を持っています。普通のガソリンよりも低温で発火するジェット燃料を大量に積んだ飛行機が、もし人家に墜落すれば大惨事は免れられません。こうした事故が起きたときは、いつも再発防止策を求めるといことが行政側から言われますが、これだけ事故が繰り返されると、この要望は全く効果を果たしていません、空虚な言葉にさえなっています。

岩国市長などのコメントに従うというのが周防大島町の姿勢でもありますが、岩国市長は航空機の運用について見直しを要望するという見解を出しました。はっきりと飛行中止は求めています。町長の行政報告でも、飛行中止の要求については言及がありませんでした。事故原因が究明されるまでは、これら米軍機の飛行停止を米軍に求めるべきです。さらに墜落事故に関する情報提供、あるいは滑走路の時間外運用の使用禁止を米軍側に求めることを要望して、通告した質問に入ります。

大島大橋への船舶衝突事故について、私からも質問をいたします。

今朝の議決された意見書の3つの議決項目とほぼ同じ内容の3項目についてお伺いをいたします。

加害企業であるオルデンドルフ・キャリアーズ社に、被害・損害を受けた町民一人一人への損害賠償を確実に行わせることについて、まず伺います。

今回の衝突事故による橋の損傷及び水道管の破断等により、大きな損害を受け、重たい水を運ぶために骨折をした方がいたり、そのために入院を余儀なくされた方など、これまでに例のない人災として、大きな損害を受けています。こうした町民の方々の損害のうち、身体にかかわる損害として、どういうものが何件、あるいは何人の方がどういう被害を受けているのか伺います。

県は大島大橋を壊されるという損害を受け、柳井広域水道企業団は水道管を切断され、周防大島町役場としても大きな損害を受けていると思います。個人や事業者の損害を除く周防大島町としての損害額について、概算でも出ているのでしたら発表していただきたいと思います。

これら、受けた損害を加害者であるドイツのオルデンドルフ社に請求するわけですが、仮にオルデンドルフ社が損害は全て満額支払うとして示談に応じれば問題はないし、山口県あるいは柳井広域水道企業団、周防大島町、そして周防大島町民、この4者を主な債権者とする全ての債権者の請求金額が責任制限の金額24億円以下であれば、全員に問題なく弁償される可能性があります。

しかし、橋の修理代だけで22億7,000万円の県の予算ですし、水道企業団も約5億円程度と聞いていますので、24億円以内に収まることは、今のところ不可能である可能性が高いと思われる。

議会初日に行政報告で町長が報告したとおり、加害企業が船舶の所有者等の責任の制限に関する法律、略称、船主責任制限法に基づく申し立てを裁判所に行い、それが認められてしまえば、今回の事故の場合、およそ24億円が賠償の上限になってしまいます。そうすれば原則的に、被害額、弁済額は按分が行われ、一部しか弁償されないことになってしまいます。

日本共産党は2005年の通常国会で、死傷にかかわる損害についてはこの責任制限法の制限を全て撤廃するよう国に求めています。残念ながら、この制限責任制度は多くの海事事件で適用されるのが現実です。

この議会の冒頭で、町長が船主責任制限法の中身を説明されましたが、1つだけ触れられなかった重要な問題があります。先ほど尾元議員も一部指摘されましたが、それは第3条の3項で、船長などの故意によって損害の恐れがあることを認識しながらした自己の無謀な行為によって生じた損害については、責任は制限されないという条項があります。つまり船長などの重過失が証明されれば、24億円以上の弁済をしなければならないというものです。

まだ船長の取り調べ結果が公表されていませんが、もし2万5,000トンという大きな船が、30メートル程度の高さしかない橋の下の航行を選択したことそのものが、損害が起きると認識していたことによれば重過失にならないものなのか、また、大島大橋に大きなダメージを与えたにもかかわらず、海上保安庁にも通報もしないで逃げたことが重過失にあたるのであれば、この責任制度は適用できないと思いますが、その点からの検討を、町として、法律家とともに検

討されているのかどうか伺います。

いずれにしろ、もし船会社が責任制限法により申し立てを裁判所にしてしまうと、裁判になることは明らかです。町としては、10人程度の弁護士さんが大島に来て、各地区に分かれて説明会を開催するとしていますが、それは個人個人の損害額の計算方法などのレクチャーが主になるのか、また、その後の訴訟に至る場合はどういうふうなサポートを考えていくのか、その辺をお伺いいたします。その損害額が決まったあと、仮に訴訟になる場合、町民の方々に対してどのようなサポートを考えているのか具体的に伺います。

泣き寝入りしたくないというのが多くの町民の方々の願いでもあります。また、それが町民の生活を支える道でもあると思います。そうした損害を取り戻すために、町としてどういう姿勢で臨むのか伺います。

次に、船舶による大島大橋への衝突事故によって、広域水道の送水管が破断したことにより町内の9,000世帯が断水になり、これが今回の事故による町民生活への最も大きな影響となりました。ことし1月にも送水管の破断による断水があり、1年で2回も、家庭の蛇口から水を供給できないという異常な事態になってしまいました。この2回は人災でしたけれども、地震などの自然災害でも町民の飲み水が安定的に確保できる体制をつくることを求めます。

ことしの2回の送水管破断の最大の教訓は、広域水道によって、それまで町内で使われていた水源を基本的には使えなくしてしまい、広域水道だけに頼るという方法をとってきたことで被害が大きくなったことです。

水道の広域化は、国そのものの政策として全国で進められてきました。今回の水道法の改定は、この路線をさらに進めようとする中身が含まれています。周防大島町民の水を橋の下を通る一本だけの送水管に頼ってきたことは、今回のような人災にも地震などの自然災害にも脆弱であることは明白です。重要なライフラインの一つである町民の水道がこのままの体制ではだめだと思います。

町長は10月29日付の中国新聞紙上で、海底送水管よりも島内での水源確保のほうが現実的として、例えばとした上で、屋代ダムに取水施設をつくって浄水するとか、町内の事業者と協定を結んで非常に井戸水を提供してもらうなどを表明されています。どちらにしても第2次水源は町内で必要と答えているようですが、そのお考えをお伺いいたします。

これは今までの語られてきたことではありますが、もう一度伺います。

1月の送水管の破断を受けて、ことし3月議会では私の質問に対して、海底送水管よりも、橋の下にもう一本送水管を設置するよりも、町内で休止している水源を開発するほうがはるかに安いというものでした。休止になっている水源を飲料水として使えるようにするためには、1カ所で1,600万円あればできるという答弁でもありましたが、にもかかわらず、町内で水源を持

つことは二重に水道水をつくることになるのでデメリットが大きいというのが3月議会での見解でした。今回の事件を受けて、町内で2次水源を確保するという方針に転換したのなら、その点は評価したいと思います。

しかし先ほどからの説明によると、来年度で調査費をつける予定との説明でしたが、その調査費とは緊急時の水源の調査であって、町民の皆さん方に、今回と同じように給水場所まで取りに来てもらうための水源の調査ということなのではないでしょうか。その点についてお答えください。

3つ目は、船舶による大島大橋への衝突事故が二度と起きないようにするための強力な再発防止策を県や国に求めていくことを要望いたします。

再三言われてきたことですが、大島大橋は町民にとって大事な生活のための橋であり、町の産業や物流などにとっても、まるで空気のようになくてはならないものです。橋ができて42年ですが、42年に1回であろうが、橋が壊されることは町民の生活そのものに決定的な影響を及ぼします。二度とこうした船舶による衝突事故が起きないように、一定の高さ、大型の船舶の航行を法律などで厳しく禁止するなどの措置をとることによって橋の安全を守るよう、国や県当局に強く要望していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

私は今回の衝突事故による問題で、11月22日に日本共産党の仁比聡平参議院議員の協力のもとに、国交省や法務省などに要請行動を行いました。このときに海上保安庁にもこのことを要請しました。

また、12月4日には広島市にある第6管区海上保安本部に行き、今回の事故のことについてのレクチャーを受けるとともに、再発防止策についても要請を行いました。

この一連の行動でわかったことは、大島瀬戸でも船舶事故は起きています。例えば、平成14年から18年まで、この5年間の間に、大島瀬戸では7件の船舶による事故が起きています。そのうち1件は大島大橋の橋脚に衝突しています。また驚くべきことに、この7件の事故のうち4件は、居眠り運転による事故だったという資料があります。幸いにも橋脚に衝突した船は小さい船だったために大事には至らなかったと思われませんが、今朝ほど採択された議会としての意見書にも盛り込まれていますが、町長としても強力に県国に対して申し入れを行っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 砂田議員さんの、大島大橋外国船衝突事故による健康被害についての御質問について、まずお答えをしたいと思います。

このたびの大島大橋外国船衝突事故により長引いた交通規制と断水により、風邪などの感染症や関節痛等の健康被害が多くあったものと推測されますが、砂田議員さんの御質問にございます

健康被害の内訳及び件数につきましては、周防大島町全体の把握はできておりませんが、しかしながら、高齢者等の要配慮者宅への個別訪問や巡回健康相談を実施したところ、膝や腰・肩等の痛みを訴える方が多くいたという状況でございました。

なお、町立3病院においては12月5日現在で74件の受診があり、15人が入院されました。内訳としましては骨折が24件、その他の関節痛等が50件ということでございました。

衝突事故のことについて、ちょっと通告と今の御質問が前後しておりますので、もし抜けておるところがありましたら、また御指摘をいただきたいと思いますが、まず、1点目の事故による周防大島町としての損害額の御質問でございました。

現在、予算額から把握できるのは、早期の復旧に向けて当面の生活路線の確保と給水活動等に要する応急経費に係る一般会計補正予算（第5号）の予算総額1億1,916万9,000円と、山口県と本町において、経済面で大きな打撃を受けている町内の復興支援策として、周防大島町復興支援事業に係る一般会計補正予算（第6号）の予算総額3,382万7,000円及び一般会計補正予算（第7号）の、断水対応と給水活動等に要する時間外勤務手当の3,800万円余りを合計した、1億9,109万6,000円と現在では想定をしておるところでございます。

この1億9,109万円に加えまして、水道事業において逸失利益が発生するという事になれば、これに加わるものだと思っております、ここはまだ額が把握できておりません。

次の2点目の、衝突事故に伴う損害を個人だけでばらばらに請求するのは事実上困難なため、県などとともに損害を受けた町民全てに全額賠償されることを目指すべきとお尋ねであります。

先ほども御答弁申し上げましたが、まずは弁護士による説明会を開催いたします。その後において住民の損害額を取りまとめ、これが全額賠償されるよう、顧問弁護士等の専門家とも相談しながら、山口県とも連携して適切に対応をしていきたいと考えておるところでございます。

しかしながら、先ほどからも申しておりますように、中には個人でも損害賠償請求の訴訟を提起するというふうに私のほうに言っておられる方もおります。そういうこともありますので、これらも含めて適切に対応しなければならないというふうに感じておるところでございます。

3点目の、加害企業に対する損害賠償について、現時点で何が決まっているのかとお尋ねでございましたが、山口県では県議会の11月定例会におきまして、船主責任制限法に基づく手続きの申し立てがなされた場合でも、船会社に責任限度額を超える損害額も含めて賠償請求をするということが議会答弁で出ております。これは議員さんの同僚じゃなしに、所属の県議会議員が質問をしたことに対する県の答弁であったと思います。私がこれを思うに、船責法に基づく申し立てがなされた場合であっても、さらに今度は不服の申し立て、要するに即時抗告と言われておるものですが、これをするということを言っておるのではないかというふうに私は理解をしておるところでございます。

それと、この船責法の第3条のことを御質問をいただきました。船舶の所有者等の責任の制限という項目でございますが、船舶所有者等、またはその船舶、簡単に言いますと、船舶所有者等は次に掲げる債権について、この法律で定めるところにより、その責任を制限することができるという有限責任を認めているという条項があります。

それに対しまして第3条の第3項でございますが、船舶所有者等は債権が自己の故意により、または損害の発生する恐れがあることを認識しながらした、自己の無謀な行為によって生じた損害に関するものであるときは、前2項の規定にかかわらず、その責任を制限することができないという項目があって、今回の事故についてはこれに該当するのではないかという御質問だったと思います。

故意によりということではないのではないかと思います。損害の発生を恐れがあることを認識しながら自己の無謀な行為によって生じた損害ではないかというふうにも思うわけですが、いずれにいたしましても、このようなこの法の解釈、またはそれが該当するかしらないかということにつきましては、それぞれの法律の専門、弁護士同士とか、または裁判所と弁護士との、即時抗告した後の話になるのではないかと思いますので、私は全くそういう法律の専門家でも何でもありませんが、しかしながら非常にそれに近い状況での事故になったのではないかというふうに思いますので、責任の制限をかぶせるなんぞというのはぜひとも外してほしい、裁判所に外してほしいというふうに私は思っているところでございます。

後については、それぞれの部長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） それでは砂田議員さんの、災害等に強い安定的な水の確保体制についての御質問にお答えいたします。

まず、町内の水源に頼ることが最も災害に強く、安全に供給する体制になるのではという御質問ですが、これまで本町を含む室津半島地域は、盆や年末年始の帰省時期、あるいは干ばつ時期に供給が追いつかず、断水に悩まされておりました。このため、昭和57年に当時の1市9町が企業団を設立し、県境の弥栄ダムを水源とする用水供給事業に取り組み、平成13年から全量供給を始めた経緯がございます。

その結果、本町におきましては地域差はあるものの、その後の盆や年末年始の帰省時期、あるいは干ばつ時期の断水に悩まされることなく水道水の安定供給ができるようになりましたが、反面、二重経費となる町内の水源を廃止せざるを得なかったこと、遠距離導水施設整備に伴う契約水量制により、本町を含む柳井地域が県内一高い料金水準となっていることも周知の事実でございます。

次に、送水管が破断した場合でも各家庭の蛇口から水が出るという環境を整備すべきではとい

う御質問ですが、平成29年度の広域水道からの1日平均送水量は5,900トン余りで、今回の広域断水で給水活動に使用した1日最大水量約400トンの1.5倍程度の水が必要でございます。受水費の負担に加え、日量5,900トンの町内水源を常時維持管理していくことは現実的ではなく、町内水源は非常用と考えざるを得ません。

最後に、非常用の飲料水を町内で確保することにつきましては、11月2日に山口県知事、県議会議長及び町議会議長と国の関係機関に対して、第2の送水管の開設や町内での非常用第2水源の確保に対する財政支援などを要望するとともに、広域水道企業団との責任水量契約に基づく受水費を負担しながら、維持管理費用を極力水道料金に転嫁しないで済むよう、広域水道受水前の旧水源や屋代ダムなど、町内で非常時に浄水機との併用により給水活動の水源として活用できる水源を確保するための調査費を、来年度予算に計上する予定としております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 砂田議員さんの、大島大橋の安全対策、再発防止についての御質問にお答えいたします。

今回の事故を受けて、あるニュース報道によりますと、高さ制限を超える貨物船が衝突した周防大島大橋の件については、橋の高さを海図などで確認することは航海者の一般的な知識として持っていないといけないこととのことで、対策をどうこうする以前の話だと言われている趣旨の記述がございました。

また、国の運輸安全委員会では、現在調査中ということではございますが、去る11月27日の委員長記者会見におきまして、これまでの船体及び大島大橋の損傷状況の確認、船長、航海士等からの聞き取り調査などで得られた事実情報について説明がありました。

これによりますと、事故当時、ブリッジには船長、2等航海士及び甲板手の計3名が配置されていたこと。また、大島大橋を通過するルートを含む船の航海計画には、船長及び2等航海士の10月20日付の署名が確認されていること。

事故当時、船の喫水線からクレーンやマストまでの高さは、船首側の2つのクレーンは34メートルから35メートル、船尾側の2つのクレーンは35から36メートル、ブリッジ上部にあるマストはアンテナを含めて約42メートルであったと考えられるということ。

次に、事故当時の大島大橋の高さは、橋の図面と当時の潮位から約33メートルであったと考えられるということ。

民間情報会社が受信した船舶自動識別装置、AISによる船の位置情報によると、おおよそ0時27分ごろ、船首部が大島大橋と重なっていることが確認できるということ。

船の損傷状況については、4つのクレーンのうち3つのクレーンの頂部付近に損傷が認められ、

マストが折れていたこと。

大島大橋の損傷状況については、橋桁が損傷するとともに、橋桁の下に設置されていた水道管などがなくなっていたということ。

今後、これまでの調査で得られた事実情報に加え、航海情報記録装置、VDRというそうですが、の解析のほか、安全管理体制など必要な調査を実施して、早急な原因究明に努めるとしております。

本町としましては、運輸安全委員会の事故調査の進捗状況等を注視してまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） まず補償の件ですけれども、今度10人ぐらいの弁護士さんのおいでになるということですが、こうした海事事件を専門に扱っている弁護士さんというのが全国で30ぐらいの法律事務所を持っているという、個人もいろいろありましようけれども、いうふうに、海事事件を専門に扱っている弁護士さんから伺っています。

町の、いろいろ助言をしてくださる弁護士、あるいは顧問弁護士、それから今度来る弁護士、いずれもこうした海事事件の専門知識を持っている弁護士さんなのかどうか、その辺を伺います。

ちなみに、向こうのマックス法律事務所というのも、これは海事事件専門の弁護士で、しかも海事補佐人というのを4人擁していると。この海事補佐人というのは、海難審判法による裁判のときに弁護士の代わりができるという方だそうですが、そうした、きちんと重過失ではないかと主張できる専門的な知識を持った方を擁する方と相談をして対策を考えていくということがまず必要だと、最低限必要だと思いますが、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 今回、住民の方への説明に来ていただける弁護士の方は、海事を専門にされておられる弁護士さんではない。ただ、海事についての情報、海事に関することについて把握しているかどうかというのは、私にはちょっとわからないところでございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 今の段階ではわからないということですが、方針としてはどういっておつもりですか。その辺は海事専門であろうがなかろうが、ええよって言われる弁護士さんをお願いするということにしていく予定ですか。それとも海事専門の弁護士さんをお願いをするということにして、そういう専門性の高い方できちんと損害を賠償させると。

できれば申し立てをしないで、申し立てをした段階で即時抗告をすることによって、重過失というものが初めて裁判になるのかもわかりませんが、それに至るまでのものとしても、そういう専門性の高い弁護士さんかどうかというのは、大きな違いが出てくるのではないかと思います。

るんですが、その辺はどういうふうにお考えですか。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） それは海事を専門とされる弁護士さんがおられるに越したことはないと思いますけれども、ただ、それはまた裁判とか、そういう争いになった時点で考慮されるべきものだろうというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 争いになった時点よりも、今の段階からずっと流れがあるわけですから、その請求を、まず賠償額が幾らになるかというところを計算するところからそういう弁護士に介入していただく、途中から代わってやるというよりも、そういう弁護士さんも介入していただくってことのほうが、より町民に、一人一人に補償が渡るために、そのほうがいいような気がします。その辺もやはり、専門家にも問い合わせていくということを少なくともしていくべきではないでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） いろいろ御提案をいただいている分野もあります。今回の住民の皆さん方に説明をしていただく弁護士さんっていうのは、県とも相談して、県のほうと町のほうとで派遣をするということになりますので、県のほうで選任をしていただいたということになっております。

今回のことは、今、部長が申し上げましたように海事専門だというふうなことでは多分ないのではないかというふうに思っております。要するに、この船責法に基づく、船責法というのはどういふものかという説明とか、もし仮に船責法が、その申し立てが裁判所で認められた場合には、そのときにはこういう額になりますよとか、そうしたときには例えば破産法の適用と同じ手法をとって、例えば全体額の船責分、船責法の制限分を分子として按分した額になりますよとか、そういう分野の説明をしていただくということでございます。

そしてまた損害賠償請求のもと、損害額をはじくためにどういうものが損害賠償の対象になるとか、またはならないとか、またはそれについてどういう資料が要るとか、そういうふうな初期の段階でございまして、今の段階で全国で30人しかいないといわれる海事専門の法律家を、法律事務所を集めてくるということは、多分ちょっとなかなか難しい状況なのではないかというふうに思っています。今回の弁護士さんも優秀な弁護士だと思っておりますが、これも県のほうと一緒に相談をしながら、急遽をお願いをするということでございますので、やはりそんなに海事専門だけを全国から集めるというような、説明会ですからそこまではいっていないのではないかと思います。

それと先ほどから議員さんからの御質問にもありましたような、船責法に基づく制限の申し立

てをするということにはなっていないわけです。申し立てをするためにはいろいろ手続きがありますし、その申し立てをしたときに、今度はそれに対して不服の申し立て、即時抗告ということになるんでしょうが、そのことをするのは、これは多分、町ではなくて県のほうにやっていただくということになるのではないかと思います。不服の申し立てとか即時抗告というのは、例えば一緒になってやらなくても、例えば、誰かが一人やったら済むもの、事足りるのではないかというふうに思っておりますので、そこを申し立てる、申し立てに対して不服の申し立てをする弁護士というのは、やっぱりそういうことに、今、議員さんがおっしゃられたようなできるだけ専門性の高い方がいいのではないかと私も素人考えに思いますが、今のところ説明をしていただくのは、特にそうではないのではないかという気がいたしております。

済みません、私、弁護士さんがどういう専門の方かというのまでは把握しておりませんし、県のほうからも、こういう弁護士さんをお願いしようということで、県と一緒にしてから説明会をするということになっていきますので、それはそれで十分対応できるというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） やはり私は、町民の方一人一人が本当にきちんと賠償がされるように、その立場でいくのなら町としてもそこは県任せではなくて、県任せって言ったらまた違わって言われるかもわかりませんが、町としてもそこをきちんと関心を持って、弁護士をどうするかということも関心を持っていくべきだと思いますし、私はそうした海事専門の詳しい弁護士というものは、やはり全然違う知識を持っているということを感じています。町民の皆さん方のためにそういうふうにしていくことを求めたいと思います。

私、何が重過失かというところで、ここに14の判例を持っています。重過失に関する裁判例で14の判例のうち、5つは重過失を認めています。これは最高裁の昭和51年3月19日、第2小法廷ですが、先ほど3条の3項にあるように、故意に相当すると認められる過失っていうのは日本法でいう重大な過失を意味するもので、運送人の従業員においてわずかな注意をしさえすれば容易に手違いであることがわかったはずであり、そのような手違いがあれば、これは商品の、商法の関係の判例ですので、この運送品が滅失するであろうという違法・有害な結果の発生を予見し得たのにそれをしなかったと、これが重過失だというようなものとか、船の積み荷を盗まれたとかそういうものも重過失にあたるのか、そういう主張をやはり判例に基づいて主張していくのだと思いますが、専門性の高い、裁判というのはいろんなケースがあるわけですから、ここは私が今、14の判例と言ったのは商法に関する、つまり船の積み荷が商品として、その商品が滅失されたことに対する裁判なので、大島の場合は町民が船の衝突によって間接的に損害を受けているという余り例がない、東京でも海上保安庁の方は本当にレアケースだと、こういう例はほと

んどないというふうにおっしゃっていました。そういう意味では、本当に専門性の高い者でなければ、翻って住民の皆さん方の補償をきちんとしていくということにはならないような気がいたします。

2番目の水道にいきたいと思います。

つまり、来年度で調査費を上げているのは、給水場所に給水をする、そこをどういうふうな計画をしていくかと、つまり、今回の事故のときのように、非常時に皆さんに水を取りに来てもらうということを念頭に置いた調査費ということで理解していいですか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） そのとおりです。非常用水源というのは要するに、非常用のときに給水タンクで給水していくための水源という意味でございまして、ですから先ほどから申し上げておりますように、通常に橋が通れるのであれば、それは大島、または柳井市に取りに行ってから給水できるんですが、それも今回なかったわけですし、それで特にそのようにして町内で給水場所を設ける。たくさんの皆さん方が、海底送水を含めてから2本ほど引けばいいじゃないかっていうふうにいろいろお話をいただいておりますから、2本を引くというのは、極端に言えば常時使っていないものが2本つくわけですから、一つは使っていても一つは使っていないということで、その管理ちゅうのは非常に難しいだろうというふうなことで、それで橋が通れば非常用水源が必要だというわけではありませんので、今考えているのはその非常用水源の水源ということで、橋が止まったときですね。

ですから、砂田議員さんが先ほどからおっしゃられるように、それをもって本水源に、今の柳井広域水道から来ている水源の代わりに、代替水源にするという意味ではございません。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） そうするとやはり、今回の事件で、事件といいますか、皆さんが毎日毎日水を取りに来られて大変な経験をした。非常時にはあの経験をまた島民の皆さんにしてもらわなければならないとそういうことになるわけです。

それはやっぱり、今回でも先ほどからありましたように、七十数人の方が身体的ないろんなけがなんかをされたというような、非常時にはそういうことをまた町民の皆さん方にかけてしまうというのは、これはやっぱり、町民の皆さん方からしても納得のいかないところではないかというふうに思うわけです。

今回の水道法でも、11月27日に厚生労働委員会というところで、山口県の周防大島町がということで例を出して、水の回復を早くしてほしいということと、こうした広域水道がどこでも、過剰に、必要以上に水源をかぶせていくと。本町でも金額ベースでは7割程度しか実際には皆さんが使っていない、水道料を払っていないということになっているわけで、それはやはり、私、

橘町の議員のときに記憶があるんですが、人口が増えるという試算を資料の中でしていた記憶があって、それを指摘したこともあるんですが、こうした広域水道によってそこが縛られてしまうと。3月の議会では責任水量制を持ち出すと町長は嫌いましたけれども、そうしたものが水道料としても跳ね返ってくると。

ここを何とかやっぱり脱していかなければ、これから、弥栄ダムからここまで30キロメートルある送水管が、仮に地震などで壊れた場合は、またこの40日間の苦労を町民の皆さん方にさせていかなければならない。ここはやはり課題として見るべきではないでしょうか。その辺はどういうふうにお考えですか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） すごく、安全の確保については、今おっしゃられたことは有効であろうと思いますが、そのことを持ち出すのであれば、昭和50年代から進めてきた柳井広域水道企業団設立、また弥栄ダムから遠隔な原水を柳井日積まで持ってきて、さらにそれを送水・給水するという、これを決めたときのことにさかのぼっていかなければならない話だと思うんです。

議員さんは昭和50年代に議員さんでおられたので、その議論の中に加わっておった数少ない議員さんではないかと思いますが、要するにその当時は、それよりも何よりも非常に町内の、私は橘町でしたが、東和町でも大島町でも非常に夏場になると渇水、断水、そして給水制限ということに大変悩んでおって、何よりもきちんとした断水がない水を確保するというのが一番大きな命題だったのではないかというふうに思います。

そういうことで、それで大島郡4町とか熊本郡や柳井市を含めて、広域的な水道の原水として、弥栄ダムから持ってきたという経緯がございます。当時から水源の一本のその送水管、導水管ということは当然決まっておったわけですから、このことは当然当時から予見がされておったわけで、今ここに来てから1本じゃまずいよねという話にはなかなかなりにくいのではないかと思いますし、これを今ここで複数化するということになる、先ほど申し上げましたように、柳井広域水道企業団からの受水は毎日8,200トン受けておるわけで、これは責任水量でございますから、当然のことながら、年間3億6,000万円ぐらいだったと思いますが、飲んでも飲まなくても要るわけでございますので、これを持っておりながら、さらにまた同じ量の、別に水源を持つということは、それはもうとても事業としては成り立たない話でして、ですから、それは今議論するのではなくて、この議論をするのであれば、昭和50年代の広域水道、広域利水というところにさかのぼっていかなければなりませんし、あるものをできるだけ有効に使っていくということになるのではないかと思いますので、町内で今から整備をしようという調査を行うのは、まさに非常時のときの非常用水源だということに今は限定して調査をしていきたいと思っております。それも、橋が止まらないということ想定したものでございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） いや、私はその広域水道が来た2000年の時代に戻るんじゃないじゃなくて、今の現状からしてどうなのかというところのほうが大事であって、せっかく40日間のあの皆さん方の苦労がまた、何かどこかに給水所が増えるかもわからないけれども、それはもうそれで我慢しろと、それが最高のベストな状態だと、（発言する者あり）ベストじゃないけど、それしかないと今町長言いましたけれども、本当にそれしかないのでしょうか。

埼玉県なんかでは、もう広域水道から脱退しようと、それは行政が言うんじゃないじゃなくて行政以外のところが言っているわけですけども、この広域水道ですっといけばいくほど、今から送水管のほうをやり替えなきゃいけないとか、せっかく今償還しているけれども、本当にその水道料金が30キロメートルもある設備投資に対して間に合うかどうか、償還のほうが早くなって安くなるのかどうか、そこは本当に疑わしいところだと思うのですが、この道ですっと行かなきゃいけないのか、それとも、きちんと町内で水源を確保するためにどうすればいいかを検討していくという道に踏み出すのか、そこは将来の水の問題として非常に分かれ道になると思いますし、今は町長としてはそういうものは見えないというふうに、見えないから広域水道が来たときのあれに戻らんにゃという、そこしか見えていないということでしたけれども、そこはやはり国会でも27日の論議を聞いていますと、そこはもう議論を始めています。そういう離島などの水道については考えなきゃいけないという、はっきりそう言っているんじゃないのであれですが、そういう問題意識は持っているというふうに私は受けとめましたので、それは町だけでやりなさいとは私も思っていないし、国なんかのそうした一定の財政的な措置というものは絶対に必要だと思いますので、そこと合わせながら道を探るということも必要だと思いますが。

もう一点、今回の事故で先ほどからいろいろ議論がありましたけれども、安下庄で1カ所だけだったというのは、私も期間中にどうにかならんのかねというお願いはしたことを覚えているのですが、3月の議会で町長は、各防災倉庫に18基の浄水器が設置されていて、防災センターにも県の浄水器が2基あると、合わせて20基ある、これは燃料さえあればいつでも水が出せると、これで町民の皆さんの飲み水は確保できる、ほかの自治体を見てもここまで整備しているところはないと自負しているという、せっかくの20基の浄水器だったわけですが、今回は一基もこの浄水器が使われなかったというふうに伺っていますが、使われて、きちんと皆さんに行き渡ったのであればそれも仕方なかったかもしれませんが、そうではなくて、先ほど町長も、安下庄のような状況はどこ地域でもあったというのであれば、この浄水器というところには目が行かなかったのかどうか、そこはいかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） はじめの一件でございますが、要するに町内で十分な水源を確保して、

広域水道ではないような水源を確保することも検討しなければならないのではないかとということでございました。

2つ大きな問題があると思うのですが、1つは、少なくなったと言いながらも1日6,000トン弱の水を今、柳井広域水道企業団から供給を受けておるわけです。町内でこの6,000トンの水を常時確保できるということが現実的に可能な数字なのかどうかということを考えていただきたいと思うんです。

町内には、先ほどから申し上げたように旧町のときの簡易水道の浅井戸は複数あります。そして屋代ダムもございまして。いずれも浄水がしていないので、浄水機能と滅菌機能をつけて、なおかつ、くみ上げるポンプと出すポンプをつけなければ何も使えないんですが、それをするということは、現実的に今ある水ですからそれは考えられると思うのですが、これらを含めても1日に6,000トンという水は、ボリュームが全然違うわけです。

そうしますと、町内で水源を確保するということになると、まだまだもっとももっとたくさんの、井戸なり何なりという、いろんなものをつくりまくらにやいけんということになりますが、それは島という特有の水脈とかを考えると、井戸でこの6,000トン余りの水を毎日に確保しようというのは、それはまあ不可能とは言いませんが、ちょっと現実的ではないというふうに思っております。

そして、そうすると水源がものすごい数になるわけです。数になったものを、全部をまたまとめて浄水して、さらにくみ上げるという、それは非常にコストのかかる問題だろうというふうに思っております。

もう一点、広域水道を抜けたら、抜けたらええとは言わんかったんじゃけど、抜けてもいいんじゃないかちゅうような意味合いにも聞こえたんですが、要するに広域水道企業団というのは、柳井、平生、田布施、上関と周防大島町、そしてまた岩国市の由宇地区で構成されておまして、周防大島町が6,000トンを超える——8,200だったかね、(「8,216」と呼ぶ者あり)8,216トンを超えるちゅうことは、はっきり言ってできない。

要するに一部事務組合ちゅうのはつくるときの約束ですから、一部事務組合をつくる時にそういうことを8,600トンを毎日取りますよ、買いますよ、お金払いますよということを約束して、この一部事務組合、柳井広域水道企業団というものが設立されて、それはもう設立されたのはずっと、56年ごろにできて、それから後、平成12年によく給水が始まったということでございます。

私たちがもし柳井広域水道企業団から抜けたら、周防大島町のことでなくて、企業団全部が破綻するということにもなります。破綻するということは、柳井、平生、田布施、上関、全てが破綻をするということにつながるというふうに思うわけございまして、柳井広域水道企業団か

らは抜けることはできないということ、これは地方自治法でできないと思うんです、一部事務組合ですから。それで私たちは抜けますと言ったとき、ほかの議会でから賛成が採れるわけがないということもあります。

というようなことを考えますと、柳井広域水道企業団と運命共同体であるわけです。ですからそれは、この議論をするんだったら、設立のときの議論に戻らなければならないというのはそういうことを言っておるわけでございます。

それと、非常用のポンプの話でしたが、これは実際にあそこへ出してみしてから使うこともやって、例えば沖家室の、新山さんの地域でございますが、沖家室に持って行ってから使いませんかということもやりました。それはどういうものかと言ったら、水は要るわけですね、原水は要るわけです。例えば、川の水でもプールの水でも池の水でもいいんですが、その水を浄化して滅菌して、そこで出すということですから、当然ながらそこに人がついておらにゃいけんわけです。そこに人がついておって、当然ずっと運転しなければならない。それよりも給水所へ取りに行くほうが良いということもありました。

そしてもう1つは、現実的につける人がいなかったんです。それで、沖家室の自治会でも人をつけて利用できませんかと言ったら、それは井戸のほうが、飲料水、適になったんで、例えば不適であればそれで浄水しようかと思ったけど、必要なかったというようなこともありました。

それともう一つは、例えば橋も何も全然、東日本大震災のような状況のところ、例えばプールの水を出して、そこで浄水しまして、これが飲料水ですよというふうなことには使えると思うんです。

しかしながら、防災センターの前でプールから出した水をどうぞということが、本当にそれが現実的なのか、または川からくみ上げて、それを浄水しましたということが可能なのかということになりますが、本当に大非常時で、それもなければ必要だと思うのですが、それよりもきちんとした飲料水を給水ポンプで運ぶほうがより住民のにとっては安心感があるのではないかとということで、特にあちこち少しずつ自治会には紹介しました。

しかしながら、自治会のほうもずっと人をつけるということではできない、町のほうから来てからやってくれと言うから、反対にまたこちら、人をつけて行くほどの人間的な手当てができないということもありましたので、防災倉庫にあるポンプについては、1台はここで出して、1台は沖家室にも一応説明会に行きましたが、それだけで終わっておったということでございます。

○議長（荒川 政義君） 時間、まとめる、1分あげる。

○議員（4番 砂田 雅一君） 1分、ありがとうございます。

橋の安全性について、私は強力な規制をしてもらうようお願いしてはどうかと、今朝の意見書もそういう中身になっていたと思うのですが、海上保安庁もそういう要望をこの間受けて、注

意してくださいというビラは作って船に配っているんですね、あるいは通信、送っているんです。だけど、それだけで本当に大丈夫なのかっていうのを言いたかったんです。

強制力がある安全性、それがやっぱり島内のといいますか、町内の生活を守ることに直につながりますので、そうしたもう少し踏み込んだ、強制的にあそこを通れないようにするような、通ったら罰則があるとか、そういう強力なものとして、国県にお願いしていくべきじゃないかということをお伺いしました。

それから最初の補償の問題については、けがの人数を聞いたのは、この責任制限法で、けがをした場合と物の物損とは約3倍違うんです、一定の係数に掛けるものですね。

ですから、今回のこの事故でいまだに入院されている方がいたり、実際にけがをされている方に対しては、やっぱり特別にその損害賠償として、そのような方々には来たら説明するんじゃないかと、そういうことがありますよという説明なども必要ではないかということで、そこを聞いたつもりなんです、答弁してもらえたらお願いします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 大型船の規制の問題ですが、大島大橋損傷事故の再発防止のために、大型船の航行制限とか事前通告の義務付けなどの対策を国にも求めるべきだと、国というか、それを求めるべきではないかということでございますが、これは県の日本共産党の河合議員も同じような質問をされておられますので、それは十分御承知のことだと思いますが、町といたしましても、今回の事故について原因究明とか再発防止のために国の運輸安全委員会において、これまで相当議論をされておりますし、調査もされておるといふふうに聞いております。

そこで今後、航海情報記録装置の解析とか、そういう高度な、精密なことをやっていくんだというふうに聞いておりますし、安全管理体制などの必要な調査も実施していくというふうに聞いておりますので、私たちとすれば、現時点ではそこまで国に求めるというよりも、むしろその運輸安全委員会の結果を待ってみたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 砂田議員さんが言われる、けがが3倍になるとか、その規定はおそらく直接的な被害、直接被害において身体にけがをした場合に限られるもので、今回の場合は間接的なものですから、そこはないのではないかと。

ただ、説明会等の内容につきましては、もちろん来られない方もおられますし、その内容については、また改めてお知らせできるような格好にしたいというふうに思っております。必ずしも今回来ないと何もわからないということにはしたくないというふうに思っています。

○議長（荒川 政義君） 以上で、砂田議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩をいたします。

午後 5 時02分休憩

午後 5 時11分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、1 番、藤本議員。

○議員（1 番 藤本 浄孝君） 議席番号1 番、藤本浄孝です。一般質問をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

もう既に一般質問、皆様の質問が終えられまして、私の通告させていただいているものも、お答えを皆さんからいただいているところが多いので、かいつまんでと言うとあれですが、まとめて質問をさせていただければと存じます。

質問と趣旨内容について述べさせていただきます。改めてよろしく願いいたします。

まずは、貨物船衝突事故による住民被害に関する今後の対応についてということであります。

町内では、およそ4 0 日間に及ぶ断水に見舞われました。そのほか橋の通行規制など多くの住民に被害が出ました。現在、車両の通行規制や断水は解消しましたが、いまだに大島大橋の歩道、送水管が布設された歩道は片側交互通行であり、大島商船高専の学生は、朝の7時半から8時半までの通行時間に、およそ3 0 0名の学生さんが自転車を押して歩いて橋を渡っています。

私も先日出かけまして、先生、また皆さんにお話を伺ったところ、交互通行のため、帰りの時間も通行可能な時間に合わせる。また、安全のため柳井側と大島側に先生が毎朝お立ちになるとのことでした。そして、橋を警備する警備員の方は今月1 6日までの勤務ということで、まだまだ不便を強いられており、学業に支障が出ないか心配なところで、解決が求められるところであります。まだまだ衝突事故の被害は続いていると、言うことができます。

このたびの貨物船衝突事故による断水や橋の通行規制により住民が受けた被害は実に大きく、その被害を早急に把握することが必要であります。

事業者に向けての支援が早く実現をされておりますけれども、住民被害の把握と解決は今後の課題であり、住民相談窓口の設置や住民アンケートによる実態把握に取り組み、声なき声に耳を傾けるべきであると考えますが、町の方針を御答弁をいただきたいと思っております。

そして、住民の損害という観点から見ますと、断水は生活インフラを脅かす深刻なものでありましたが、私が住民の皆さんに対し聞き取りをさせていただく中で、断水中、各御家庭においては、まず1つのパターンとして、普段から井戸水を使用している。そしてパターン2としまして、水道を使用しているけれども利用できる井戸がある。またパターン3番目といたしまして、家庭で使用する全ての水が水道であり、給水所で全てを賄っている等々、状況はさまざまであったと

いう現状であります。ですから、各家庭の状況によって物品購入や入浴のときの移動費用の差が生じていたということも事実であります。

事故による賠償を求めたいという住民の声も大きいですが、各世帯の被害実態をどのように把握し、算出していくべきであるか。そして、できること、できないことを町民に発信をしながら、それをどのように説明をするのかということ、町の方針を御答弁いただければと存じます。

また、今回の事故を教訓にして防災上の観点から申し上げますと、このたびの事故への町の対応について住民の意見を十分に確認し、今後、地震や台風による生活インフラが停止した際の準備が必要であると考えます。今回の事故対応の振り返りに取り組んでいただき、これから住民への情報提供や対策、準備、緊急時の2次水源の確保など、これからの危機管理の方針を伺います。

2つ目の質問にまいります。2つ目の質問は病院事業の運営についてであります。

先般の議会だより55号において、9月26日に開催しました全員協議会について、議会広報編集特別委員会より病院事業の運営について報告をさせていただきました。私も委員として文章を作成させていただきましたけれども、住民の皆さんの関心も高いものがあり、また、私も議会の一員として町の病院事業を見つめ、10年、20年後を見据えた議論と検証が必要と、思いを新たにいたしました。

近隣の市町を見ましても、公営病院を維持しているのは、岩国市が2病院、光市が2病院、そして周防大島町は3病院とあります。これらの周防大島町が運営している公営病院を将来的に負担としていくのか、それとも社会資本として町民の財産としてうまく維持していくのか。これは現在の運営判断に大きくかかわってくると思うところであります。そしてまたそれは、2つの老健、看護学校も同様であります。

平成19年には、総務省から公立病院改革プランの策定が要請されて、本町でも平成21年にプラン作成がなされ、24年、25年には実施状況が公表され、現在でも町のホームページで閲覧できます。このように10年以上運営改革に取り組まれてきた中で、人口減少、診療報酬の改定、消費税・人件費の増加により、収支の悪化が見られるところであります。改革について、これからますます力を入れる必要があると考えるところであります。

町の病院事業は、昭和44年、人口4万3,000人のころを想定して計画されており、現在の人口規模を鑑み運営方針を決めていくことが課題であります。また会計についても、周防大島の病院事業局の会計は公営企業会計で示されるもので、特に現金を伴わない赤字である減価償却分を赤字に計上する等、複雑な会計になっています。よって赤字額についても、その内容について検討を重ねることが大切と考えます。

しかし、全体的には赤字決算であることにはかわりなく、これからの人口規模に合わせた各病院施設の役割を見直すことが急がれます。病院事業は住民にとって重要な生活インフラであり、

病院事業局と町の連携が重要であると考えますが、今後の方針を伺います。

以上が質問でございます。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 藤本議員さんの、貨物船衝突事故による住民被害に関する今後の対応についての御質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の、事業者に向けては県と町の支援がいち早く組まれたが、住民被害については今後の課題であり、相談窓口の設置や住民アンケートによる実態把握に取り組み、解決すべきところのお尋ねであります。

藤本議員さんのお示しのとおり、住民被害の実態を把握することは今後の大きな課題であると考えておりますし、認識いたしておるところであります。このため、まずは弁護士による説明会を開催し、その後、総務課に電話相談窓口を開設しようと計画をいたしております。住民窓口を開設して、そして住民被害の取りまとめへの対応を行うとしておるところでございます。

なお、住民アンケートによる実態把握につきましては、実施の可否も含めまして顧問弁護士や山口県とも相談し、検討したいと考えておりますが、例えば、アンケートの中で被害額を確定するということはとてもできない話でありまして、アンケートの中で、こういうことに困ったとか、全体のアバウトな、大枠での大変苦勞したということ、いろいろな私たちが知り得ないことを教えていただくということについてはアンケートも必要なのではないかと考えておりますが、今のところ、住民被害の取りまとめということについては、アンケートではとても被害は取りまとめられないのではないかと考えております。

2点目の、事故による賠償を求めたいという住民の声も大きいですが、各世帯の被害実態をどのように把握し、算出していくのかというお尋ねでございますが、住民の損害額の把握は、最終的には役場が中心となって対応していく必要があるのではないかとこのように思っております。

具体的な取りまとめ方法は、現在検討中でもあります。説明会をまずやっていただいて、その説明会の中でもどういったその、この被害額を算定するのかということの方法も説明していただく予定にしておりますので、それぞれ被害を受けた方が作成した書類をまず役場のほうで受け付けを行いまして、記載漏れ等がないかどうか書類をチェックし、そして損害額の集計作業を行うよう考えているところでありますが、この作業がそんなに簡単にスムーズにいくものかなというふうにも思っているところでございます。

1つ例を挙げますと、例えば直接的な損害額、直接的なといいますか、例えば領収書がついておってその損害額が確定できるものと、もう一つは慰謝料的な分野も、私はどうしても慰謝料をもらわなきゃ困るという方も当然おられると思います。そのようなことがどうなるのかという私も疑問を持っておりますが、そういうことを弁護士の説明会できちんと、こういうものが損害賠

償請求の対象になりますよということをきちんと把握いただいて、それに基づいた、当然ながら様式もちゃんと作って、それに基づいた書類を作成していただき、それを役場のほうで受け付けてそのチェックをし、損害額の集計をするというのが今のところ予定されているところでございます。説明会のお話を十分聞いていただきたいと思いますと思っております。

次に、これからの危機管理の方針についての御質問でございました。

住民の方々への情報提供とか対策準備についてですが、防災行政無線、町のホームページ、防災メール、フェイスブックや自治会向けの文書、回覧など、既存の方法による情報提供を充実させることとともに、今回の事故対応を踏まえて、広域断水などへの対策に活かしてまいりたいと思っております。

次に、緊急時の2次水源の確保につきましては、11月2日に山口県知事、山口県議会議長、そして周防大島町の議長と私とで、国の関係機関に対しまして、第2の送水管の開設とか、または町内での非常用第2水源の確保、これらについて、もしこういうことをやるとすれば、財政支援が絶対に必要ですよということについて要望するとともに、広域水道企業団との責任水量契約に基づく受水費を負担しながら、維持管理費用を極力水道料金に転嫁しないで済むような、そのような方法で広域水道受水前の旧水源とか屋代ダムなど、町内で非常時に浄水機による給水活動の水源として活用できる水源を確保するため、先ほどから何度も申し上げておりますように、調査費を来年度予算に計上する予定としておりますが、先ほどからの砂田議員さんとの議論にもありましたように、やはりこれは、町内に水源を求めるとするのは、今回の橋が通行止めになったということについて、橋が通行止めになれば柳井市、大島の観光センターのところに水を取りに行けない状況がありましたので、そうしたら今度は船で持ってくるという非常に効率の悪い取水方法だったのですが、これらのことも含めて考えていかなければならないというふうに思っております。

あとは、病院は管理者のほうからお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 藤本議員さんの、病院事業の運営についての御質問にお答えいたします。

病院事業については、昭和34年10月に大島郡の4町により、3病院5診療所の病床218床を有する公的施設を運営するため、一部事務組合の大島郡国民健康保険診療施設組合として発足しております。

赤字運営することなく進めてきた事業も平成18年度から赤字経営を継続する状況となり、平成29年度の決算においては約8億円の赤字となっております。この中には現金の支出を伴わない減価償却費等が費用に含まれていたり、また、起債の借り入れや償還が収支に影響しない経理と

なっております。

医療・介護を取り巻く環境は、年々厳しさを増す状況であり、国の医療費抑制等の社会保障政策、医師をはじめとする医療従事者等の偏在により人員確保が困難な状況にあります。

このような状況の中、目まぐるしく進む医療技術や専門的医療に優れている総合病院等に引けをとらないように町立病院を充実させていくことは困難ではないかと思っているところですが、町民の皆様には、医療及び介護の確保は安心して暮らせる大きな要素であると思っております。

収入の増加や費用の抑制等、赤字縮減に努める一方、町部局においても再編交付金等の制度を活用して病院事業局に対して、できる限り繰り出していただいているところです。

本年9月の議会定例会後の全員協議会において、株式会社日本経営より、第3者から見た病院事業局の現状及び今後について説明していただきました。

現在、今年度中を目標に改革案やスケジュール案を作成し、町民の皆様への説明の時期や方法についても議員の皆さまにお示しできるよう、株式会社日本経営と協議を重ねているところでございます。町民の皆さまへは、会計制度も含め、わかりやすい説明をしたいと思っております。

病院事業局としては、町部局と密に連携しながら、この難局を乗り切っていきたいと思っておりますので、議員の皆様方にも御理解と御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本議員。

○議員（1番 藤本 浄孝君） 御答弁いただきました。

断水の件に関しましては、私が一つ懸念に思っておるのが、断水の折に井戸を使われた御家庭が、もうこのまま水道に戻さずに井戸をそのまま使おうかなとか、これから井戸を掘ろうかとか、そういうことを考えておられる方もおられるようです。

私もそのような方にお出会いしたときは、災害のときがあるので、電気が止まったときは水道のほうがいいですよというようなこととお話をするんですけども、それで私ちょっと気になって、平成29年3月に出ています町の水道計画を読みましたら、水道管の耐震が全国平均が36%に対して、まだ周防大島町は10%台なので、これも早く取り組んでいただいて、安全安心な水道にしていいただければと思います。

石原先生からも御答弁いただきまして、ありがとうございました。

私からは以上です。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 井戸を、水質検査を行った結果、この水道が飲料水に適であったということで、もう町水道に返すんじゃなくてから、このまま井戸水を使おうじゃないかという方がたくさん出るんじゃないかという懸念があるということをお質問をいただきました。確かにそういう声もちょくちょくお聞きします。

しかしながら、やはり井戸水というのは先ほども申し上げましたが、やはりきちんとした管理をしておることが、まず一つ条件なので、それともう一つは、井戸水というのは自然に浄水されておるといふ水でございます。そして、それについて滅菌ということは当然やっていないわけなんです。ですから、滅菌をしなくてもきれいな水ですよといふのはよくお聞きします。

ただ、町の水道、上水といふのはきちんと浄水し、なおかつ滅菌し、そしてそういう安全管理をきちんとやった水を皆さんに供給しておるわけですよといふことは申し上げております。ですが、井戸はだめなんですよといふことはとても言えませんが、ただ、自家用の井戸は滅菌はされていないといふふうに思います。

しかしながら、何十年もこれ飲んできたのに全然こんなこと、腹が痛くなるようなことないよといふのはよくわかります。ただ、それはそれで、それぞれの自己水源を自分の自己責任でもって使うということであるといふふうに思っております。ですから、安心安全な町の水道を飲んでいただきたいといふことは申し上げておるところでございます。

一応、あなた方が悪いとは言っておりません。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） 現在、水道法等でいろいろ議論されて、全国的にも老朽化が問題視されておりますけれども、本町におきましても長寿命化計画等は策定しておりますので、それに基づきまして水道料に転嫁されない程度で改修してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 藤本議員。

○議員（1番 藤本 浄孝君） ありがとうございます。私も安心安全な水道がしっかりとこの先も使えて、そして安全なおいしいお水が飲めることを私も願っておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 以上で、藤本議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

○議長（荒川 政義君） これにて、本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

次の会議は、12月19日水曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（舛本 公治君） 御起立願います。一同、礼。

午後5時34分散会
